

附 属 资 料

附属資料 目次

附属資料 1	世界の災害に比較する日本の災害被害	附- 1
附属資料 2	自然災害における死者・行方不明者数	附- 2
附属資料 3	自然災害による死者、行方不明者内訳	附- 3
附属資料 4	我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況	附- 4
附属資料 5	我が国における近年の主な自然災害	附- 5
附属資料 6	施設関係等被害額及び同被害額の国民総生産に対する 比率の推移	附- 6
附属資料 7	平成24年発生災害による災害別施設関係等被害額	附- 6
附属資料 8	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の概要	附- 7
附属資料 9	1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位	附- 7
附属資料 10	阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較	附- 8
附属資料 11	東日本大震災とスマトラ島沖大地震の比較	附- 9
附属資料 12	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による 津波の岩手県から福島県までの浸水範囲図	附-10
附属資料 13	平成23年（2011年）東北太平洋沖地震を原因とする津波	附-11
附属資料 14	東日本大震災における被害額の推計	附-12
附属資料 15	戦後の防災法制度・体制の歩み	附-13
附属資料 16	災害対策に関する主な法律の一覧	附-14
附属資料 17	災害対策基本法制定から現在までの社会環境の変化	附-16
附属資料 18	防災計画の構成と体系	附-19
附属資料 19	防災基本計画の修正履歴	附-20
附属資料 20	中央防災会議の組織について	附-21
附属資料 21	近年の中央防災会議の開催状況（平成20年以降）	附-22
附属資料 22	中央防災会議専門調査会の設置状況	附-23
附属資料 23	年度別防災関係予算額	附-24
附属資料 24	防災関係予算額の推移	附-25
附属資料 25	防災関係予算内訳割合の推移	附-25
附属資料 26	主な施設・構造物についての耐震基準と耐震改修の現状	附-26
附属資料 27	住宅及び特定建物の耐震化の状況	附-28
附属資料 28	公立小中学校施設の耐震化の状況	附-28
附属資料 29	病院の耐震化の状況	附-29
附属資料 30	災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化の状況	附-29

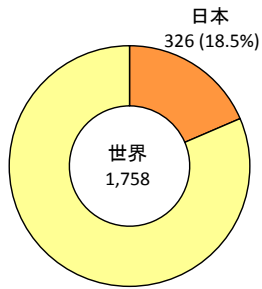
附属資料31	防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況	附-30
附属資料32	国の庁舎の耐震化の状況	附-30
附属資料33	公共インフラ等の耐震化の状況	附-31
附属資料34	地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	附-31
附属資料35	避難場所等の指定状況	附-32
附属資料36	ハザードマップの整備状況	附-32
附属資料37	市区町村間で相互応援協定を締結している市区町村の割合	附-33
附属資料38	企業等と協定を締結している市区町村の割合	附-33
附属資料39	備蓄を行っている市区町村の割合	附-34
附属資料40	学校における備蓄状況	附-34
附属資料41	緊急避難場所等に指定されている学校の防災関係施設・ 設備の整備状況	附-35
附属資料42	災害が想定される市区町村における避難勧告等の 発令基準の策定状況	附-35
附属資料43	平成25年度総合防災訓練大綱に基づき 政府が行っている訓練の概要	附-36
附属資料44	市区町村における防災訓練の実施状況	附-37
附属資料45	消防団員数の推移	附-37
附属資料46	消防団員の年齢構成比率の推移	附-38
附属資料47	水防団員数の推移	附-38
附属資料48	自主防災組織の推移	附-39
附属資料49	都道府県別自主防災組織活動カバー率	附-39
附属資料50	住民が大地震に備えてとっている対策	附-40
附属資料51	住民の防災に関する備えや取組	附-41
附属資料52	地震保険の契約件数等の推移	附-42
附属資料53	自助、共助、公助の対策に関する意識	附-42
附属資料54	平成25年以降に発生した主な災害における各府省庁の 対応	附-43
	54- 1 平成25年梅雨期における大雨等	附-43
	54- 2 平成25年8月23日から大雨等	附-44
	54- 3 平成25年9月2日及び4日の竜巻等	附-45
	54- 4 平成25年台風第18号	附-46
	54- 5 平成25年台風第26号及び第27号	附-47
	54- 6 平成25年11月末からの大雪等	附-48

附属資料 55	緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況	附-51
附属資料 56	政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降）	附-52
附属資料 57	災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降）	附-53
附属資料 58	被災者生活再建支援制度の概要	附-56
附属資料 59	被災者生活支援制度に係る支援金の支給について	附-58
附属資料 60	過去5年の激甚災害の適用実績	附-61
附属資料 61	学習指導要領等における主な防災教育関連記述	附-62
附属資料 62	1900年以降の世界の主な自然災害の状況	附-67
附属資料 63	世界の自然災害による被害状況の推移	附-70
附属資料 64	国の一人当たり平均所得別自然災害による死者数の割合	附-70
附属資料 65	近年の自然災害による被災額のGDP比が大きい事例	附-71
附属資料 66	技術協力プロジェクト事業における 防災関係の事例（2013年度）	附-72
附属資料 67	国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資供与の実績（1）	附-74
附属資料 68	世界のマグニチュード6以上の震源分布とプレート境界	附-75
附属資料 69	我が国の主な被害地震（明治以降）	附-76
附属資料 70	気象庁震度階級関連解説表	附-77
附属資料 71	津波予報区	附-81
附属資料 72	地震対策緊急整備事業計画	附-82
附属資料 73	地震防災緊急事業五箇年計画の概算事業量等	附-83
附属資料 74	大規模地震防災・減災対策大綱	附-84
附属資料 75	大規模地震対策特別措置法による東海地震対策	附-85
附属資料 76	東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）	附-86
附属資料 77	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する 特別措置法による南海トラフ地震対策	附-87
附属資料 78	南海トラフ地震防災対策推進地域市町村一覧	附-88
附属資料 79	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域市町村一覧	附-90
附属資料 80	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 （市町村一覧）	附-91
附属資料 81	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領 について	附-92
附属資料 82	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略 について	附-93
附属資料 83	世界の火山の分布状況	附-93

附属資料 84	火山防災対策の取組状況	附-94
附属資料 85	我が国の主な火山噴火及び噴火災害	附-95
附属資料 86	我が国の海溝と活断層の分布	附-96
附属資料 87	土砂災害の発生状況の推移	附-96
附属資料 88	市町村別の土砂災害危険個所の状況	附-97
附属資料 89	竜巻の発生位置の分布図	附-98

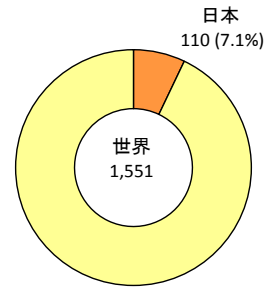
附属資料 1 世界の災害に比較する日本の災害被害

マグニチュード6.0以上の地震回数



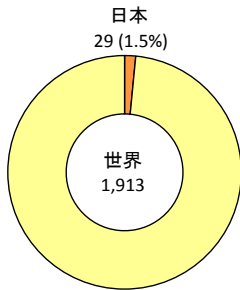
出典：USGS（世界）
2003年から2013年 防災白書（日本）
2013年 気象庁（日本）

活火山数



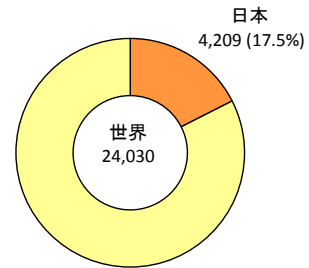
出典：スミソニアン自然史博物館（世界）
気象庁（日本）

災害死者数（千人）

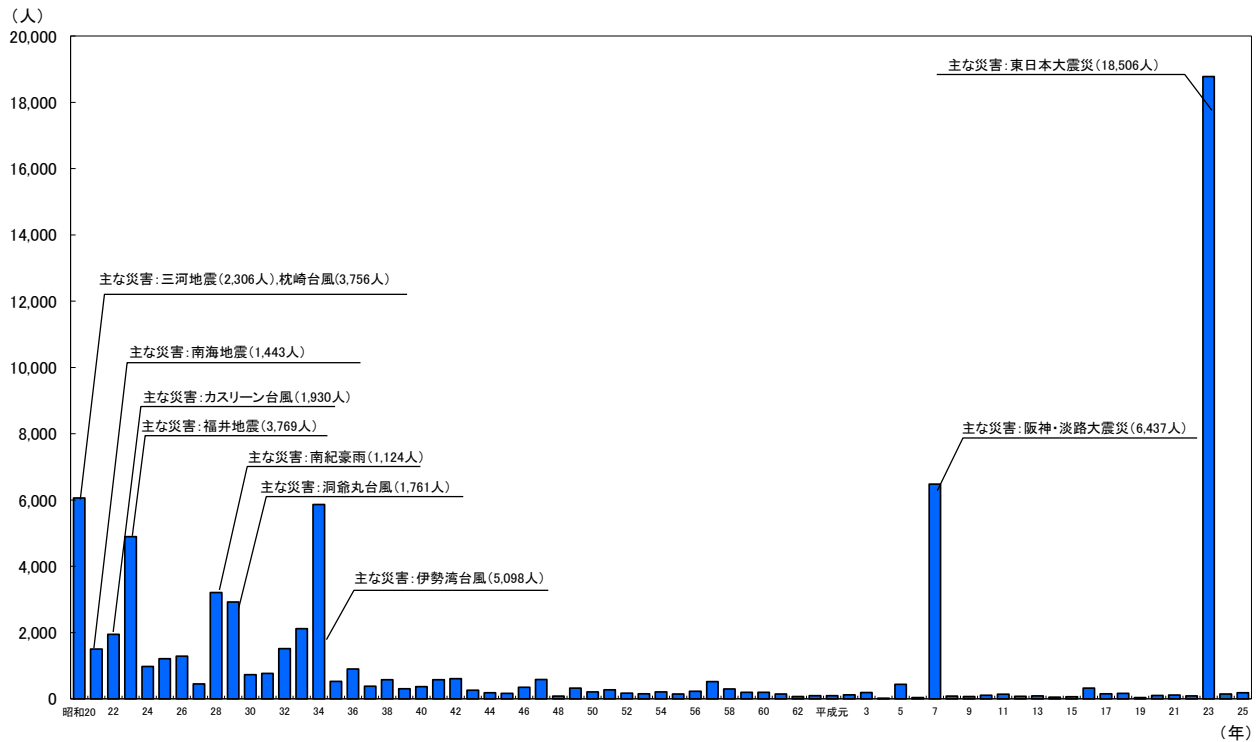


出典：CRED 1984-2013年の合計。EM-DAT：The OFDA/CRED International Disaster Database - www.emdat.be,
Université Catholique de Louvain, Brussels (Belgium) の資料をもとに内閣府作成。

災害被害額（億ドル）



附属資料2 自然災害における死者・行方不明者数



(注) 平成7年の死者のうち、阪神・淡路大震災の死者について、いわゆる関連死919人を含む（兵庫県資料）
 平成23年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値
 （平成23年の死者・行方不明者のうち、東日本大震災については、警察庁資料「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」（平成26年5月9日）による）
 出典：昭和20年は主な災害による死者・行方不明者（理科年表による）。昭和21～27年は日本気象災害年報、
 昭和28年～37年は警察庁資料、昭和38年以降は消防庁資料をもとに内閣府作成

附属資料3 自然災害による死者、行方不明者内訳

年	風水害	地震・津波	火山	雪害	その他	合計
平成5年	183	233	1	9	11	437
6	8	3	0	21	7	39
7	19	6,437	4	14	8	6,482
8	21	0	0	28	35	84
9	51	0	0	16	4	71
10	80	0	0	28	1	109
11	109	0	0	29	3	141
12	19	1	0	52	6	78
13	27	2	0	59	2	90
14	20	0	0	26	2	48
15	48	2	0	12	0	62
16	240	68	0	16	3	327
17	48	1	0	98	6	153
18	87	0	0	88	2	177
19	14	16	0	5	4	39
20	21	24	0	48	7	100
21	76	1	0	35	3	115
22	31	0	0	57	1	89
23	136	18,510	0	125	2	18,784
24	52	2	0	138	0	192
25	85	0	0	103	0	188

(注) 本表は、対象年の1月1日から12月31日の死者・行方不明者数を表す。

平成25年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値

(平成23年に起きた災害のうち「地震・津波」欄のうち、東日本大震災分は警察庁資料「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(平成26年5月9日)による。)

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

附属資料4 我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況

年 月 日	災 害 名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
昭和 20. 1. 13	三河地震 (M6.8)	愛知県南部	2,306人
9. 17 ~ 18	枕崎台風	西日本 (特に広島)	3,756人
21. 12. 21	南海地震 (M8.0)	中部以西の日本各地	1,443人
22. 8. 14	浅間山噴火	浅間山周辺	11人
9. 14 ~ 15	カスリーン台風	東海以北	1,930人
23. 6. 28	福井地震 (M7.1)	福井平野とその周辺	3,769人
9. 15 ~ 17	アイオン台風	四国~東北 (特に岩手)	838人
25. 9. 2 ~ 4	ジェーン台風	四国以北 (特に大阪)	539人
26. 10. 13 ~ 15	ルース台風	全国 (特に山口)	943人
27. 3. 4	十勝沖地震 (M8.2)	北海道南部、東北北部	33人
28. 6. 25 ~ 29	大雨 (前線)	九州、四国、中国 (特に北九州)	1,013人
7. 16 ~ 24	南紀豪雨	東北以西 (特に和歌山)	1,124人
29. 5. 8 ~ 12	風害 (低気圧)	北日本、近畿	670人
9. 25 ~ 27	洞爺丸台風	全国 (特に北海道、四国)	1,761人
32. 7. 25 ~ 28	諫早豪雨	九州 (特に諫早周辺)	722人
33. 6. 24	阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12人
9. 26 ~ 28	狩野川台風	近畿以東 (特に静岡)	1,269人
34. 9. 26 ~ 27	伊勢湾台風	全国 (九州を除く、特に愛知)	5,098人
35. 5. 23	チリ地震津波	北海道南岸、三陸海岸、志摩海岸	142人
38. 1.	昭和38年1月豪雪	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	231人
39. 6. 16	新潟地震 (M7.5)	新潟、秋田、山形	26人
40. 9. 10 ~ 18	昭和40年台風第23、24、25号	全国 (特に徳島、兵庫、福井)	181人
41. 9. 23 ~ 25	昭和41年台風第24、26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	317人
42. 7. ~ 8.	7、8月豪雨	中部以西、東北南部	256人
43. 5. 16	十勝沖地震 (M7.9)	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52人
47. 7. 3 ~ 15	昭和47年台風第6、7、9号及び7月豪雨	全国 (特に北九州、島根、広島)	447人
49. 5. 9	伊豆半島沖地震 (M6.9)	伊豆半島南端	30人
51. 9. 8 ~ 14	昭和51年台風第17号及び9月豪雨	全国 (特に香川、岡山)	171人
52. 1.	雪害	東北、近畿北部、北陸	101人
52. 8. 7 ~ 53. 10.	有珠山噴火	北海道	3人
53. 1. 14	伊豆大島近海地震 (M7.0)	伊豆半島	25人
6. 12	宮城県沖地震 (M7.4)	宮城県	28人
54. 10. 17 ~ 20	昭和54年台風第20号	全国 (特に東海、関東、東北)	115人
55. 12. ~ 56. 3.	雪害	東北、北陸	152人
57. 7. ~ 8.	7、8月豪雨及び昭和57年台風第10号	全国 (特に長崎、熊本、三重)	439人
58. 5. 26	日本海中部地震 (M7.7)	秋田、青森	104人
7. 20 ~ 29	梅雨前線豪雨	山陰以東 (特に島根)	117人
10. 3	三宅島噴火	三宅島周辺	-
12. ~ 59. 3.	雪害	東北、北陸 (特に新潟、富山)	131人
59. 9. 14	長野県西部地震 (M6.8)	長野県西部	29人
61. 11. 15 ~ 12. 18	伊豆大島噴火	伊豆大島	-
平成 2. 11. 17 ~	雲仙岳噴火	長崎県	44人
5. 7. 12	北海道南西沖地震 (M7.8)	北海道	230人
7. 31 ~ 8. 7	平成5年8月豪雨	全国	79人
7. 1. 17	阪神・淡路大震災 (M7.3)	兵庫県	6,437人
12. 3. 31 ~ 13. 6. 28	有珠山噴火	北海道	-
6. 25 ~ 17. 3. 31	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	東京都	1人
16. 10. 18 ~ 21	平成16年台風第23号	全国	98人
10. 23	平成16年(2004年)新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
17. 12. ~ 18. 3.	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
19. 7. 16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
20. 6. 14	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北 (特に宮城、岩手)	23人
22. 12. ~ 23. 3.	雪害	北日本~西日本にかけての日本海側	131人
23. 3. 11	東日本大震災 (Mw9.0)	東日本 (特に宮城、岩手、福島)	18,506人
23. 8. 30 ~ 23. 9. 5	平成23年台風第12号	近畿、四国	94人
23. 11. ~ 24. 3.	平成23年11月からの大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	133人
24. 12. ~ 25. 3.	平成24年11月からの大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	104人
25. 11. ~ 26. 3.	平成25年11月からの大雪等	北日本から関東甲信越地方 (特に山梨)	95人

- 注) 1. 死者・行方不明者について、風水害は500人以上、雪害は100名以上、地震・津波・火山噴火は10人以上のものほか、「災害対策基本法」による非常災害対策本部等政府の対策本部が設置されたもの。
 2. 阪神・淡路大震災の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515人。
 3. 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震の死者は、平成12年7月1日の地震によるもの。
 4. 平成25年以降の死者・行方不明者数は内閣府取りまとめによる速報値。

出典：気象年鑑、理科年表、警察庁資料、消防庁資料、緊急災害対策本部資料、兵庫県資料をもとに内閣府作成

附属資料5 我が国における近年の主な自然災害

年 月 日	災 害 名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
平成 15. 5. 26	宮城県沖を震源とする地震 (M7.1)	東北地方	0人
7. 18 ~ 21	梅雨前線豪雨	九州地方	23人
7. 26	宮城県北部を震源とする地震 (M6.4)	宮城県	0人
8. 7 ~ 10	平成15年台風第10号	北海道を中心とする全国	19人
9. 11 ~ 14	平成15年台風第14号	沖縄県を中心とする全国	3人
9. 26	平成15年(2003年)十勝沖地震 (M8.0)	北海道	2人
16. 7. 12 ~ 13	平成16年7月新潟・福島豪雨	新潟県、福島県	16人
7. 17 ~ 18	平成16年7月福井豪雨	福井県	5人
7. 29 ~ 8. 6	平成16年台風第10号・第11号及び関連する大雨	中国、四国地方	3人
8. 17 ~ 20	平成16年台風第15号及び関連する大雨	東北、四国地方	10人
8. 27 ~ 31	平成16年台風第16号	西日本を中心とする全国	17人
9. 5	紀伊半島沖・東海沖を震源とする地震 (M7.1,M7.4)	愛知県、三重県、和歌山県	0人
9. 4 ~ 8	平成16年台風第18号	中国地方を中心とする全国	45人
9. 26 ~ 30	平成16年台風第21号	西日本を中心とする全国	27人
10. 8 ~ 10	平成16年台風第22号	東日本太平洋側	9人
10. 18 ~ 21	平成16年台風第23号	近畿、四国地方を中心とする全国	98人
10. 23	平成16年(2004年)新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
12. ~ 17. 3.	雪害	北海道、東北及び北陸地方等	88人
17. 3. 20	福岡県西方沖を震源とする地震 (M7.0)	福岡県	1人
6. 27 ~ 7. 25	梅雨前線による大雨	東北地方南部から九州地方	12人
7. 23	千葉県北西部を震源とする地震 (M6.0)	東京、埼玉、神奈川、千葉	0人
8. 16	宮城県沖を震源とする地震 (M7.2)	東北地方	0人
8. 25 ~ 26	平成17年台風第11号	関東、東海地方	0人
9. 4 ~ 8	平成17年台風第14号	中国、四国、九州地方を中心とする全国	29人
12. ~ 18. 3.	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
18. 6. 10 ~ 7. 29	梅雨前線による豪雨	関東、中部、近畿、中国、九州地方	33人
9. 15 ~ 9. 20	平成18年台風第13号	中国、九州地方	10人
11. 7	佐呂間町における竜巻	北海道(佐呂間町)	9人
19. 3. 25	平成19年(2007年)能登半島地震 (M6.9)	石川県	1人
4. 15	三重県中部を震源とする地震 (M5.4)	三重県	0人
7. 5 ~ 17	平成19年台風第4号及び梅雨前線による大雨	中部、四国、九州地方	7人
7. 16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
8. 2 ~ 4	平成19年台風第5号	九州地方	0人
9. 6 ~ 8	平成19年台風第9号	東北、関東、中部地方	3人
9. 13 ~ 18	平成19年台風第11号及び前線による大雨	東北地方	4人
10. 1	神奈川県西部を震源とする地震 (M4.9)	神奈川県	0人
20. 2. 23 ~ 24	低気圧による被害	北海道、東北、中部地方	4人
6. 14	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北地方(特に宮城、岩手)	23人
7. 24	岩手県沿岸北部を震源とする地震 (M6.8)	北海道、東北地方	1人
7. 28 ~ 29	大雨による被害	北陸、近畿地方(特に兵庫)	6人
8. 26 ~ 31	平成20年8月末豪雨	東北、関東、東海、中国地方(特に愛知)	2人
21. 7. 21 ~ 26	平成21年7月中国・九州北部豪雨	中国、九州地方(特に山口、福岡)	35人
8. 10 ~ 11	平成21年台風第9号	近畿、四国地方(特に兵庫)	27人
8. 11	駿河湾を震源とする地震 (M6.5)	東海地方	1人
10. 7 ~ 8	平成21年台風第18号	東北、関東、中部、近畿地方	5人
22. 2. 28	チリ中部沿岸を震源とする地震による津波	東北、関東、東海、近畿、四国地方	0人
6. 11 ~ 7. 19	平成22年梅雨前線による大雨	中国、九州地方を中心とする全国	21人
10. 18 ~ 30	鹿児島県奄美地方における大雨	鹿児島県(奄美)	3人
11. ~ 23. 3.	平成22年11月からの大雪	北海道、東北及び北陸地方等	131人
23. 1. 26 ~ 3. 11	霧島山(新燃岳)の噴火	宮崎県、鹿児島県	0人
3. 11	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 (Mw9.0)	東北地方を中心とする全国	18,506人
7. 19 ~ 24	平成23年台風第6号	関東、東海、近畿、四国地方	3人
7. 28 ~ 30	平成23年7月新潟・福島豪雨	東北、北陸地方(特に新潟、福島)	6人
8. 30 ~ 9. 5	平成23年台風第12号	関東、東海、近畿、中国、四国地方	98人
9. 15 ~ 22	平成23年台風第15号	全国	19人
11. ~ 24. 3.	平成24年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	133人
24. 5. 6	平成24年5月に発生した突風等	関東地方(特に茨城、栃木)	3人
6. 18 ~ 6. 20	平成24年台風第4号	全国	1人
7. 2	平成24年7月3日からの大雨	九州、沖縄地方を中心とする全国	2人
7. 11	平成24年7月11日からの大雨	九州北部地方を中心とする全国	32人
8. 13	平成24年8月13日からの大雨	近畿、中部地方	3人
9. 15	平成24年台風第16号	全国	0人
9. 28	平成24年台風第17号	中部、近畿、九州、沖縄地方	1人
11. ~ 25. 3.	平成25年の大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	104人
25. 4. 6	平成25年4月6日からの低気圧	全国	1人
6. 8 ~ 8. 9	平成25年梅雨期における大雨等	東北及び中国地方	17人
8. 23 ~ 8. 28	平成25年8月23日からの大雨等	中国地方を中心とする全国	2人
9. 2 及び 9. 4	平成25年9月2日及び4日の竜巻等	関東地方	0人
9. 15 ~ 9. 16	平成25年台風第18号	北日本から西日本にかけての日本海側(特に近畿)	7人
10. 15 ~ 10. 16	平成25年台風第26号及び第27号	東日本から西日本にかけての太平洋側(特に関東)	43人
10. 24 ~ 10. 26			
11. ~ 26. 3.	平成25年11月末からの大雪等	東北及び関東甲信越地方	95人

注) 1. 内閣府において情報対策室が設置されたもの、死者・行方不明者があったもの。

2. 新潟県中越地震については、いわゆる関連死を含む。

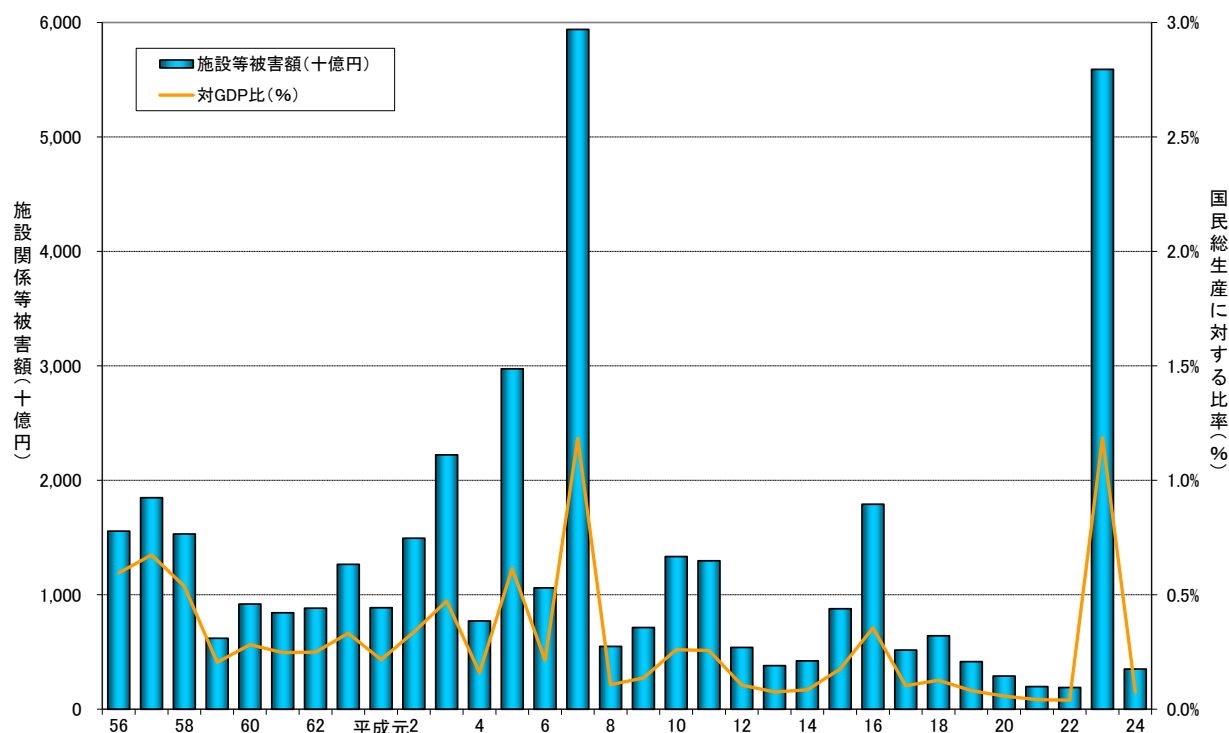
3. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震については、余震とみられる地震(※)の被害を含む。

(※4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震、4月11日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、4月12日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、5月22日に発生した千葉県東部を震源とする地震、7月25日に発生した福島県沖を震源とする地震、7月31日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月12日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月19日に発生した福島県沖を震源とする地震、9月10日に発生した茨城県北部を震源とする地震、10月10日に発生した福島県沖を震源とする地震、11月20日に発生した茨城県北部を震源とする地震、平成24年2月19日に発生した茨城県北部を震源とする地震、3月1日に発生した茨城県沖を震源とする地震、3月14日に発生した千葉県東方沖を震源とする地震、6月18日に発生した宮城県沖を震源とする地震、8月30日に発生した宮城県沖を震源とする地震、12月7日に発生した三陸沖を震源とする地震及び平成25年1月31日に発生した茨城県北部を震源とする地震)

4. 平成25年以降の死者・行方不明者数は内閣府取りまとめによる速報値。

出典：気象年鑑、理科年表、警察庁資料、消防庁資料

附属資料6 施設関係等被害額及び同被害額の国民総生産に対する比率の推移



出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料7 平成24年発生災害による災害別施設関係等被害額

区分	台風 (百万)	豪雨 (百万)	地震 (百万)	豪雪 (百万)	その他 (百万)	合計 (百万)	備考
公共土木施設関係	29,734	93,279	144	1,192	64,366	188,715	河川、治山施設、港湾等
農林水産業関係	14,872	121,282	382	2,270	8,133	146,940	農地、農業用施設、林道、 漁業用施設
文教施設等関係	142	1,249	16	95	420	1,923	学校施設、文化財等
厚生施設関係	56	1,798	0	0	425	2,279	社会福祉施設、水道施設 等
その他の施設関係	1,747	8,189	0	175	670	10,780	自然公園、電信電話、都 市施設等
合計	46,552	225,797	542	3,732	74,014	350,637	

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と一致しないところがある。

出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料8 ▶ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の概要

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日14時46分	
震源及び規模（推定）	三陸沖（北緯38度6分、東経142度52分、牡鹿半島の東南東130km付近） 深さ24km、マグニチュード9.0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20～30m程度	
震源直上の海底の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
震度（震度5強以上の地域震度）	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、東京都23区、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中部・西部、山梨県東部・富士五湖

出典：気象庁資料、海上保安庁資料

附属資料9 ▶ 1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位

（平成26年5月31日現在）

順位	日時（日本時間）	発生場所	マグニチュード（Mw）
1	1960年 5月23日	チリ	9.5
2	1964年 3月28日	アラスカ湾	9.2
3	2004年12月26日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	9.1
4	2011年 3月11日	日本、三陸沖 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」	9.0
	1952年11月 5日	カムチャッカ半島	9.0
6	2010年 2月27日	チリ、マウリ沖	8.8
	1906年 2月 1日	エクアドル沖	8.8
8	1965年 2月 4日	アラスカ、アリューシャン列島	8.7
9	2012年 4月11日	インドネシア、スマトラ島北部西方沖	8.6
	2005年 3月29日	インドネシア、スマトラ島北部	8.6
	1957年 3月10日	アラスカ、アリューシャン列島	8.6
	1950年 8月16日	チベット、アッサム	8.6

※Mw：モーメントマグニチュード

出典：米国地質調査所資料

附属資料 10 阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較

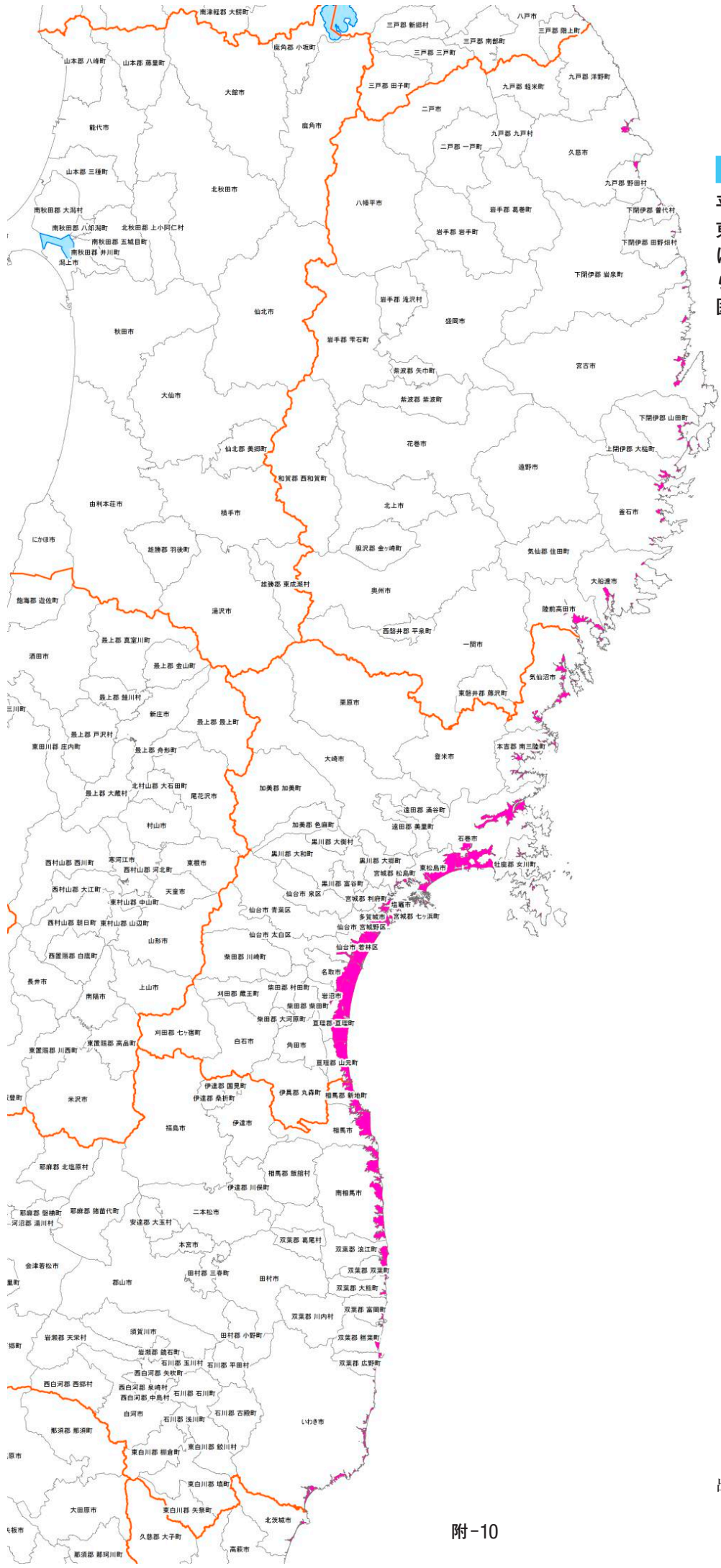
	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日時	平成7年1月17日 5:46	平成23年3月11日 14:46
マグニチュード	7.3	9.0
地震型	直下型	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心
震度6弱以上県数	1県（兵庫）	8県（宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉）
津波	数十 cm の津波の報告あり、被害なし	各地で大津波を観測（最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上）
被害の特徴	建築物の倒壊。 長田区を中心に大規模火災が発生。	大津波により、沿岸部で甚大な被害が発生、多数の地区が壊滅。
死者 行方不明者	死者6,434名 行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者15,886名 行方不明者2,620名 (平成26年5月9日時点)
住家被害 (全壊)	104,906	126,419 (平成25年5月10日時点)
災害救助法の適用	25市町（2府県）	241市区町村（10都県） (※) 長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村（2県）を含む
震度分布図 (震度4以上を表示)	<p>震度階級</p> <ul style="list-style-type: none"> 7 6 5 4 	<p>震度 4 5弱 5強 6弱 6強 7</p>

(注) 平成8年に震度階級が改定され、5弱、5強、6弱および6強が新たに加わった。
出典：内閣府資料

附属資料 11 東日本大震災とスマトラ島沖大地震の比較

	東日本大震災 (日本)	スマトラ島沖大地震 (インドネシア)
発生日時 (日本時間)	平成23年3月11日14:46	平成16年12月26日9:58
マグニチュード	9.0	9.1
地震型	海溝型	海溝型
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、 大船渡8.0m以上)	インドネシアの他、インド洋沿岸各国でも 大津波を観測
被害の特徴	大津波により、沿岸部で甚大な被害が発生、 多数の地区が壊滅	大津波により、インド洋沿岸各国で被害が 発生、特にインドネシアでは甚大な被害が 発生
死者 行方不明者	死者15,886名 行方不明者2,620名 (平成26年5月9日時点)	死者126,732名 行方不明者93,662名 (平成17年3月30日時点)
住家被害	全壊126,419 (平成25年5月10日時点)	※不明

出典：消防庁、UNOCHA資料をもとに内閣府作成



附属資料 12

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による津波の岩手県から福島県までの浸水範囲図

出典：国土地理院資料

附属資料 13 平成 23 年（2011 年）東北太平洋沖地震を原因とする津波

○津波警報等の発表状況

- ・ 3 月 11 日 14 時 49 分 津波警報（大津波）等発表
- ・ 3 月 13 日 17 時 58 分 すべて解除

津波警報発表日時	津波警報発表日時											
	11日	11日	11日	11日	11日	11日	11日	12日	12日	12日	13日	13日
津波予報区	14:49	15:14	15:30	16:08	18:47	21:35	22:53	03:20	13:50	20:20	07:30	17:58
青森県太平洋沿岸	1m	3m	8m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上		切下げ	切下げ	解除
岩手県	3m	6m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上		切下げ	切下げ	解除
宮城県	6m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上		切下げ	切下げ	解除
福島県	3m	6m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上		切下げ	切下げ	解除
茨城県	2m	4m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ	切下げ		解除
千葉県九十九里・外房	2m	3m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ			解除
北海道太平洋沿岸中部	1m	2m	6m	8m	8m	8m	8m	8m	切下げ	切下げ		解除
北海道太平洋沿岸東部	0.5m	1m	3m	6m	6m	6m	6m	6m	切下げ	切下げ		解除
北海道太平洋沿岸西部	0.5m	1m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	切下げ	切下げ		解除
伊豆諸島	1m	2m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	切下げ			解除
千葉県内房	0.5m	1m	2m	4m	4m	4m	4m	4m	切下げ		解除	
小笠原諸島	0.5m	1m	2m	4m	4m	4m	4m	4m	切下げ			解除
青森県日本海沿岸	0.5m	1m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	解除		
相模湾・三浦半島	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	解除		
静岡県	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ		解除	
和歌山県	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	切下げ		解除
徳島県	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ		解除	
高知県	0.5m	0.5m	2m	2m	2m	2m	3m	3m	切下げ	切下げ		解除

※津波警報（大津波）を発表した津波予報区のみ掲示

- 津波警報（大津波）
- 津波警報（津波）
- 津波注意報
- 津波なし・解除

出典：気象庁資料

○津波の観測値（最大波）（津波観測点）

地点名	観測時刻	津波の高さ
えりも町庶野	15:44	3.5m
宮古	15:26	8.5m以上
大船渡	15:18	8.0m以上
釜石	15:21	4.2m以上
石巻市鮎川	15:26	8.6m以上
相馬	15:51	9.3m以上
大洗	16:52	4.0m

出典：気象庁資料

附属資料 14 東日本大震災における被害額の推計

平成23年6月24日公表

項目	被害額
建築物等 (住宅・宅地、店舗・事務所、工場、機械等)	約10兆4千億円
ライフライン施設 (水道、ガス、電気、通信・放送施設)	約1兆3千億円
社会基盤施設 (河川、道路、港湾、下水道、空港等)	約2兆2千億円
農林水産関係 (農地・農業用施設、林野、水産関係施設等)	約1兆9千億円
その他 (文教施設、保健医療・福祉関係施設、廃棄物処理施設、その他公共施設等)	約1兆1千億円
総計	約16兆9千億円

(注) 各県及び関係府省からのストック（建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等）の被害額に関する提供情報に基づき、内閣府（防災担当）において取りまとめたものである。今後、被害の詳細が判明するに伴い、変動があり得る。また、四捨五入のため合計が一致しないことがある。

出典：内閣府資料

附属資料 15 戦後の防災法制度・体制の歩み

契機となった災害	災害対策に係る主な法制度	防災計画・体制等
1945 (昭和20年) ・枕崎台風 1946 (昭和21年) ・南海地震 1947 (昭和22年) ・カスリーン台風 1948 (昭和23年) ・福井地震	47 「災害救助法」 49 「水防法」	
1959 (昭和34年) ・伊勢湾台風	50 「建築基準法」	
1961 (昭和36年) ・豪雪 1964 (昭和39年) ・新潟地震 1967 (昭和42年) ・羽越豪雨	60 「治山治水緊急措置法」 61 「災害対策基本法」 62 「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」 「豪雪地帯対策特別措置法」 66 「地震保険に関する法律」 73 「災害弔慰金の支給等に関する法律」	61 防災の日創設 62 中央防災会議設置 63 防災基本計画
1973 (昭和48年) ・桜島噴火 「浅間山噴火」 1976 (昭和51年) ・東海地震発生可能性の研究発表(地震学会) 1978 (昭和53年) ・宮城県沖地震	73 「活動火山周辺領域における避難施設等に関する法律」(一昭和53年、「活動火山対策特別措置法」) 78 「大規模地震対策特別措置法」	74 国土庁発足 79 (東海地震)地震防災計画
1995 (平成7年) ・兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	80 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 81 「建築基準法施行令改正」	83 防災週間創設
1999 (平成11年) ・広島豪雨 ・JCO臨界事故	95 「地震防災対策特別措置法」 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」 「災害対策基本法」一部改正 「大規模地震対策特別措置法」一部改正 96 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」 97 「密集市街地における防災地区の整備の促進に関する法律」 98 「被災者生活再建支援法」 99 「原子力災害対策特別措置法」	95 防災基本計画全面修正 防災とボランティアの日等創設
2000 (平成12年) ・東海豪雨	00 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 01 「水防法」一部改正 02 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 03 「特定都市河川浸水被害対策法」	01 内閣府設置 03 東海地震対策大綱 東南海・南海地震対策大綱 東海地震防災対策推進基本計画 04 東南海・南海地震防災対策推進基本計画
2004 (平成16年) ・新潟・福島豪雨等 2004 (平成16年) ・新潟県中越地震	04 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法」 05 「水防法」一部改正 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の一部改 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」一部改正 06 「宅地造成等規正法」一部改正	05 東海地震の防災推進戦略 東南海・南海地震の地震防災戦略 首都直下地震対策大綱 06 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 首都直下地震の地震防災戦略 災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針 08 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略
2011 (平成23年) ・東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	11 「津波対策の推進に関する法律」 「津波防災地域づくりに関する法律」 12 「災害対策基本法」一部改正 「原子力規制委員会設置法」 13 「災害対策基本法」一部改正 「大規模災害からの復興に関する法律」制定 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」一部改正 「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」一部改正 「水防法」「河川法」一部改正 「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」制定 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」改正(「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」一部改正) 「首都直下地震対策特別措置法」制定	09 中部圏・近畿圏直下地震対策大綱 11 防災基本計画修正 12 防災基本計画修正 首都圏大規模水害対策大綱 13 防災基本計画修正 14 防災基本計画修正 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 首都直下地震緊急対策推進基本計画 政府業務継続計画(首都直下地震対策) 大規模地震防災・減災対策大綱 ※東海地震対策大綱・東南海・南海地震対策大綱・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱・首都直下地震対策大綱・中部圏・近畿圏直下地震対策大綱廃止

【基本法関係】

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（内閣府、消防庁）
2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（海上保安庁、環境省）
3. 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）（消防庁、経済産業省）
4. 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（内閣府、消防庁）
5. 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省）
6. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（内閣府、消防庁）
7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）（内閣府、消防庁）
8. 東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）（復興庁）
9. 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）（復興庁）
10. 福島復興再生特別措置法施行令（平成24年政令第115号）（復興庁）
11. 首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）（内閣府、消防庁）

【災害予防関係】

1. 砂防法（明治30年法律第29号）（国土交通省）
2. 建築基準法（昭和25年法律第201号）（国土交通省）
3. 森林法（昭和26年法律第249号）（農林水産省）
4. 特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）（総務省、農林水産省、国土交通省）
5. 気象業務法（昭和27年法律第165号）（気象庁）
6. 海岸法（昭和31年法律第101号）（農林水産省、国土交通省）
7. 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）（農林水産省、国土交通省）
8. 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）（内閣府）
9. 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）（総務省、農林水産省、国土交通省）
10. 河川法（昭和39年法律第167号）（国土交通省）
11. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）（国土交通省）
12. 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）（内閣府、農林水産省）
13. 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）（内閣府）
14. 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）（内閣府、文部科学省）
15. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（国土交通省）
16. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）（国土交通省）
17. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（国土交通省）
18. 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）（国土交通省）
19. 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）（内閣府）
20. 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（国土交通省）

【災害応急対策関係】

1. 災害救助法（昭和22年法律第118号）（内閣府）
2. 消防法（昭和23年法律第186号）（消防庁）
3. 水防法（昭和24年法律第193号）（国土交通省）
4. 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）（経済産業省）

【災害復旧・復興、財政金融措置関係】

1. 森林国営保険法（昭和12年法律第25号）（農林水産省）
2. 罹災都市借地借家臨時処理法（昭和21年法律第13号）（法務省、国土交通省）
3. 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）（農林水産省）
4. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）（農林水産省）
5. 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）（中小企業庁）
6. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）（農林水産省、国土交通省）
7. 公営住宅法（昭和26年法律第193号）（国土交通省）
8. 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）（農林水産省）
9. 鉄道軌道整備法（昭和28年法律第169号）（国土交通省）
10. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）（文部科学省）
11. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）（農林水産省）
12. 空港法（昭和31年法律第80号）（国土交通省）
13. 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）（中小企業庁）
14. 激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（内閣府）
15. 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）（農林水産省）
16. 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）（財務省）
17. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）（国土交通省）
18. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（厚生労働省）
19. 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）（国土交通省）
20. 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）（法務省）
21. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）（内閣府、総務省、法務省、国土交通省）
22. 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（内閣府）
23. 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）（財務省、農林水産省、経済産業省）
24. 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）（復興庁）
25. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）（復興庁）
26. 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）（内閣府）
27. 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成25年法律第61号）

【組織関係】

1. 消防組織法（昭和22年法律第226号）（消防庁）
2. 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）（海上保安庁）
3. 警察法（昭和29年法律第162号）（警察庁）
4. 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（防衛省）
5. 復興庁設置法（平成23年法律第125号）（復興庁）

情報伝達手段の拡大

	テレビ の普及率	パソコン の普及率	プッシュホン の普及率	携帯電話 の普及率
1961年(昭和36年) 災害対策基本法制定	62.5% (白黒テレビ)			
(参考) 1988年(昭和63年)	99.0% (カラーテレビ)	9.7%	25.9%	
1995年(平成7年) 災害対策基本法一部改正	98.9% (カラーテレビ)	15.6%	58.3%	
現在	99.3% (カラーテレビ) (2013年(平成25年))	78.0% (2013年(平成25年))	95.3% (2004年(平成16年))	95.0% (2013年(平成25年))

出典：消費動向調査(内閣府)

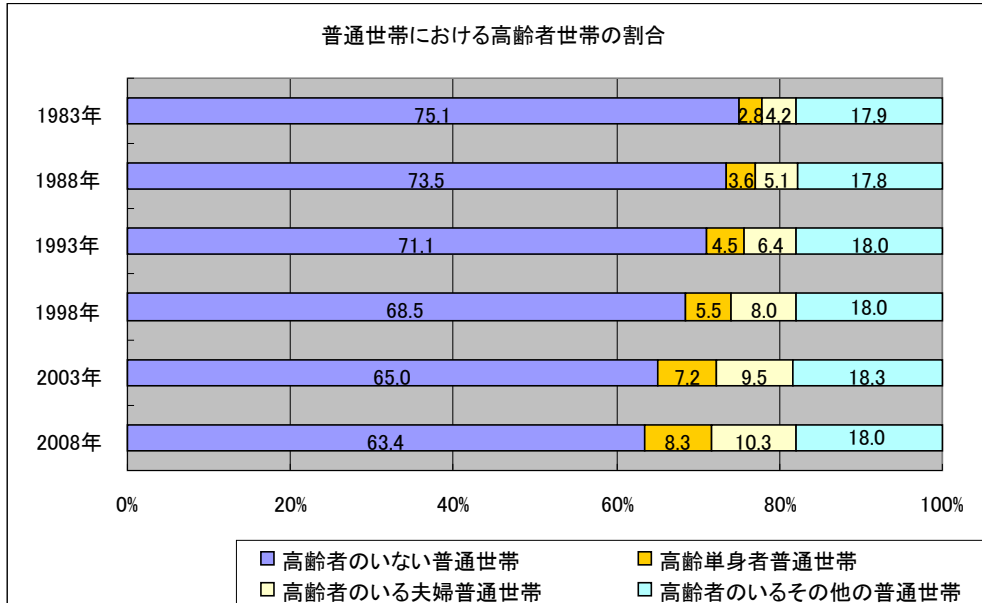
住居構造の変化

	木造住宅・ 防火木造住宅の割合	鉄骨・鉄筋コンクリート 造住宅の割合	2階以上の住宅の割合
(参考) 1988年(昭和63年)	73.0%	24.5%	77.5%
1995年(平成7年) 災害対策基本法一部改正	68.1% (1993年(平成5年))	29.0% (1993年(平成5年))	81.8% (1993年(平成5年))
現在	58.9% (2008年(平成20年))	32.8% (2008年(平成20年))	90.0% (2008年(平成20年))

出典：住宅統計調査、住宅・土地統計調査(総務省)

高齢化の進展、高齢者の単身世帯の増加

人口に占める65歳以上の 高齢者の割合(%)	1960年 (昭和35年)	1970年 (昭和45年)	1980年 (昭和55年)	1990年 (平成2年)	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)
	5.7	7.1	9.1	12.1	17.4	23.0

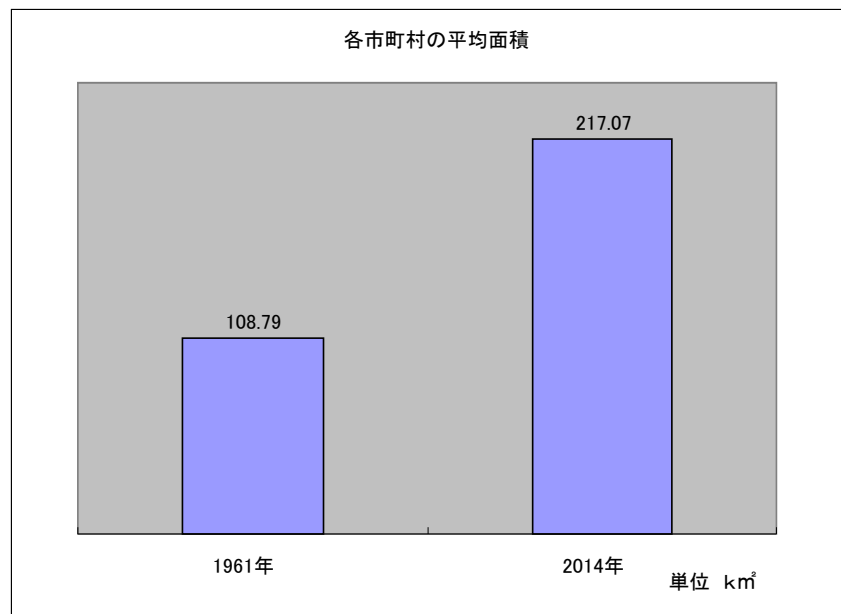


資料：平成20年住宅・土地統計調査の解説(総務省統計局)をもとに作成

市町村合併の進展

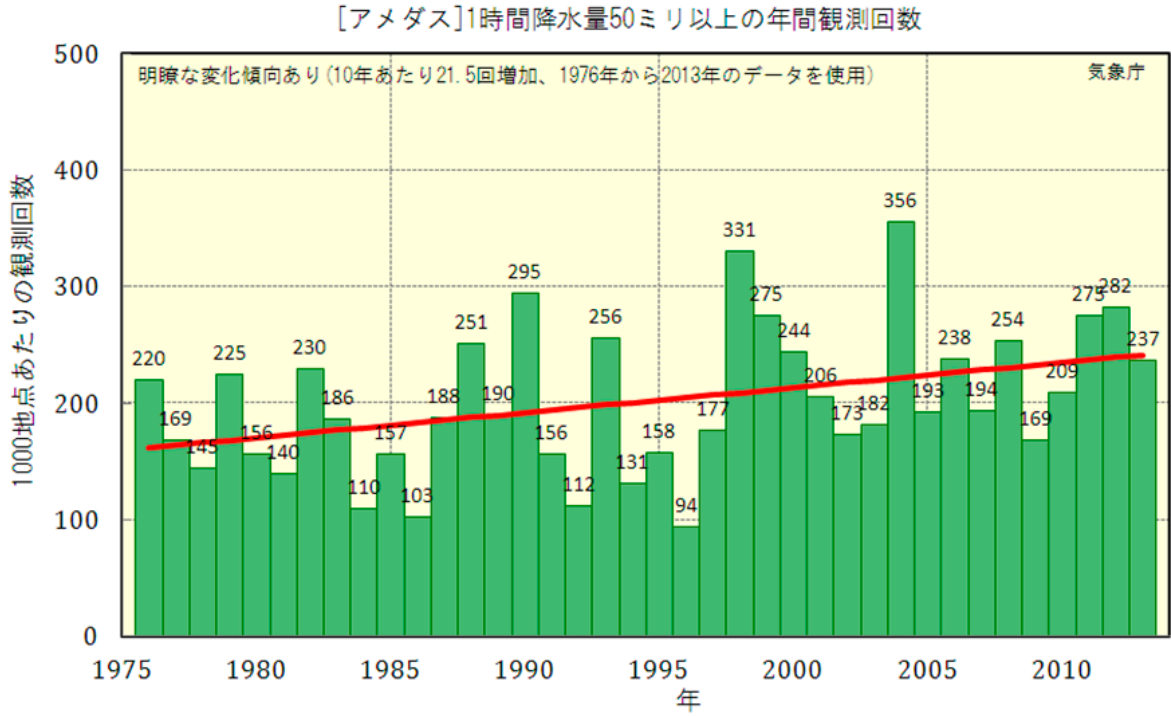
市町村数	1961年 (昭和36年)	2014年 (平成26年)
	3,472	1,718

資料：総務省統計局資料



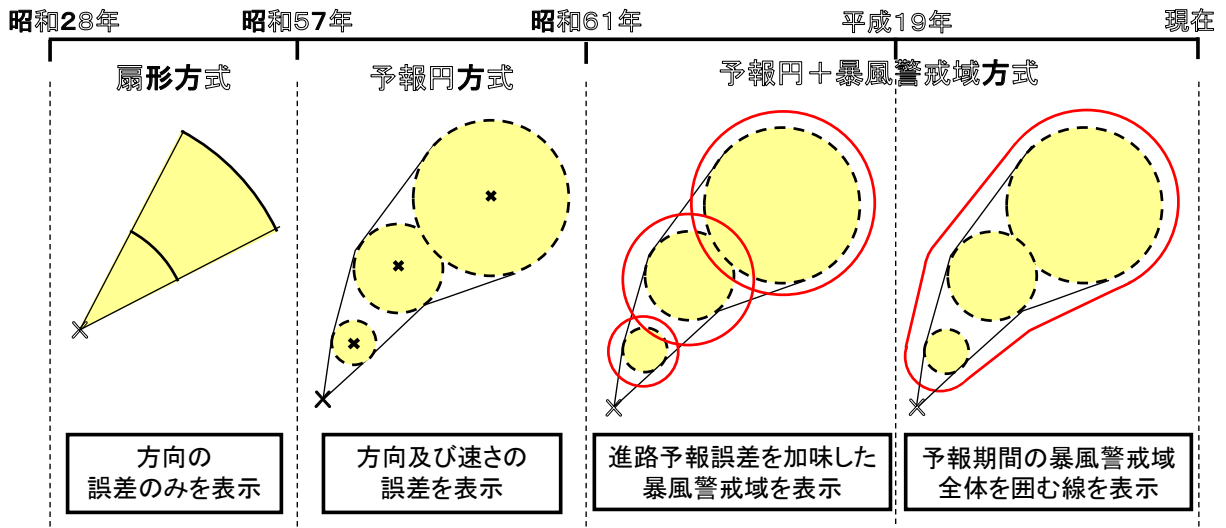
資料：上段の市町村数に平成24年度総面積(372,924km²)を除いて算定

短時間強雨の増加傾向



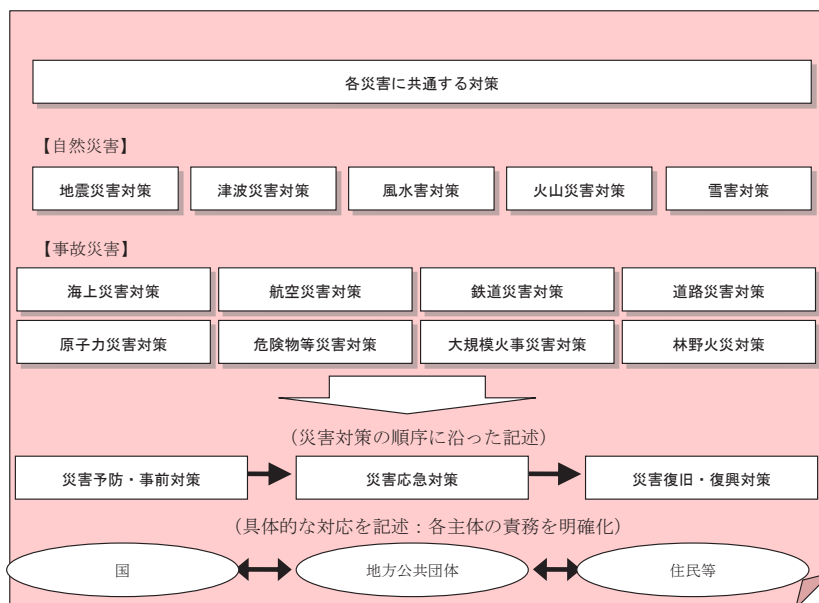
資料:気象庁資料(気象庁ホームページ)

台風予報の表示方法の変遷



出典:気象庁資料

附属資料 18 防災計画の構成と体系



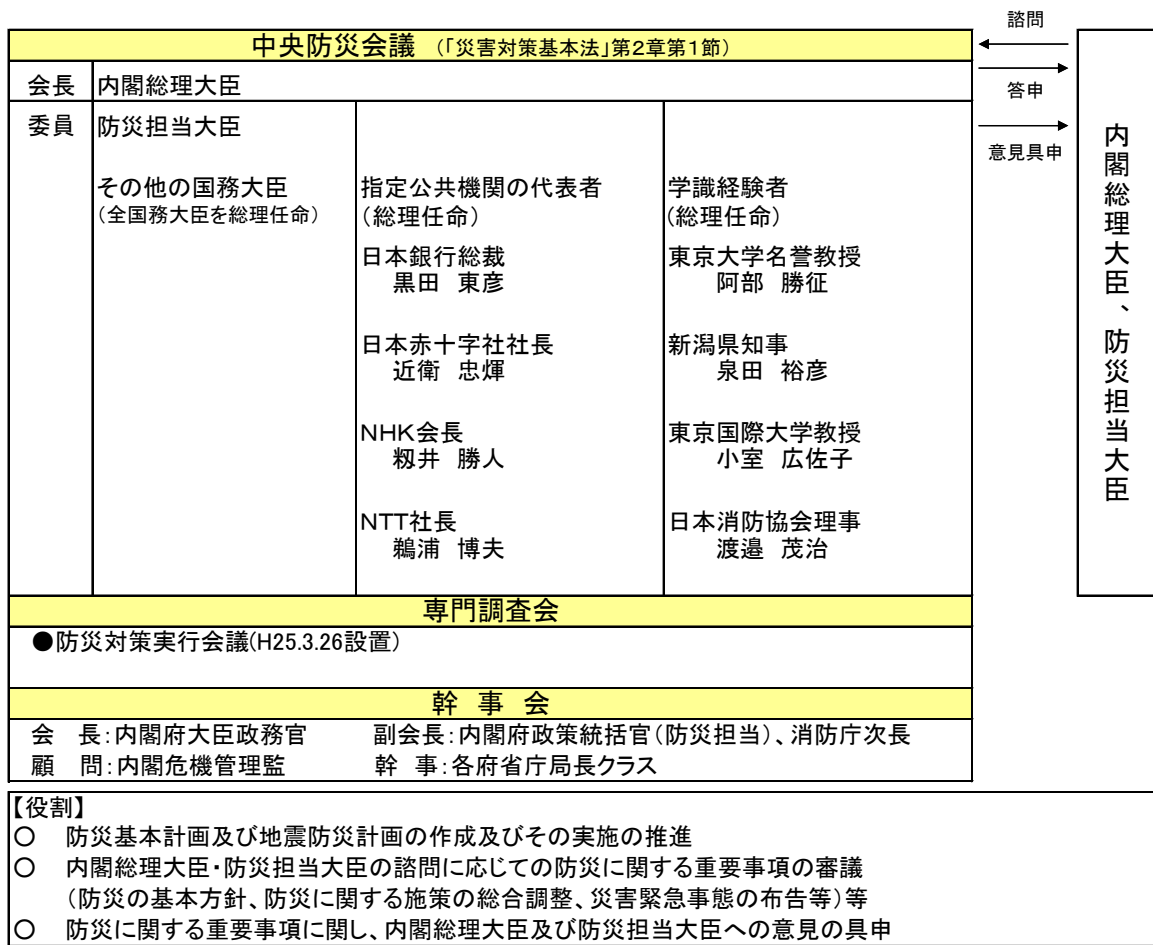
出典：内閣府資料

附属資料 19 防災基本計画の修正履歴

修正年月	修正等の概要
昭和 38年 6月	防災基本計画の策定
46年 5月	一部修正（地震対策、石油コンビナート対策等）
平成 7年 7月	全面修正（自然災害対策） ・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国、公共機関、地方公共団体、事業者等の各主体それぞれの役割を明らかにしつつ、具体的かつ実践的な内容に修正。
9年 6月	一部修正（事故災害対策編の追加）
12年 5月	一部修正（原子力災害対策編の全面修正） ・平成11年9月の茨城県東海村におけるウラン加工施設臨界事故、及びこれを踏まえて制定された「原子力災害対策特別措置法」の施行に合わせて修正。
12年 12月	一部修正（中央省庁等改革に伴う修正）
14年 4月	一部修正（風水害対策編及び原子力災害対策編）
16年 3月	一部修正（震災対策編）
17年 7月	一部修正（自然災害対策に係る各編） ・災害への備えを実践する国民運動の展開、地震防災戦略の策定、インド洋津波災害を踏まえた津波防災対策の充実、集中豪雨時等の情報伝達及び高齢者等の避難支援の強化等、最近の災害対策の進展を踏まえ修正。
19年 3月	一部修正（防衛庁の防衛省への移行に伴う修正）
20年 2月	一部修正（各編） ・防災基本計画上の重点課題のフォローアップの実施、国民運動の戦略的な展開、企業防災の促進のための条件整備、緊急地震速報の本格導入、新潟県中越沖地震の教訓を踏まえた原子力災害対策強化等、近年発生した災害の状況や中央防災会議における審議等を踏まえ修正。
23年 12月	一部修正（津波災害対策編の追加等） ・東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映。
24年 9月	一部修正 ・「災害対策基本法」の改正〔第1弾改正〕、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編） ・「原子力規制委員会設置法」等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）
26年 1月	一部修正 ・「災害対策基本法」の改正〔第2弾改正〕、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」の制定等を踏まえた大規模災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会における検討を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）

出典：内閣府資料

附属資料20 中央防災会議の組織について



出典：内閣府資料

附属資料 21 近年の中央防災会議の開催状況（平成 20 年以降）

平成 20 年度	
H20.4.23	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年度総合防災訓練大綱 ○ 自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン 説明：泉信也（内閣府特命担当大臣（防災）） 等
H20.12.12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略 ○ 首都直下地震避難対策等専門調査会報告 ○ 中央省庁業務継続計画の策定状況について ○ 中部圏・近畿圏の内陸地震に関する報告 ○ 首都直下地震に係る避難者・帰宅困難者対策について
平成 21 年度	
H21.4.21	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 21 年度総合防災訓練大綱 ○ 中部圏・近畿圏直下地震対策大綱 ○ 新たな地震調査研究の推進について ○ 火山噴火の可能性と防災対策について
H22.1.15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方都市の地震防災のあり方等に関する専門調査会の設置について ○ 首都直下地震対策大綱等の修正について ○ 災害教訓の継承に関する専門調査会報告 ○ 我が国の震災対策
平成 22 年度	
H22.4.21	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 22 年度総合防災訓練大綱 ○ 災害時の避難に関する専門調査会の設置について ○ 大規模水害対策に関する専門調査会報告 ○ チリ中部沿岸を震源とする地震による津波について ○ 首都圏水没～被害軽減のためにとるべき対策とは～ （大規模水害対策に関する専門調査会報告の概要）
平成 23 年度	
H23.4.27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」 ○ これまでの地震・津波対策について 等
H23.10.11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告 ○ 今後の防災対策に関する各府省庁の取組状況について ○ 防災対策推進検討会議の設置について
H23.12.27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正について ○ 中央防災会議運営要領の改正について ○ 災害教訓の継承に関する専門調査会報告について ○ 防災対策推進検討会議の検討状況について 等
H24.3.29	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災対策推進検討会議 中間報告について ○ 防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針について ○ 平成24年度総合防災訓練大綱について 等
平成 24 年度	
H24.9.6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正について ○ 首都圏大規模水害対策大綱について ○ 新たな地震調査研究の推進について ○ 防災対策推進検討会議 最終報告について ○ 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告について ○ 災害時の避難に関する専門調査会 報告について ○ 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び 被害想定（第一次報告）について 等
H25.3.26	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策法制の見直し、南海トラフ巨大地震対策及び首都直下地震対策の検討状況について ○ 防災対策実行会議の設置について ○ 平成 25 年度総合防災訓練大綱について 等
平成 25 年度	
H26.1.17	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定について ○ 首都直下地震緊急対策区域の指定について ○ 防災基本計画の修正について ○ 首都直下地震対策検討WG最終報告及び政府業務継続計画案について 等
H26.3.28	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」関係 ○ 「首都直下地震対策特別措置法」関係 ○ 大規模地震防災・減災対策大綱について ○ 平成 26 年度総合防災訓練大綱について 等

出典：内閣府資料

附属資料 22 中央防災会議専門調査会の設置状況

専門調査会名称	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
東海地震に関する専門調査会 (全11回)		H13.3.14 H13.12.31												
今後の地震対策のあり方に関する専門調査会 (全11回)		H13.9.17	H14.6.26											
東南海・南海地震等に関する専門調査会 (全36回)		H13.10.3			H16.11.26									
防災基本計画専門調査会 (全9回)		H13.10.11	H14.6.28											
東海地震対策専門調査会 (全10回)			H14.3.4	H15.5.12										
防災に関する人材の育成・活用専門調査会 (全5回)			H14.9.25	H15.5.13										
防災情報の共有化に関する専門調査会 (全12回)			H14.10.3	H15.7.16										
災害救助の態勢に関する専門調査会 (全15回)				H15.7.31										
首都直下地震対策専門調査会 (全20回)				H15.9.12		H17.7.22								
民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会 (全5回)				H15.9.18		H17.10.14								
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会 (全17回)				H15.10.24			H16.3.23							
災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会 (全14回)							H17.12.9	H18.12.13						
首都直下地震避難対策等専門調査会 (全14回)							H18.8.16		H20.10.21					
大規模水害対策に関する専門調査会 (全20回)							H18.8.29			H22.3.18				
地方都市等における備前防災のあり方に関する専門調査会 (全10回)										H22.4.26	H24.3.12			
災害時の避難に関する専門調査会 (全8回)										H22.5.26	H24.3.22			
東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 (全12回)										H23.5.28	H23.9.28			
防災対策推進検討会議 (全13回)												H23.10.25	H24.7.31	
防災対策実行会議														H25.6.14

出典：内閣府資料

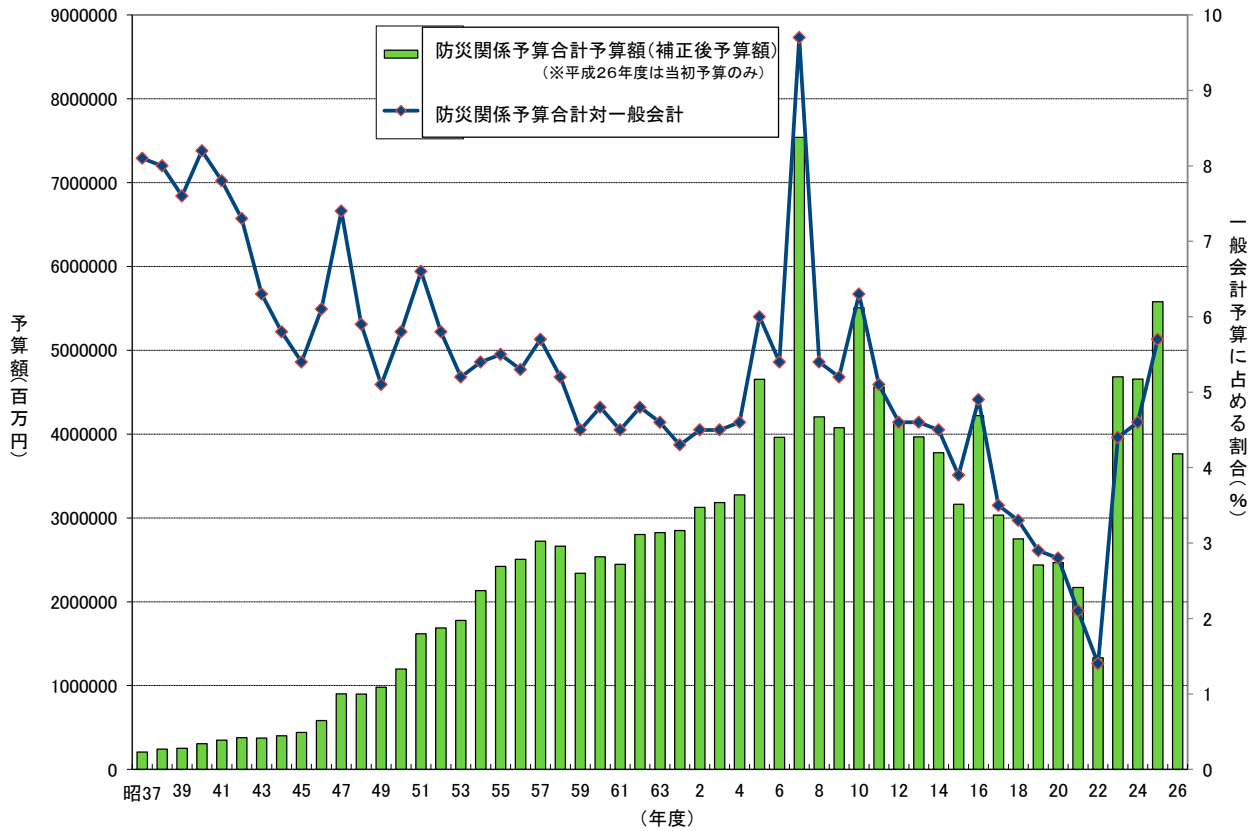
附属資料23 年度別防災関係予算額

年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計 (百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
昭37	751	0.4	8,864	4.3	97,929	47.1	100,642	48.3	208,006
38	1,021	0.4	8,906	3.7	116,131	47.7	117,473	48.2	243,522
39	1,776	0.7	13,724	5.4	122,409	48.3	115,393	45.6	253,302
40	1,605	0.5	17,143	5.6	147,858	48.3	139,424	45.6	306,030
41	1,773	0.5	20,436	5.9	170,650	49.0	155,715	44.7	348,574
42	2,115	0.6	23,152	6.1	197,833	52.3	154,855	41.0	377,955
43	2,730	0.7	25,514	6.8	207,600	55.4	138,815	37.1	374,659
44	2,747	0.7	30,177	7.5	236,209	59.0	131,270	32.8	400,403
45	2,756	0.6	36,027	8.2	269,159	60.9	133,998	30.3	441,940
46	3,078	0.5	50,464	8.6	352,686	60.3	178,209	30.5	584,437
47	3,700	0.4	93,425	10.3	488,818	54.1	316,895	35.1	902,838
48	6,287	0.7	111,321	12.4	493,580	54.9	287,082	32.0	898,270
49	14,569	1.5	118,596	12.1	505,208	51.5	342,556	34.9	980,929
50	17,795	1.5	159,595	13.3	615,457	51.3	405,771	33.9	1,198,618
51	21,143	1.3	186,297	11.5	711,159	43.9	700,688	43.3	1,619,287
52	22,836	1.4	234,409	13.9	904,302	53.6	525,886	31.2	1,687,433
53	29,642	1.7	307,170	17.3	1,093,847	61.6	345,603	19.5	1,776,262
54	35,145	1.6	435,963	20.4	1,229,401	57.6	432,759	20.3	2,133,268
55	29,929	1.2	456,575	18.9	1,229,615	50.8	705,168	29.1	2,421,287
56	29,621	1.2	474,926	18.9	1,240,788	49.5	761,950	30.4	2,507,285
57	28,945	1.1	469,443	17.2	1,261,326	46.3	963,984	35.4	2,723,698
58	29,825	1.1	489,918	18.4	1,268,712	47.6	875,851	32.9	2,664,306
59	28,215	1.2	485,219	20.7	1,350,592	57.7	475,878	20.3	2,339,904
60	27,680	1.1	512,837	20.2	1,355,917	53.5	640,225	25.2	2,536,659
61	28,646	1.2	482,889	19.7	1,354,397	55.3	581,462	23.8	2,447,394
62	38,296	1.4	612,505	21.9	1,603,599	57.2	548,337	19.6	2,802,737
63	31,051	1.1	587,073	20.8	1,550,132	54.9	657,681	23.3	2,825,937
平元	34,542	1.2	588,354	20.7	1,638,104	57.5	587,819	20.6	2,848,819
2	35,382	1.1	625,239	20.0	1,669,336	53.4	796,231	25.5	3,126,188
3	35,791	1.1	628,596	19.8	1,729,332	54.3	788,603	24.8	3,182,322
4	36,302	1.1	745,405	22.8	2,017,898	61.6	475,411	14.5	3,275,015
5	43,152	0.9	866,170	18.6	2,462,800	52.9	1,280,569	27.5	4,652,691
6	40,460	1.0	747,223	18.9	1,945,295	49.1	1,230,072	31.0	3,963,050
7	105,845	1.4	1,208,134	16.0	2,529,386	33.5	3,696,010	49.0	7,539,375
8	52,385	1.2	1,029,658	24.5	2,156,714	51.3	968,182	23.0	4,206,938
9	49,128	1.2	1,147,102	28.2	2,014,695	49.4	864,370	21.2	4,075,295
10	62,435	1.1	1,228,539	22.3	2,905,921	52.8	1,310,515	23.8	5,507,411
11	78,134	1.7	1,142,199	25.0	2,400,534	52.6	941,886	20.6	4,562,752
12	73,502	1.8	1,011,535	24.4	2,376,083	57.3	689,225	16.6	4,150,346
13	49,310	1.2	1,060,445	26.7	2,238,816	56.4	618,427	15.6	3,966,998
14	48,164	1.3	1,202,984	31.9	1,981,686	52.5	543,949	14.4	3,776,783
15	35,133	1.1	814,101	25.7	1,625,670	51.4	689,255	21.8	3,164,159
16	30,478	0.7	815,059	19.3	1,753,418	41.5	1,622,112	38.4	4,221,067
17	11,097	0.4	866,290	28.6	1,426,745	47.0	728,606	24.0	3,032,738
18	11,627	0.4	689,505	25.1	1,439,129	52.3	610,302	22.2	2,750,563
19	9,687	0.4	706,853	29.0	1,332,222	54.6	391,637	16.0	2,440,399
20	8,921	0.4	819,359	33.2	1,275,135	51.7	363,471	14.7	2,466,886
21	8,761	0.4	498,397	23.0	1,383,254	63.7	279,789	12.9	2,170,201
22	7,695	0.6	224,841	16.9	813,359	61.1	285,038	21.4	1,330,933
23	28,072	0.6	376,169	8.0	743,936	15.9	3,536,475	75.5	4,684,652
24	29,422	0.6	561,021	12.0	790,422	17.0	3,129,561	67.2	4,656,656
25	15,339	0.3	788,576	14.1	879,932	15.8	3,883,911	69.6	5,578,036
26	12,683	0.3	412,904	11.0	803,404	21.3	2,535,673	67.4	3,764,664

- 注) 1 補正後予算額(国費)である。ただし、平成26年度は速報値であり、当初予算である。
2 平成19年度における科学技術の研究の減額は、国立試験研究機関の独立行政法人化によるところが大きい(独立行政法人の予算は本表においては計上しない)。
3 平成21年度における災害予防の減額は、道路特定財源の一部が一般財源化されたことに伴い、一部施策について防災関係予算として金額を特定できなくなったことによるものである。
4 平成22年度における災害予防及び国土保全の減額は、「社会資本整備総合交付金」等の創設により、災害予防の一部施策や国土保全における補助事業の多くを当該交付金で措置することによるものである。
5 平成23年度における国土保全の減額は、関連する人件費等を別途計上することとしたことに伴う減額である。

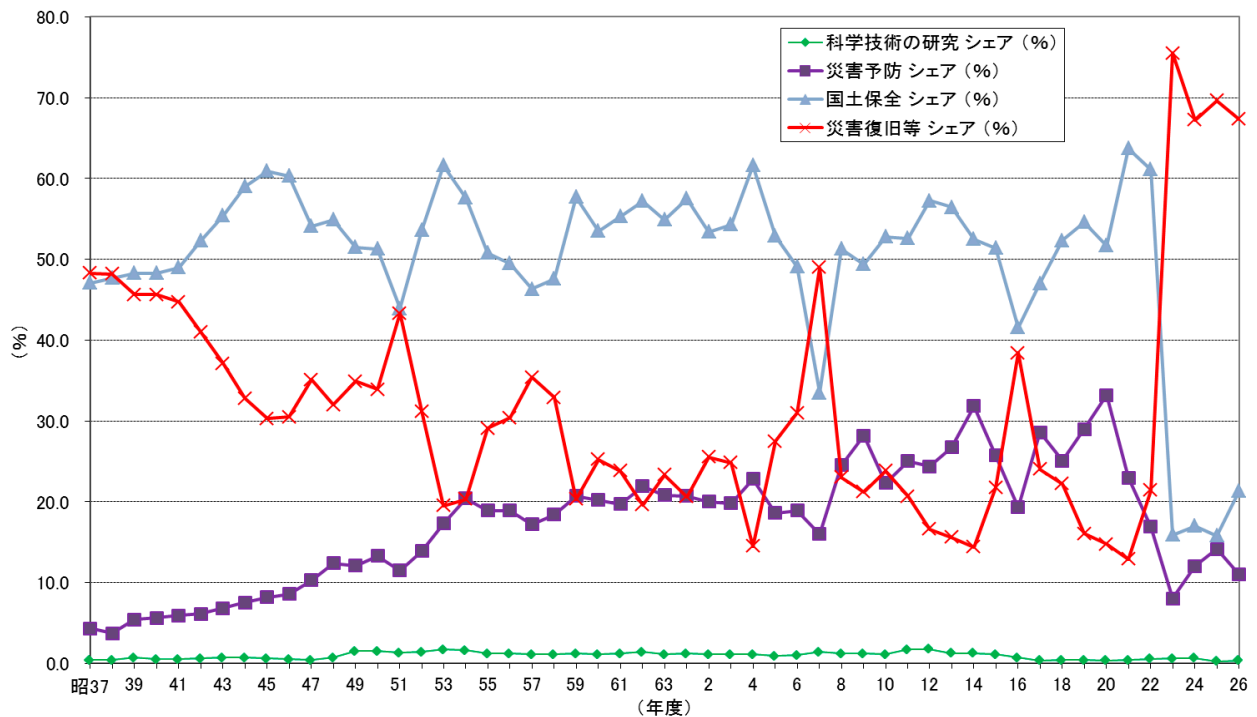
出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料24 防災関係予算額の推移



出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料25 防災関係予算内訳割合の推移



出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

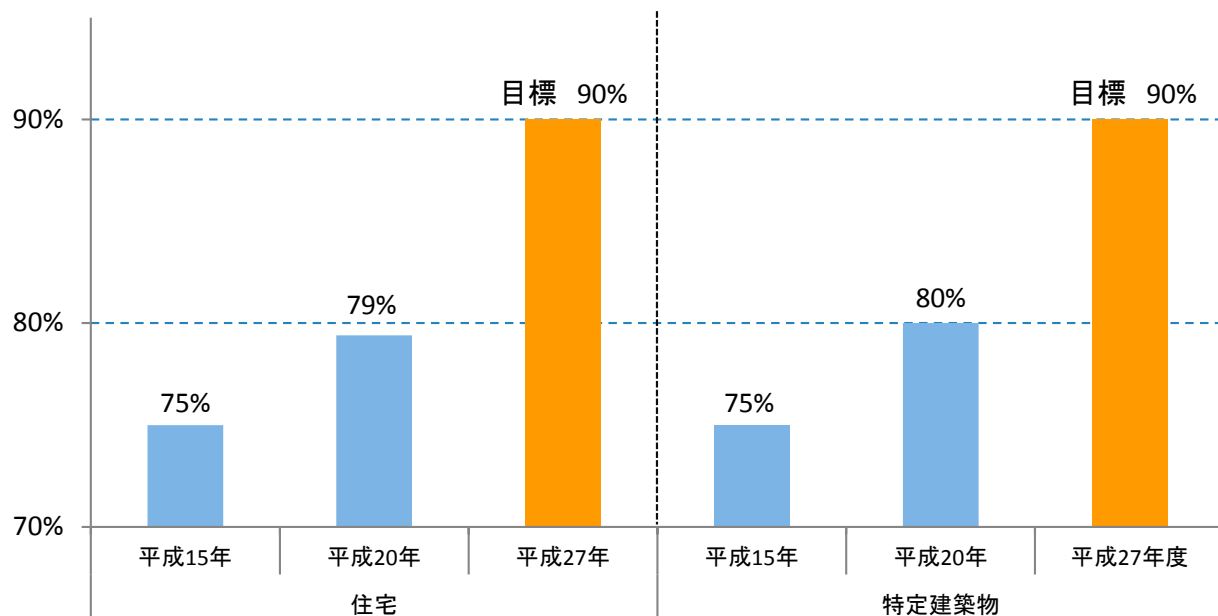
附属資料 26 主な施設・構造物についての耐震基準と耐震改修の現状

	耐震基準	耐震改修
道路橋	平成13年12月「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)を改定し、性能規定型の技術基準体系に見直しを行い、設計地震動と橋の重要度に応じた耐震性能、橋の構造特性に応じた耐震性能の照査方法等を規定。平成24年2月の改定では、平成23年東北地方太平洋沖地震等の被災事例の分析を踏まえて、設計地震動や規定の見直しを実施。	緊急輸送道路に存在する橋梁約6万橋のうち、これまで落橋・倒壊の恐れのある橋梁を中心に耐震補強を実施。しかしながら、兵庫県南部地震クラスの地震が発生した場合、落橋・倒壊の恐れのある橋梁が約2千橋(約3%)、損傷の恐れのある橋梁が約1万5千橋(約26%)存在することから(H24.4.1現在)、引き続きこれらの橋梁の耐震補強を推進。
鉄道施設	平成10年12月に兵庫県南部地震を契機に鉄道構造物等設計標準(耐震設計)を策定。2段階の地震動に対してそれぞれ耐震性能を照査する性能照査型の設計体系を導入。平成24年7月に設計地震動の見直し等最新の知見を導入するとともに、東北地方太平洋沖地震から得られた知見を踏まえ改訂。	新幹線及び在来線の列車本数の多い線区において、高架橋の柱及び開削トンネルの中柱約11万3千本の耐震補強、橋梁約1万連についての落橋防止施設の設置を平成24年度末までに実施済み。平成25年度以降も引き続き耐震補強を推進。
港湾施設	平成19年3月に「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」及び「港湾の技術上の基準の細目を定める告示」を改正。基準体系を仕様規定型から性能規定型に移行するとともに、二つのレベルの地震動を設けて港湾の施設に求められる耐震性能を規定。更に平成19年7月に「港湾の施設の技術上の基準・同解説」を改訂。性能照査手法等を提示。	全国約1,000の港湾のうち、177の港湾において、緊急物資輸送に対応した耐震強化岸壁336バースの整備を予定。平成25年度末現在で212バースの事業が完了し、20バースで事業中である。また、国際海上コンテナターミナル等についても耐震改修を実施。
河川堤防	平成9年に「河川砂防技術基準(案)設計編」を改訂し、堤防の耐震機能を規定。平成19年3月に「河川構造物の耐震性能照査指針(案)・同解説」を通知(平成24年2月改訂)し、大規模地震に対する耐震性能照査について規定。	平成24年の指針に基づく河川堤防の耐震照査により、照査対象延長約1,500kmのうち平成25年度までに約1,200kmで耐震性能が確保されていることを確認。要対策区間については耐震対策を推進。
砂防設備等	砂防設備、地すべり防止施設等について、それぞれ検討委員会により、それまでの基準の妥当性を確認。	老朽化した砂防設備及び現行基準を満たさない施設について、順次補強工事を実施中。
海岸保全施設	平成16年3月に海岸保全施設の技術上の基準を定め、レベル1、2の2段階の地震動に対してそれぞれ目標とする耐震性能を規定。平成23年12月には、東日本大震災の教訓を踏まえ、「海岸堤防等の粘り強い構造及び耐震対策について」を通知。	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)は、平成24年度末で約31%であり、引き続き海岸堤防等の耐震対策を実施中。
官庁施設	平成18年3月に官公庁施設の建設等に関する法律に基づき定められる基準(告示)を改正。官庁施設をその有する機能等から分類し、それぞれに求める性能を数値化。それを受け、平成19年12月に官庁施設の総合耐震計画基準(平成8年10月策定)を改定。また、平成25年3月には長時間・長周期地震対策等を追加し、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に改定。	官庁施設については、平成18~27年度の10年間で、耐震化率9割の達成を目標としている。このため、既存不適格建築物の耐震化を行うとともに、災害応急対策活動の拠点施設としての所要の耐震性能を確保するための耐震化を行う。平成25年3月現在で、86%の耐震化を達成。

	耐震基準	耐震改修
建築物	阪神・淡路大震災後に調査委員会を設置して調査した結果、現行設計基準における地震荷重のレベルはほぼ妥当であると確認。また、RC造ピロティ建築物等について基準告示の一部を改正。平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定。多数の者が利用する建築物について耐震診断と耐震改修を努力義務化等。平成17年11月に同法を改正し、計画的に耐震化を促進する仕組みを導入するとともに、指導・指示等を強化。更に平成25年11月には、不特定多数の者が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付等の改正。	平成20年現在で約1,050万戸（全体の約21％）の住宅、約8万棟（全体の約20％）の特定建築物が現行の耐震基準を満たしていないと考えられていることから、国において、補助制度及び税制措置により耐震診断・改修を促進しているほか、地方公共団体においても、耐震診断や改修等について助成を行うなど、個人住宅等の耐震改修を促進。平成25年3月現在で8,983件について「耐震改修促進法」に基づく耐震改修計画を認定。
水道施設	平成21年3月に「水道施設耐震工法指針・解説」を改訂。平成20年3月に水道施設の技術的基準を定める省令を改正し（平成20年10月施行）、水道施設の備える耐震性能を明確化。	平成23年度末現在で全国の水道の基幹管路の中で耐震適合性のある管路の総延長は約3.1万km（約32％）。地方公共団体が実施する水道施設の耐震化等に要する費用に対して補助を実施。
下水道施設	平成18年8月に、「下水道施設の耐震対策指針と解説」を改定。東日本大震災を受け設置した「下水道地震・津波対策技術検討委員会」の報告書を踏まえ、平成26年5月に改定予定。平成17年10月に政令を改正し、下水道施設の備える耐震性能を明確化。	平成24年度末現在において、下水道の重要な幹線等で耐震基準を満たしている延長は約2.7万km（38％）。「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づく既存施設の補強、改築などの耐震性向上を図るとともに、幹線管渠や処理場のネットワーク化などにより下水道のシステムとしての地震対策を推進。
その他		地方公共団体が単独事業として実施する避難地や災害対策活動の拠点となる公共・公用施設、不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震改修について、防災対策事業債の発行を許可し、その元利償還金の一部を普通交付税で措置。

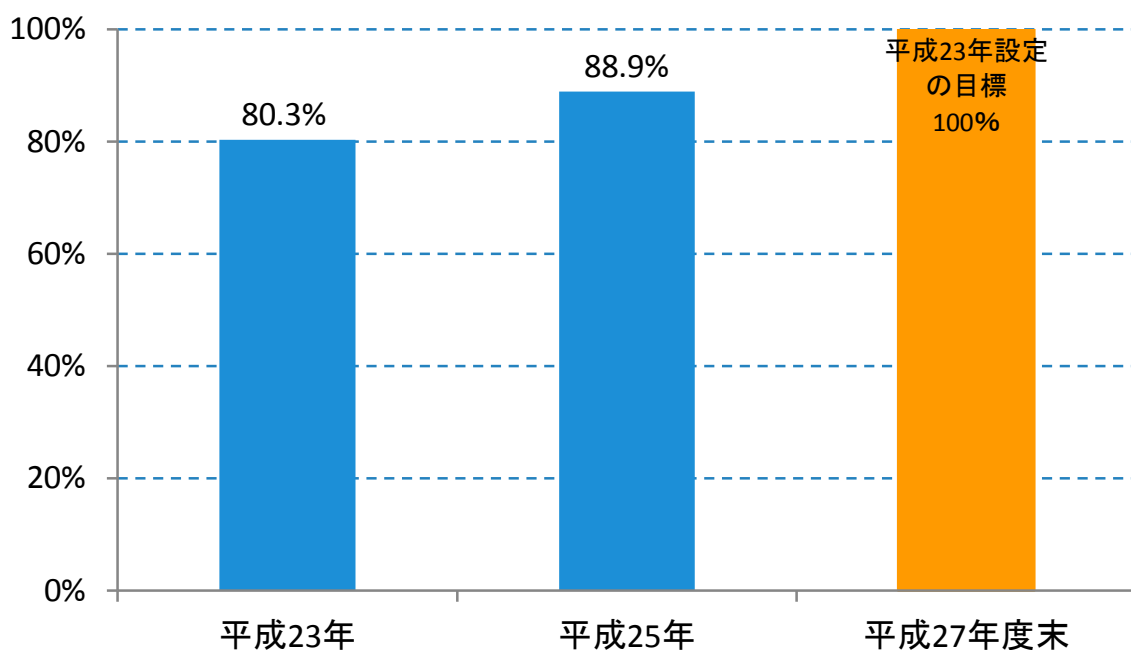
出典：各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料27 住宅及び特定建物の耐震化の状況



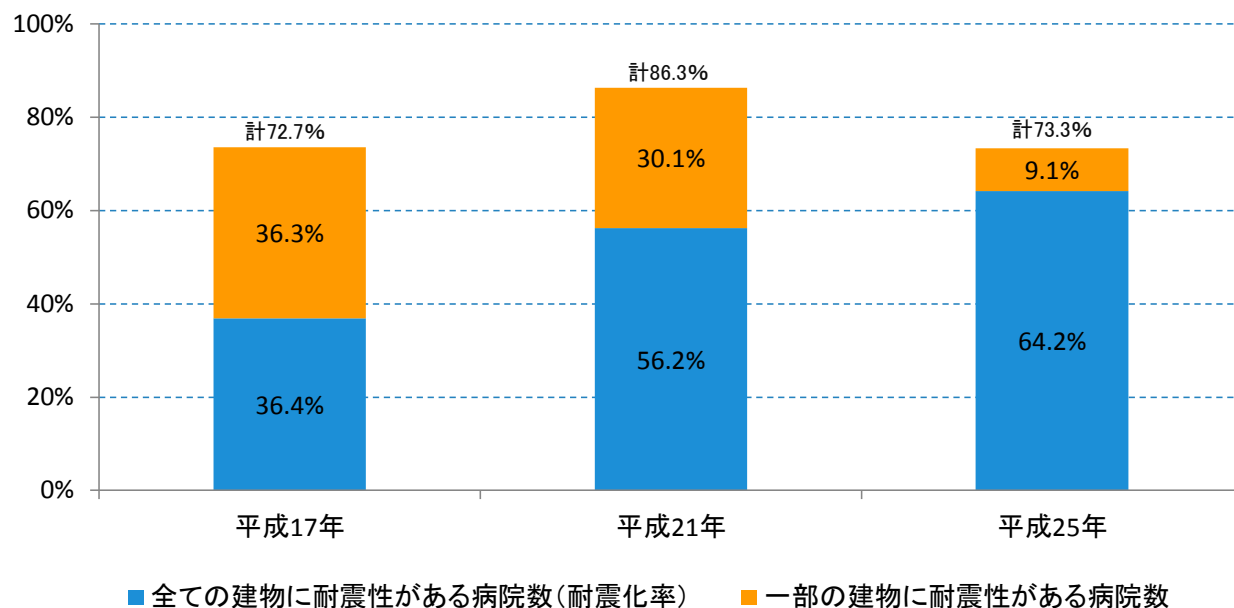
出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成

附属資料28 公立小中学校施設の耐震化の状況



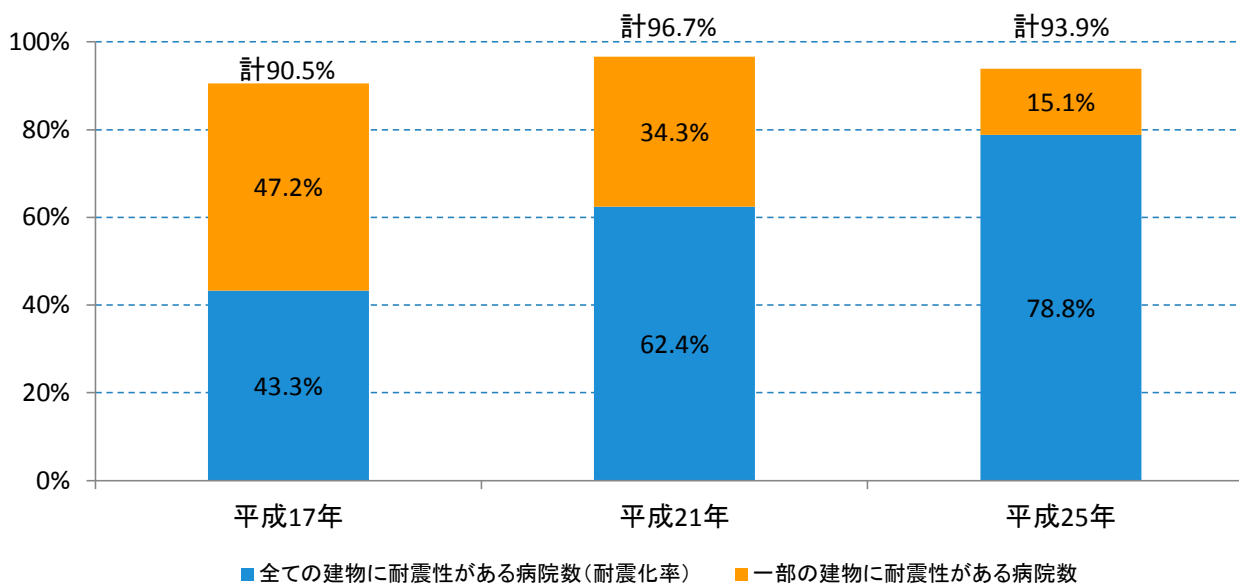
出典：文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」をもとに内閣府作成、各年4月1日現在

附属資料 29 病院の耐震化の状況



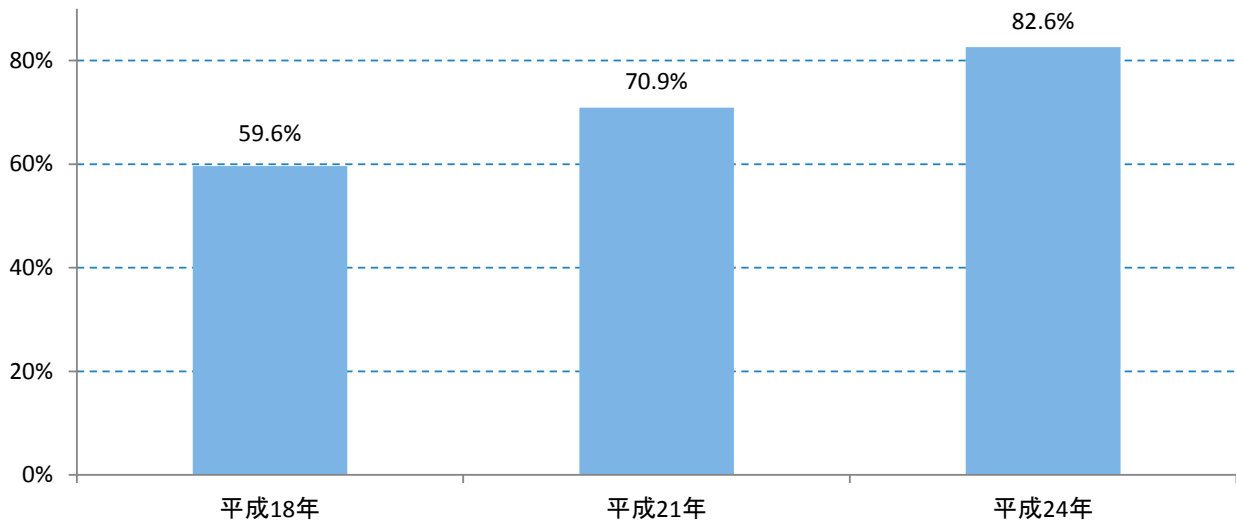
出典：厚生労働省「平成25年度病院の耐震改修状況調査の結果」をもとに内閣府作成

附属資料 30 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化の状況



出典：厚生労働省「平成25年度病院の耐震改修状況調査の結果」をもとに内閣府作成

附属資料31 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況



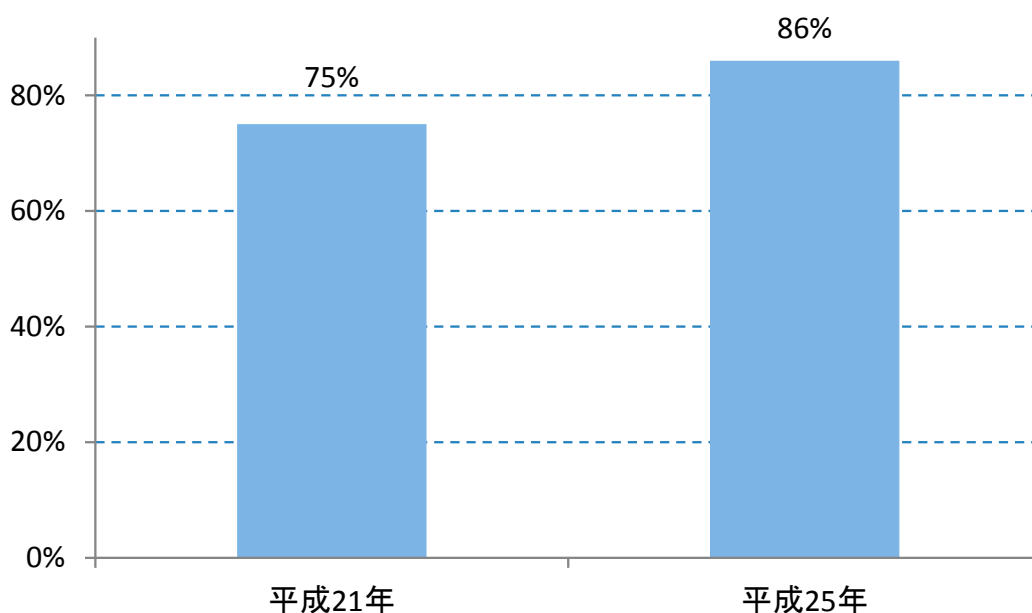
※ 地方公共団体が所有又は、管理している公共施設等(公共用及び公用の建物:非木造の2階建以上又は延床面積200㎡超の建築物)全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点(防災拠点)となる施設を右記の基準に基づき抽出し、集計・分析。

<防災拠点となる施設の範囲>

- ①社会福祉施設…………… 全ての施設
- ②文教施設(校舎、体育館) …… 避難場所に指定している施設
- ③庁舎…………… 災害応急対策の実施拠点となる施設
- ④県民会館・公民館等…………… 避難場所に指定している施設
- ⑤体育館…………… 避難場所に指定している施設
- ⑥診療施設…………… 地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設
- ⑦警察本部、警察署等 …… 全ての施設
- ⑧消防本部、消防署所 …… 全ての施設
- ⑨公営住宅等…………… 無
- ⑩職員公舎…………… 無
- ⑪その他…………… 避難場所に指定している施設

出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

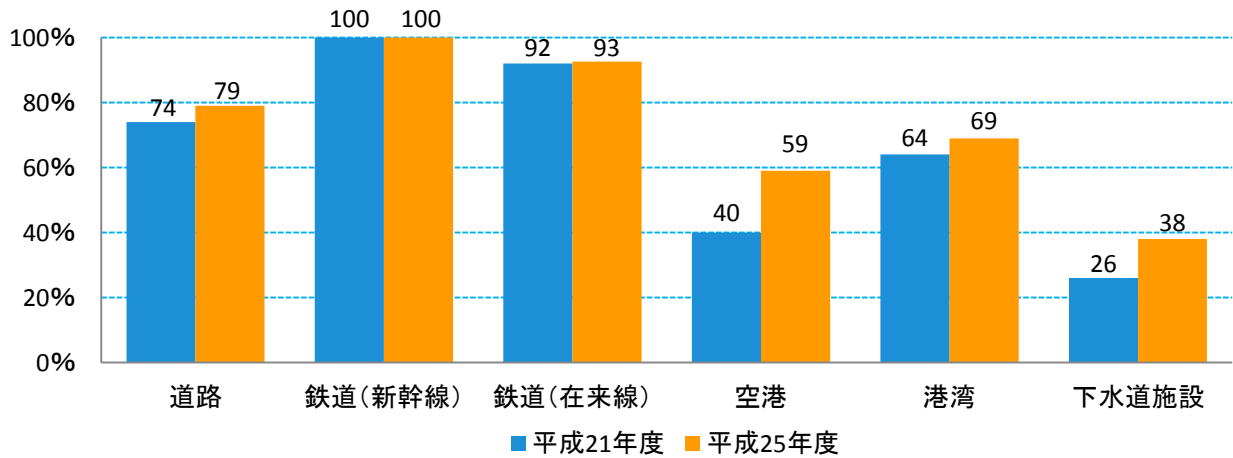
附属資料32 国の庁舎の耐震化の状況



対象：「官公庁施設の建設等に関する法律」第10条に基づき、国土交通大臣が整備等を所掌している施設のうち、一般会計の行政機関の事務庁舎(規模の小さい建築物等を除く)

出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成、平成25年3月現在

附属資料33 公共インフラ等の耐震化の状況



(注) 道路：緊急輸送道路（災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動をするために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらとを連絡する幹線的な道路）の橋梁の耐震化率（平成24年度末時点）

鉄道（新幹線）：高架橋・駅、トンネル

鉄道（在来線）：高架橋

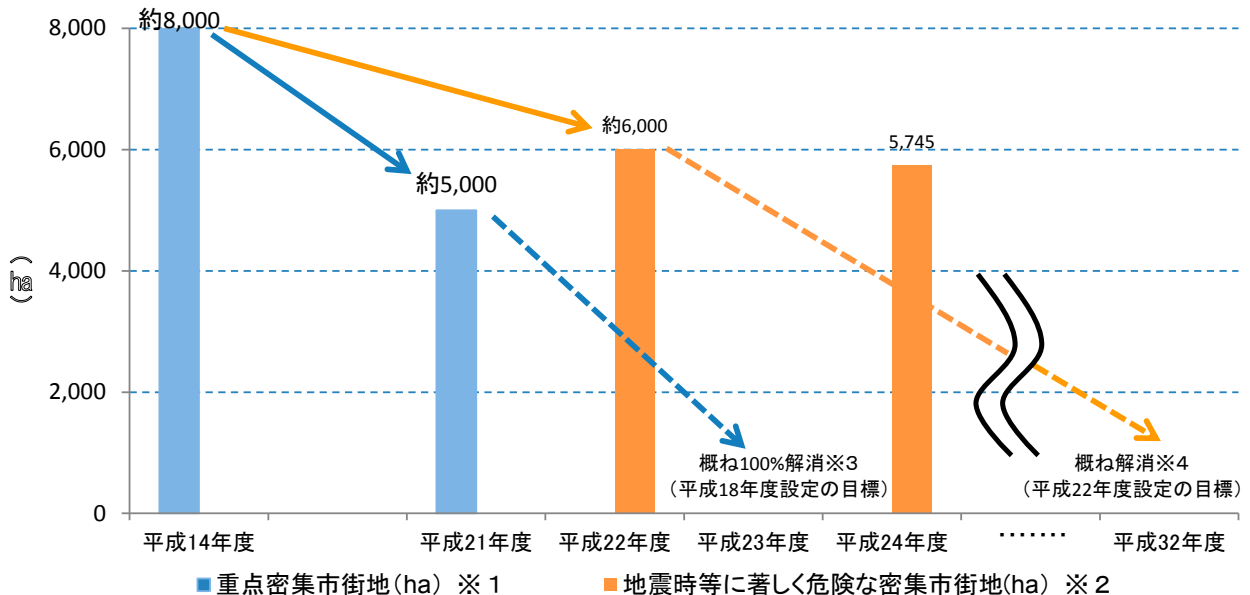
空港：緊急輸送に活用できる空港から100km圏内の人口の割合

港湾：耐震強化岸壁（整備目標336バースに対する整備済み岸壁の割合）

下水道施設：重要な幹線等（流域幹線、防災拠点・避難地からの排水を受ける管きょ、ポンプ場・処理場に直結する幹線管きょ、緊急輸送路・軌道下に埋設された管きょ等）（平成24年度末）

出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成

附属資料34 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積



※1 重点密集市街地：地震時等において大規模な火災の可能性がある重点的に改善すべき密集市街地

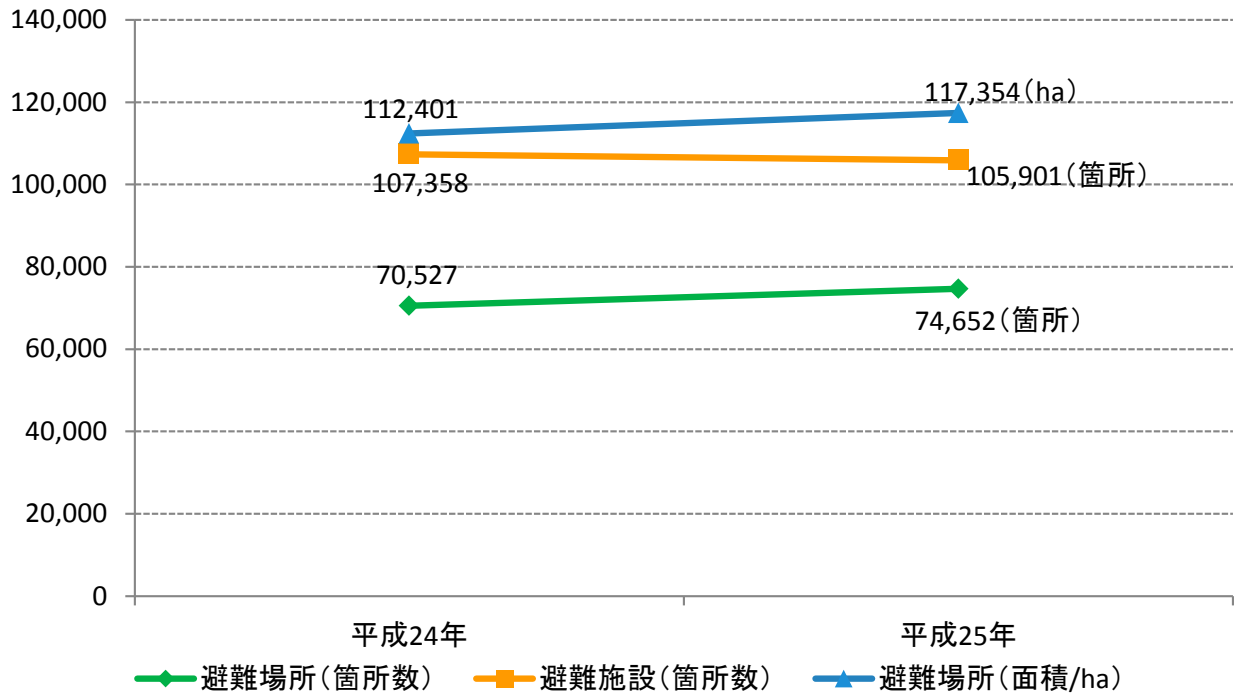
※2 地震時等に著しく危険な密集市街地：密集市街地のうち延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な密集市街地

※3 住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日閣議決定）の内容

※4 住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定）の内容

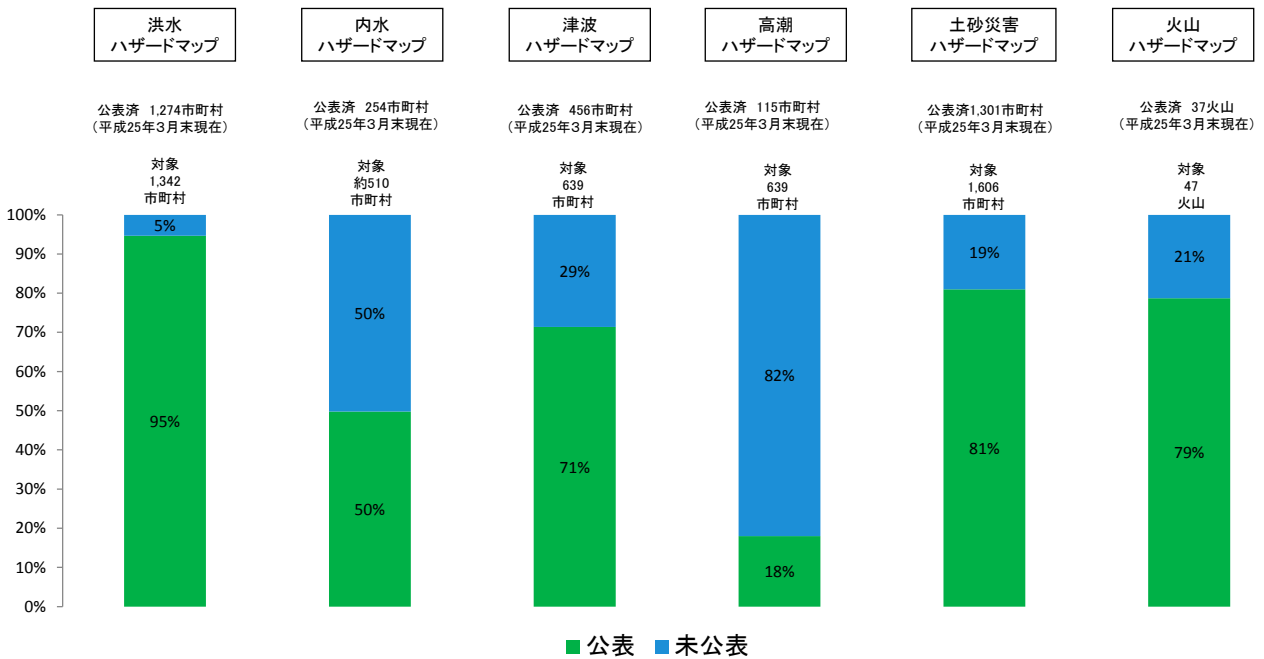
出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成

附属資料35 避難場所等の指定状況



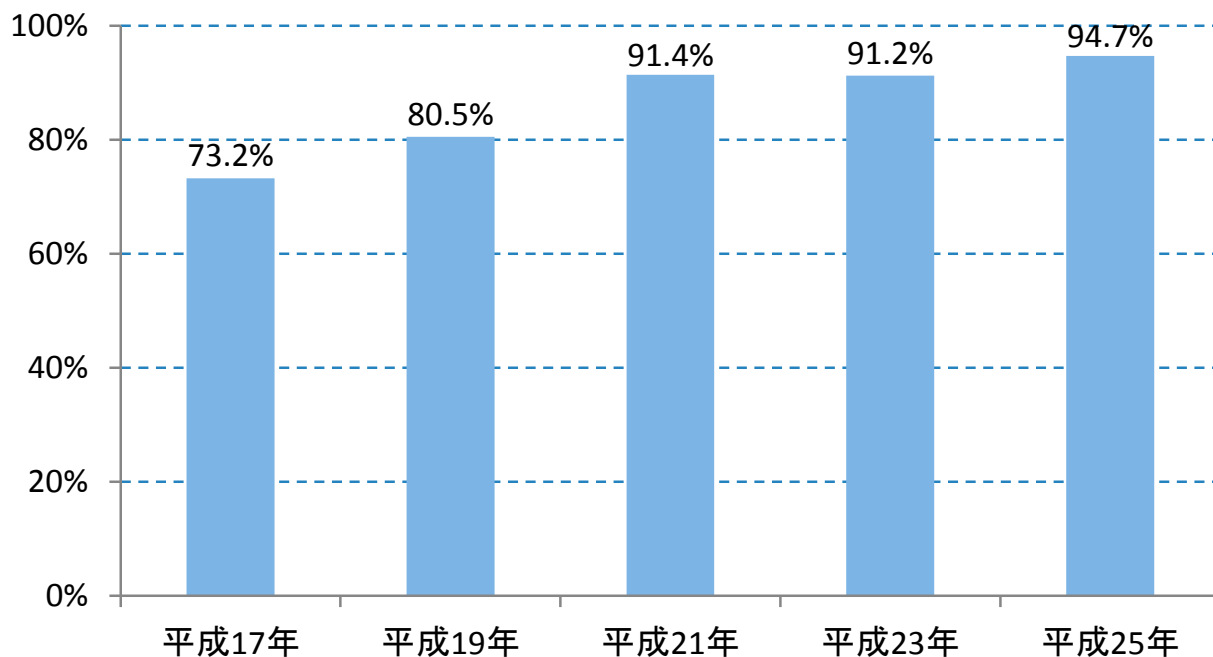
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

附属資料36 ハザードマップの整備状況



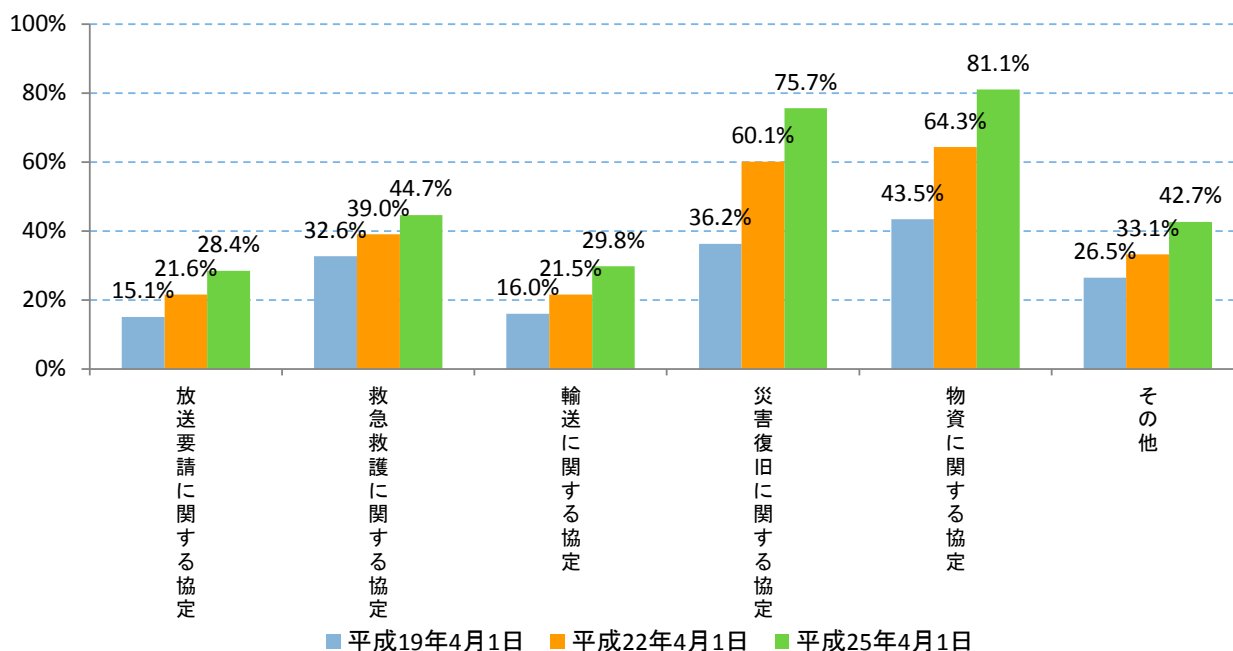
出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成

附属資料37 市区町村間で相互応援協定を締結している市区町村の割合



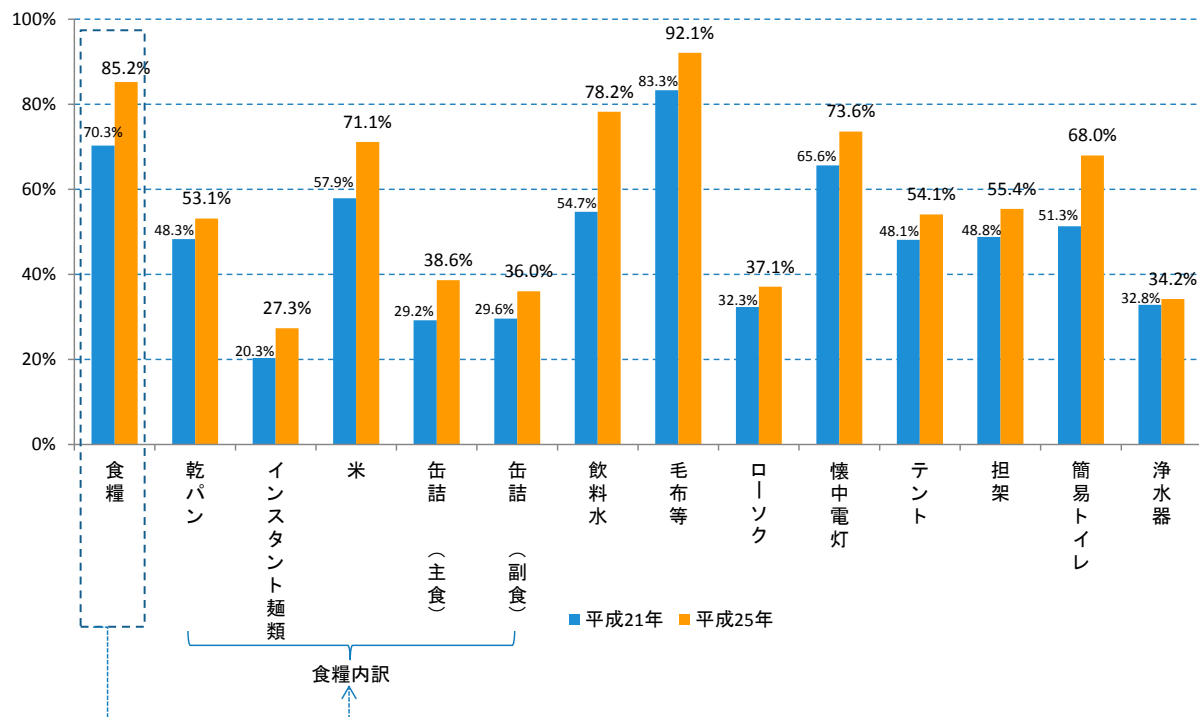
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成、各年4月1日現在

附属資料38 企業等と協定を締結している市区町村の割合



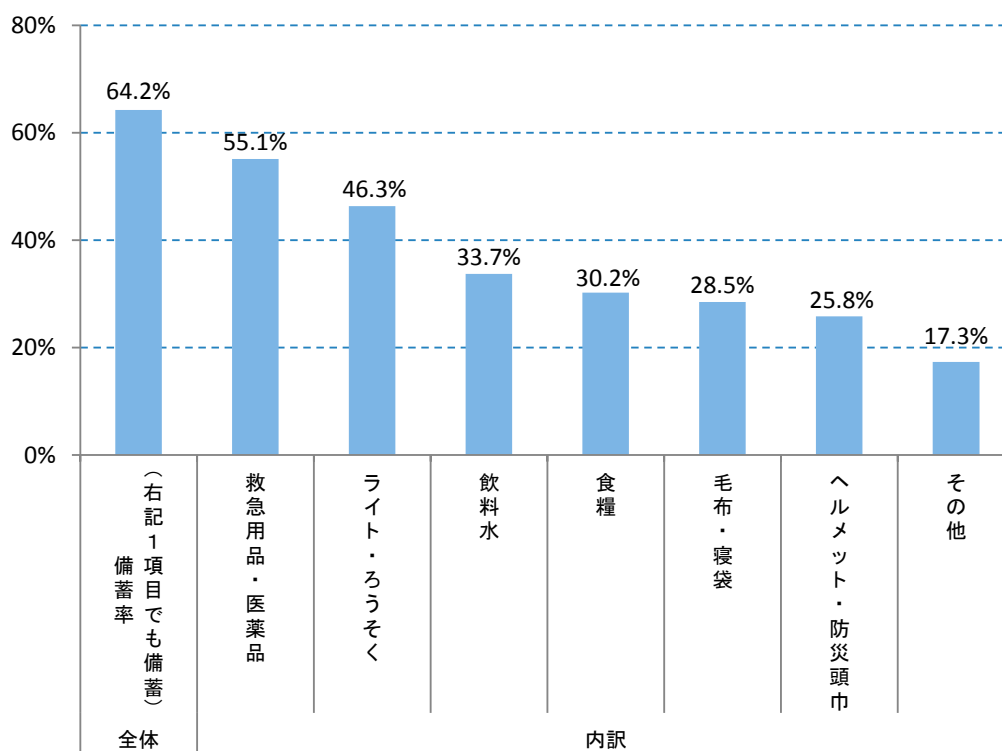
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

附属資料39 備蓄を行っている市区町村の割合



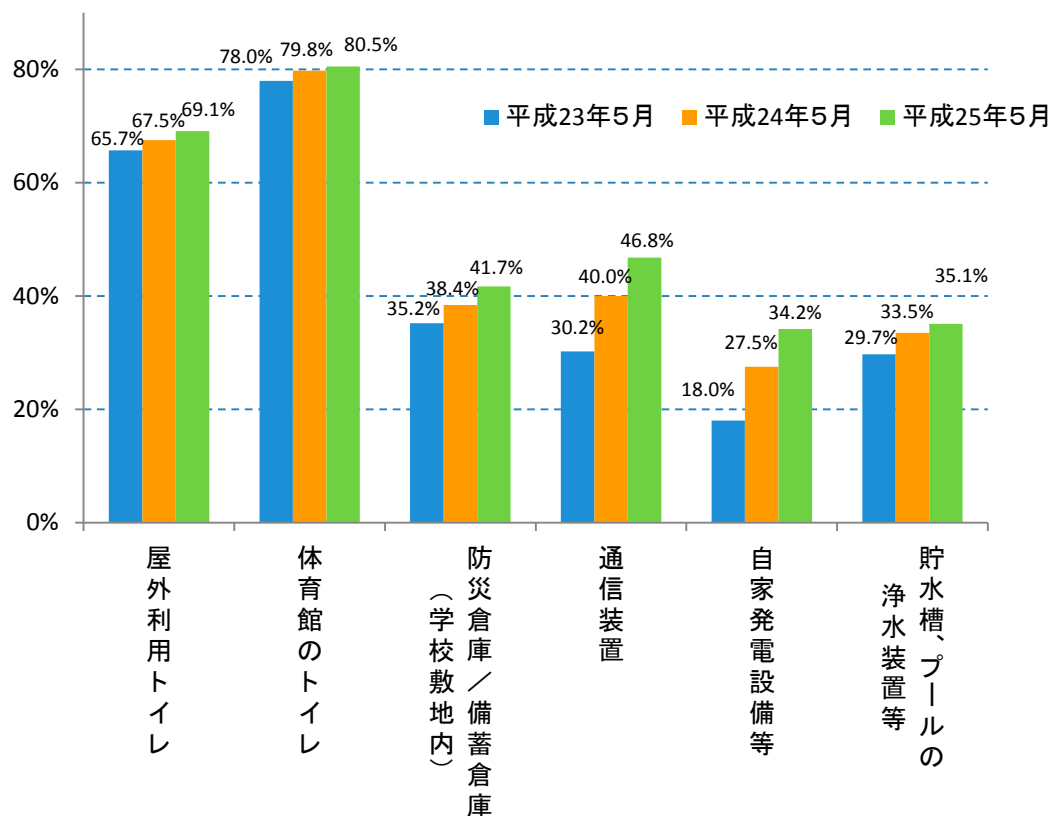
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成、各年4月1日現在

附属資料40 学校における備蓄状況



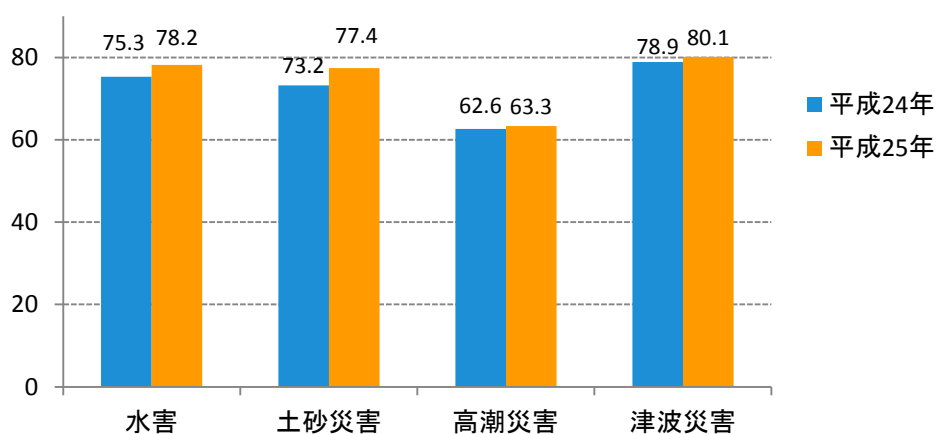
出典：文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（平成23年度実績）」をもとに内閣府作成

附属資料 41 緊急避難場所等に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況



※平成24年調査は、岩手県、宮城県、福島県は含まない。
出典：文部科学省資料をもとに内閣府作成

附属資料 42 災害が想定される市区町村における避難勧告等の発令基準の策定状況



※策定済み及び見直し中のものの割合。なお、平成25年の調査では、水害は全市町村（1,742団体）、土砂災害は1,603団体、高潮災害は641団体、津波災害は667団体で災害が想定されている。
出典：消防庁「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況等調査結果」をもとに内閣府作成

附属資料 43 平成 25 年度総合防災訓練大綱に基づき政府が行った訓練の概要

(1) 「防災の日」政府総合防災訓練(9月1日)

ア 「防災の日」政府本部運営訓練

全閣僚が参加し、緊急災害対策本部の設置・運営等の訓練を実施し、災害対策基本法の改正を踏まえ、災害緊急事態の布告や災害緊急事態への対処に関する基本的な方針の決定等に関する手続きを確認。

イ 被災地への現地調査訓練(千葉県千葉市)

総理等が、九都県市合同防災訓練の視察を行うとともに、防災担当大臣を団長とする政府調査団による訓練会場への現地調査訓練を実施し、災害時における各機関の活動内容や機動力等を確認。

(2) 官邸への参集訓練(1月17日ほか)

全閣僚が自宅等から官邸までの徒歩等による参集訓練を実施し、発災時に速やかに官邸へ参集する手順を確認。

【課題】より効果的な訓練実施のためには「防災の日」政府本部運営訓練との同時実施が必要。

(3) 緊急災害現地対策本部設置等訓練

(8月31日【愛知県】1月17日【香川県】2月4日【大阪府】)

関係府省庁、関係地方公共団体等が、初実施となる香川県、大阪府を含む3府県において緊急災害現地対策本部の設置・運営訓練を実施し、発災時における緊急現地災害対策本部の設置・運営の手順を確認。

(4) 政府図上訓練

ア 首都直下地震を想定した政府図上訓練(1月14日)

関係府省庁、関係地方公共団体等が連携し、東京都南部を震源とするM7.3の地震を想定したロールプレイング形式の図上訓練を実施し、緊急災害対策本部事務局機能及びマニュアルの実効性を検証。

イ 緊急災害対策本部事務局要員図上訓練(6月19日)

関係府省庁、関係地方公共団体等が連携し、緊急災害対策本部事務局要員の座学及び基礎的な図上訓練を初めて実施し、新規事務局要員の知識・練度を向上。

ウ 初動対応図上訓練(6月20日)

関係府省庁が、台風等により荒川の堤防が決壊したことを想定した図上訓練を実施し、広域で大規模な浸水被害が首都圏を襲うことへの対処能力を向上。

(7) 原子力防災訓練

(10月11日～12日【鹿児島県】)

関係府省庁、関係地方公共団体等が、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置・運営、総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出、住民の避難誘導等の訓練を実施し、国、関係地方公共団体、事業者が一体となった対応・連携等を確認。

(8) 広域医療搬送訓練

(8月31日【愛知県、三重県、和歌山県】)

関係府省庁、関係地方公共団体及び医療機関等が、DMATの参集、被災地外広域搬送地点の設置、自衛艦に医療モジュールを搭載した実証訓練などの広域医療搬送に関する総合的な実動訓練を実施し、当該活動に係る組織体制の機能と実効性を検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化を確認。

【課題】民間船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施が必要。

(9) 事故災害等対処訓練

ア 航空災害図上訓練(2月14日)

関係府省庁が、大規模な航空事故と石油コンビナートからの油流出事故の複合災害を想定した図上訓練を実施し、関係府省庁相互の連携及び対応要領を確認・検証。

イ 排出油等防除訓練(10月3日)

関係府省庁、関係地方公共団体、関係機関等が、原油タンカーと貨物船との衝突事故による大量の原油流出を想定して、油回収資機材等を運用する実動訓練を実施し、関係機関の連携等を確認。

(5) 業務継続計画検証訓練等

ア 情報伝達・官邸参集図上訓練(2月2日)

閣僚の秘書官が、閣僚の安全を確認するための連絡手段及び閣僚の官邸への参集手段を検討する図上訓練を実施し、閣僚が発災時に速やかに官邸へ参集する手順を確認。

イ 業務継続計画実効性確認訓練(1月17日ほか)

各府省庁が、安否確認訓練、非常参集訓練及び災害対策本部の設置・運営等訓練を実施し、業務継続計画の実効性を確認・検証。

【課題】より詳細に業務継続計画の実効性を確認・検証するための新たな訓練の実施が必要。

ウ 分野(業界)別、テーマ別訓練(6月26日～28日、9月2日、1月20日ほか)

- ・金融庁と全国銀行協会が連携して、各銀行が同一のタイミング・訓練シナリオにて、対策本部の初動対応及び職員の安否確認訓練を実施し、震災時における業務継続計画を比較・検証。

- ・経済産業省と石油元売事業者等が連携した訓練を実施し、「災害時石油供給連携計画」に定められた基本的な対応内容を確認。

- ・国土交通省と関係地方公共団体、物流事業者等が連携して、支援物資の輸送及び民間物資拠点の開設に関する訓練を実施し、被災地に向けた円滑な支援物資輸送を行うための体制を確認。

(上記以外にも訓練を実施)

(6) 津波防災訓練

(11月9日【茨城県】)

関係府省庁、関係地方公共団体等が、茨城県沖を震源とする地震と津波を想定して、人命救助訓練や道路復旧訓練、住民が参加する避難訓練等を実施し、関係機関との連携を確認するとともに、地域住民の防災に対する知識を普及・啓発。

【課題】地震・津波による被害の更なる軽減のための複数の地域における住民参加訓練の実施が必要。

(10) 地域ブロック広域訓練

(8月31日～9月1日【中部地域ブロック】 12月15日【九州地域ブロック】)

関係府省庁、関係地方公共団体、関係機関等で構成される中部ブロック協議会や九州ブロック協議会が、人命救助訓練、物資輸送訓練、情報通信訓練等を実施し、地域ブロック内における関係機関の広域連携体制を検証・確認。

(11) 地方公共団体等関係機関と連携して実施する実動訓練等

ア 実動省庁が地方公共団体等関係機関と連携して実施する実動訓練等

地方公共団体等関係機関が実施する以下の訓練と連携して、防衛省(自衛隊)、警察庁(警察災害派遣隊)、消防庁(緊急消防援助隊)、国土交通省(TEC-FORCE)及び海上保安庁等による実動訓練を実施し、関係機関の連携等を確認。

a 九都県市合同防災訓練(9月1日)

b 静岡県総合防災訓練(8月31日～9月1日)

c 近畿府県合同防災訓練(10月26日～27日)

d 東海地域広域連携防災訓練(8月31日～9月1日)

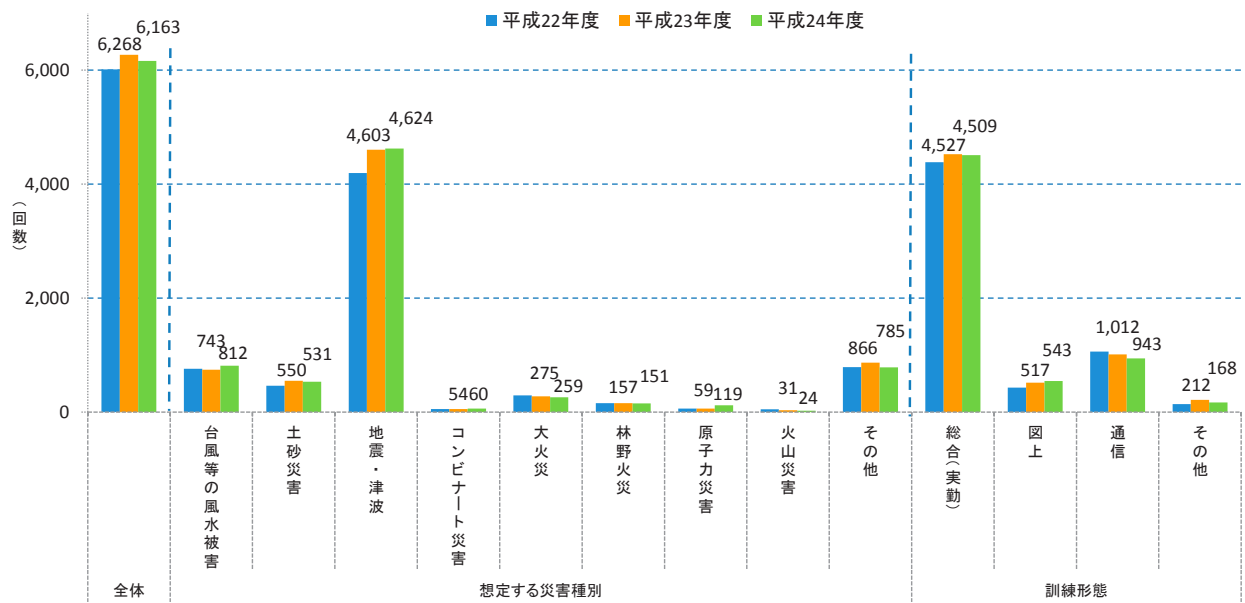
【課題】指定公共機関等の関係機関や在日米軍とも連携した実動訓練の更なる実施が必要。

イ 東海地震に関連する情報の伝達訓練(11月19日)

内閣官房、内閣府、気象庁が、想定東海地震に係る各種情報の作成・発信訓練や、当該情報を踏まえた政府の各種対応に係る訓練を実施し、東海地震特有の対処について習熟を図るとともに、関係機関の連携を確認・検証。

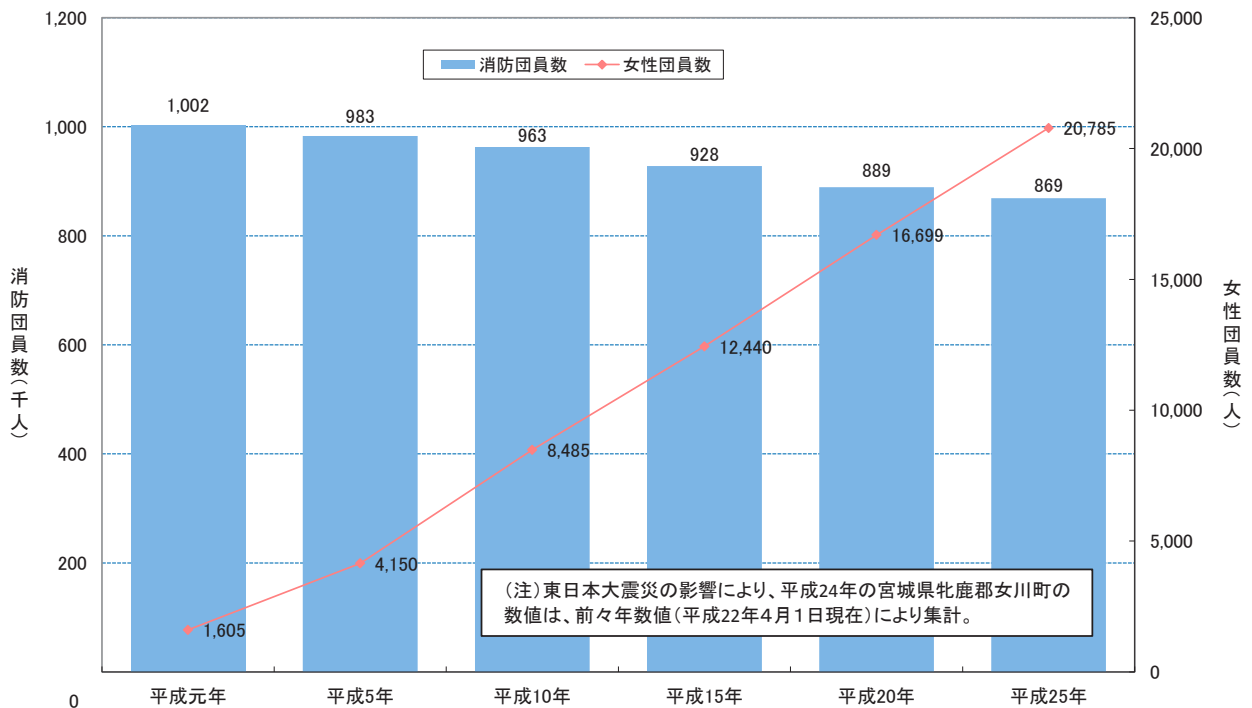
出典：内閣府資料

附属資料44 市区町村における防災訓練の実施状況



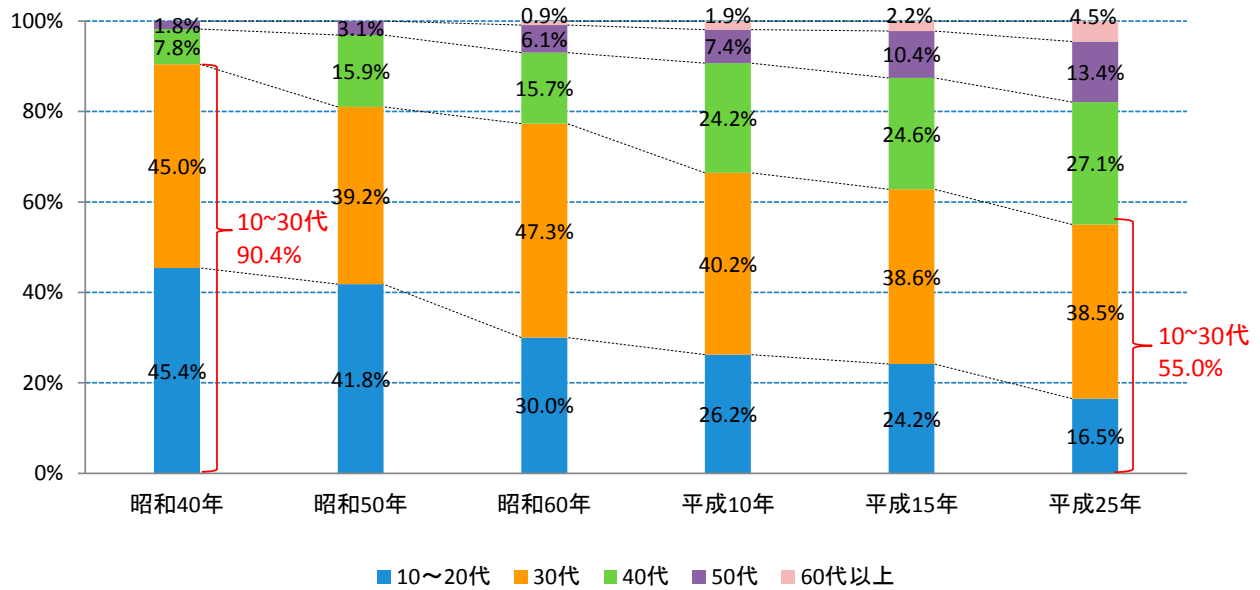
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

附属資料45 消防団員数の推移



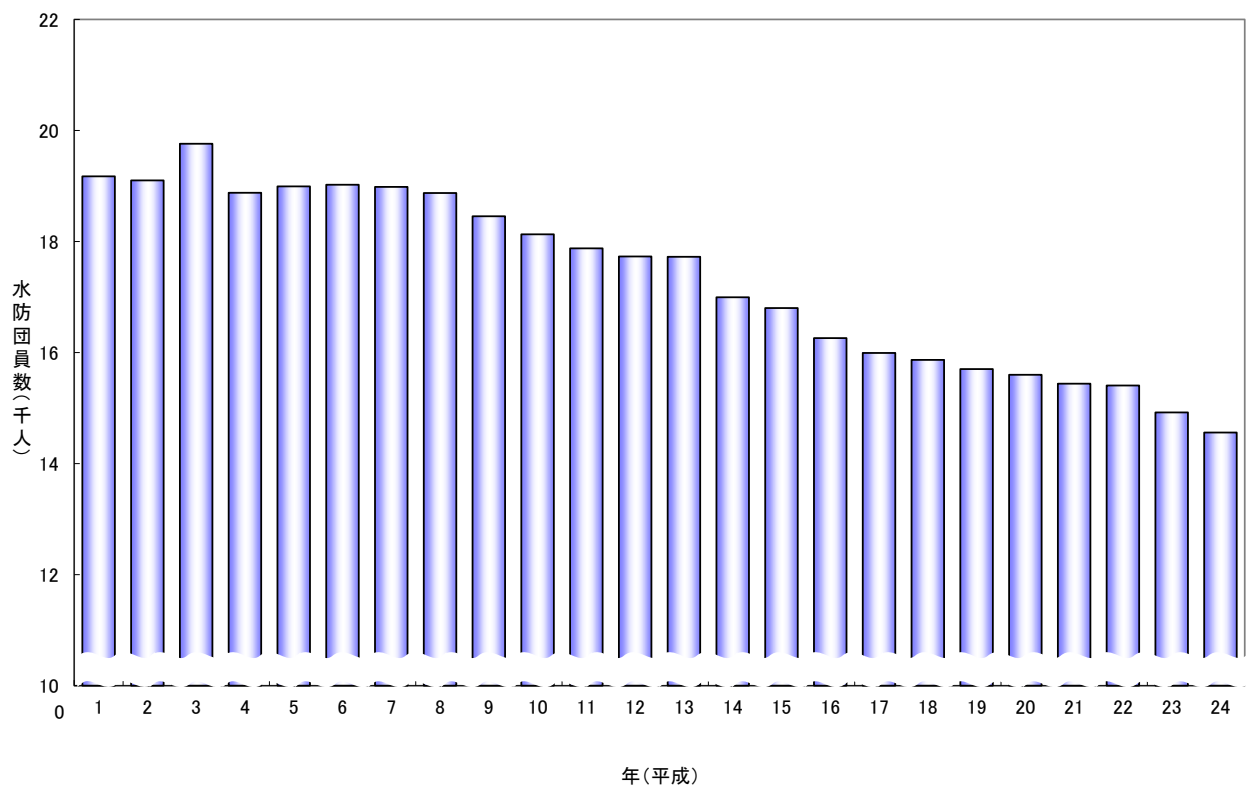
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

附属資料46 消防団員の年齢構成比率の推移



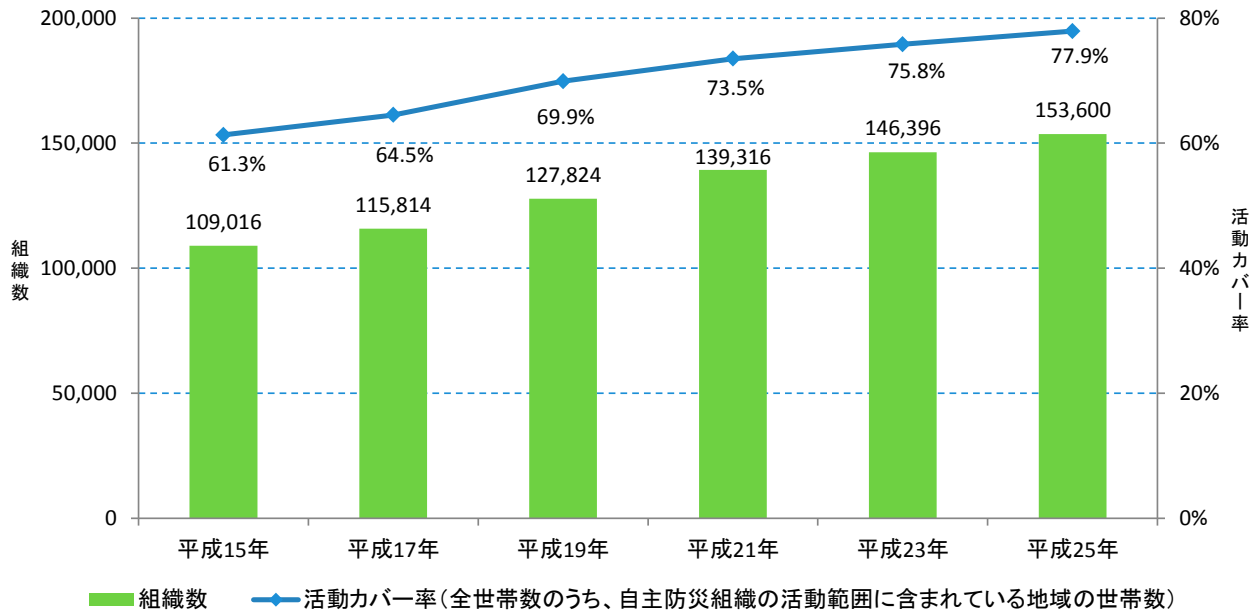
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

附属資料47 水防団員数の推移



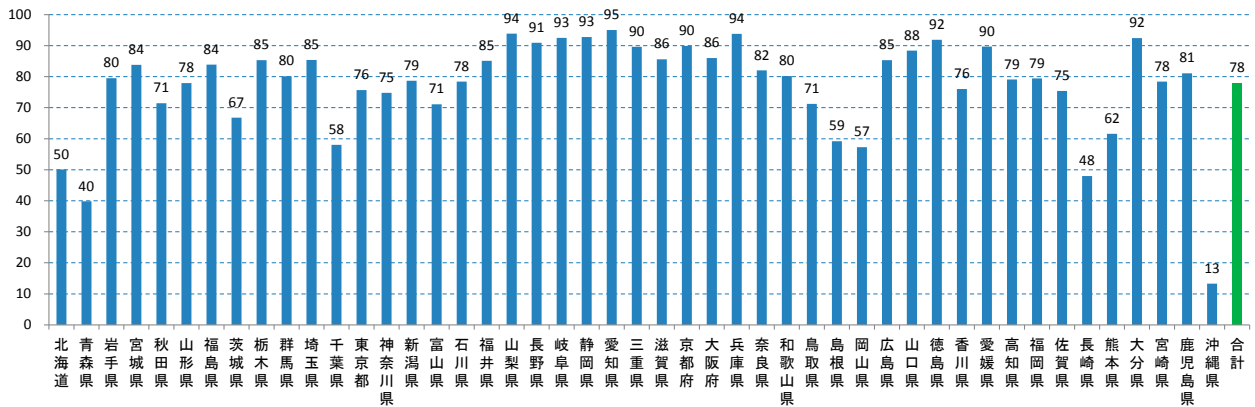
出典：国土交通省資料

附属資料 48 自主防災組織の推移



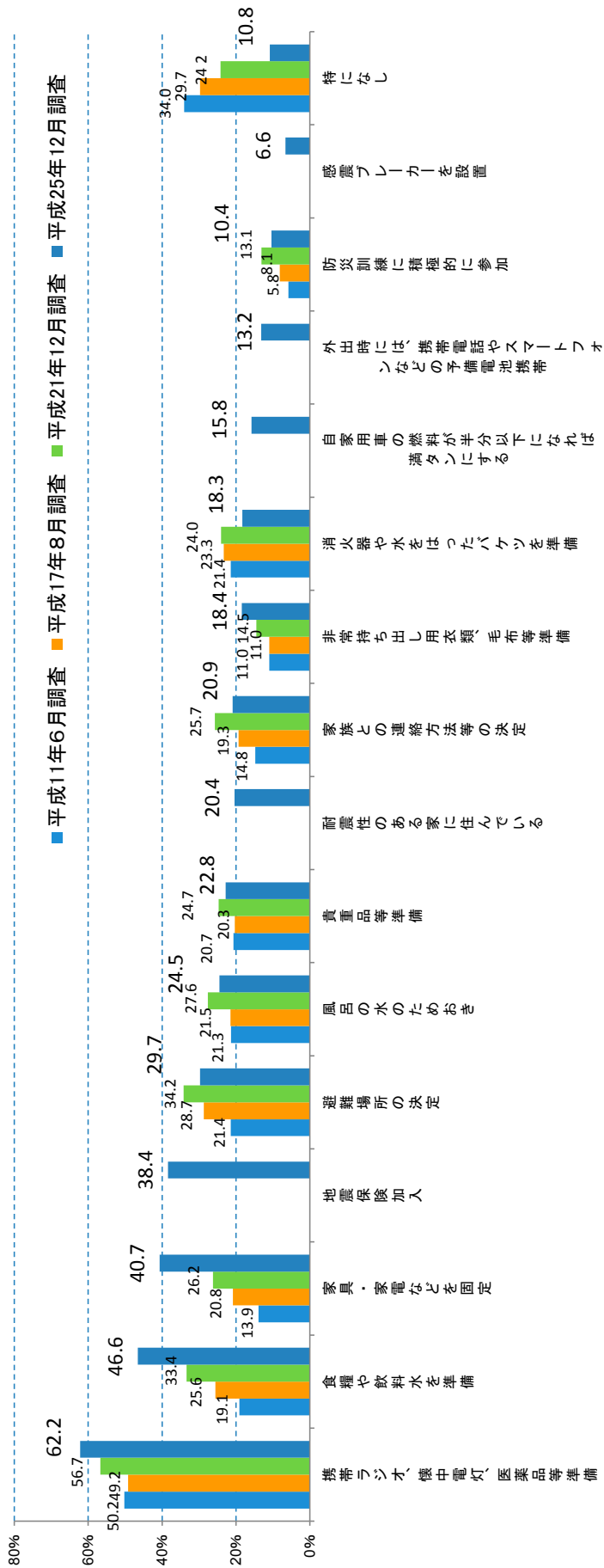
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成、各年4月1日現在

附属資料 49 都道府県別自主防災組織活動カバー率



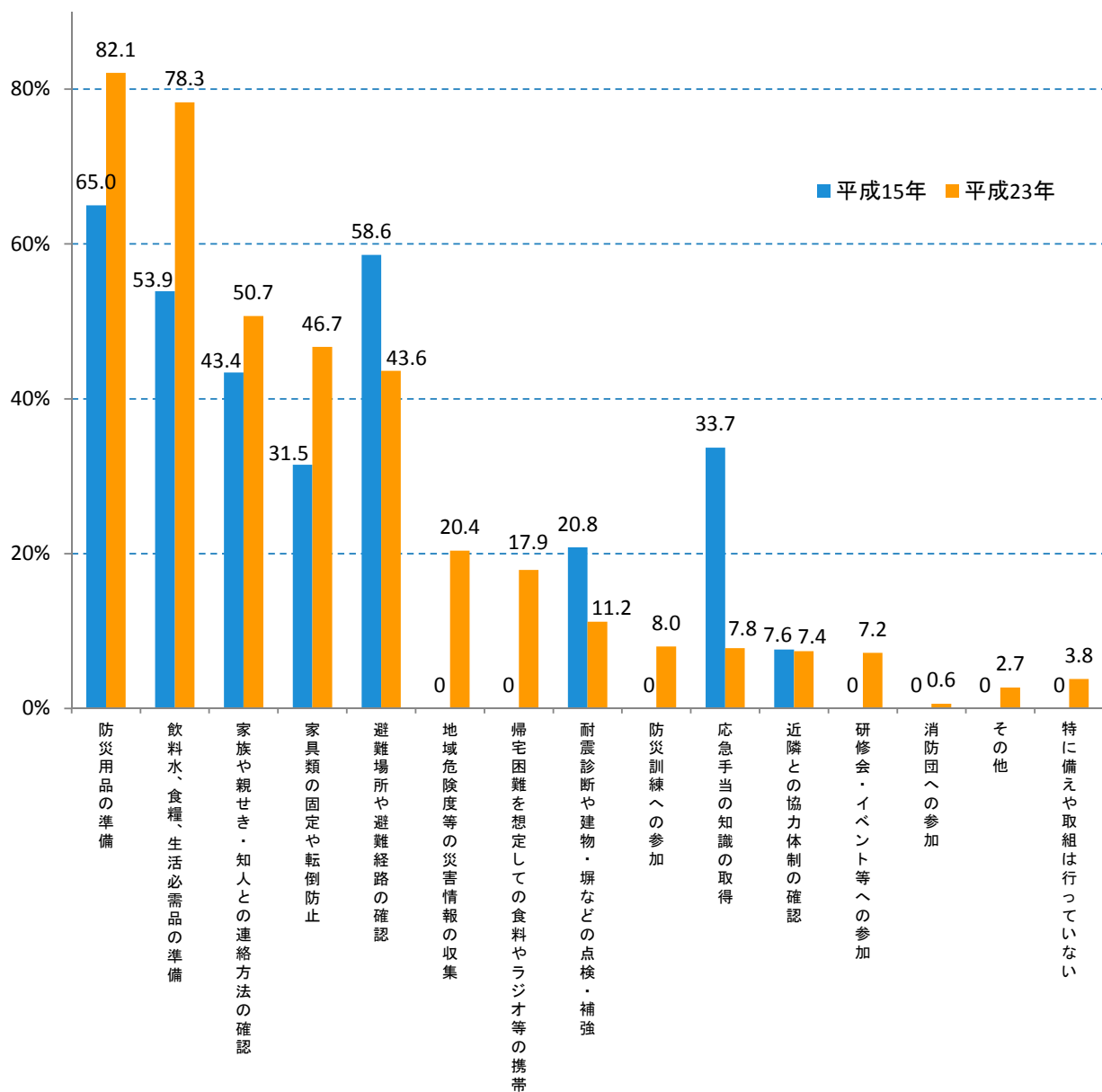
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成、平成25年4月1日現在

附属資料50 住民が大地震に備えてとっている対策



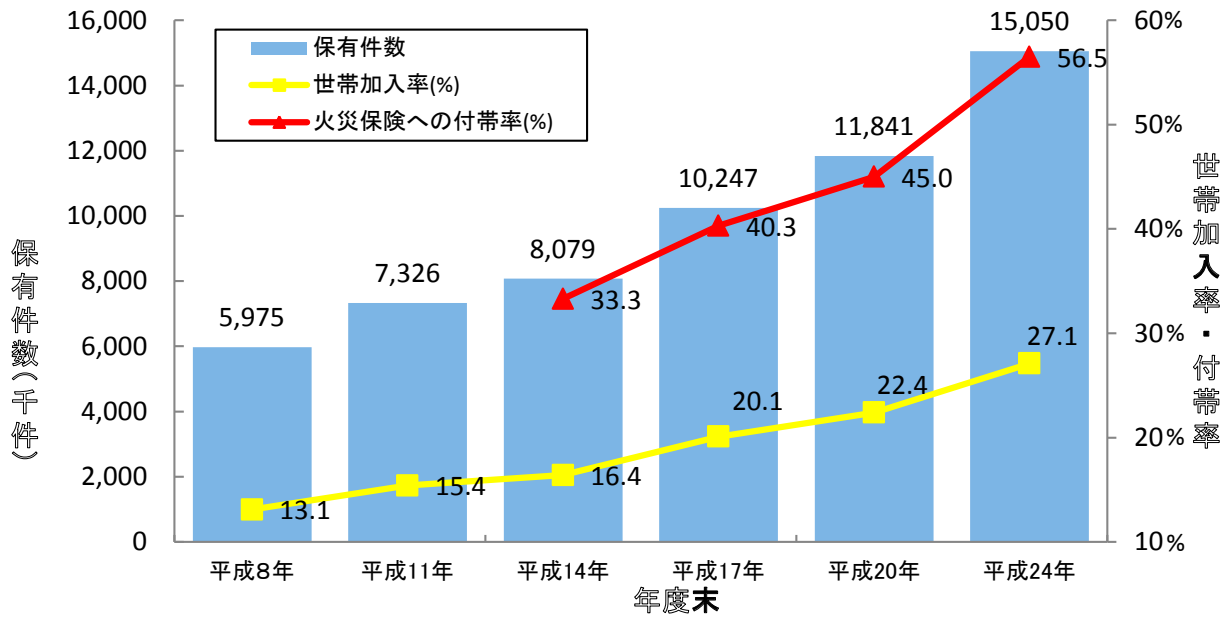
出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査」をもとに内閣府作成

附属資料51 住民の防災に関する備えや取組



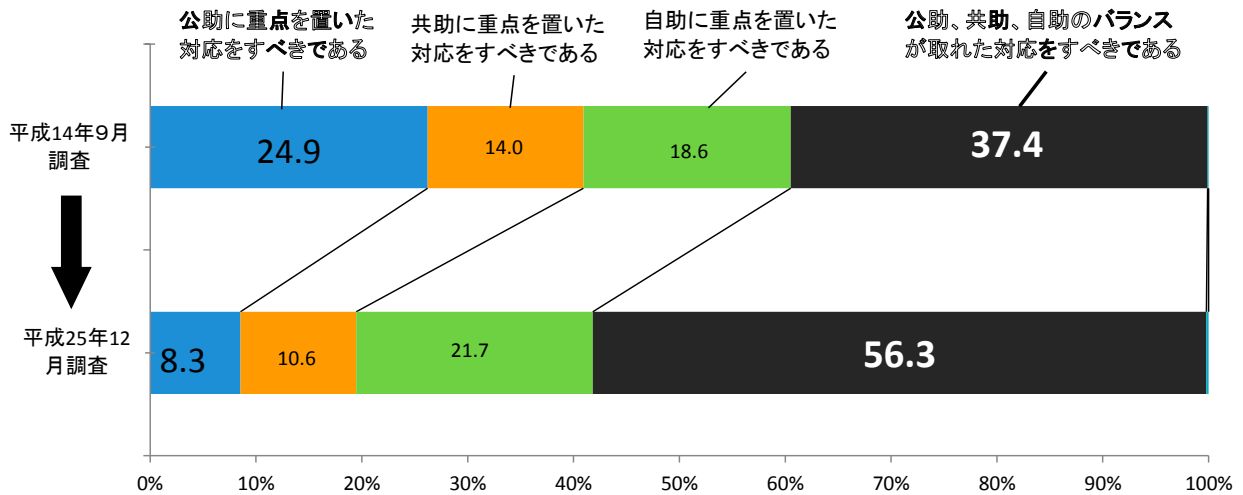
出典：東京都生活文化局「平成23年度第4回インターネット都政モニターアンケート結果」(平成23年11月17日)

附属資料52 地震保険の契約件数等の推移



出典：損害保険料率算出機構資料をもとに内閣府作成

附属資料53 自助、共助、公助の対策に関する意識



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査」をもとに内閣府作成

54-1 平成 25 年梅雨期における大雨等

内閣府は、6月21日8時10分、情報対策室を設置し、関係機関からの情報収集を行うとともに、官邸、関係省庁との情報連絡を行った。また、同日11時00分、情報共有を図るとともに今後の対応を確認するため、関係省庁による会議を開催した。

警察庁は、関係管区警察局や都道府県警察との連絡体制を強化するとともに、被害情報の収集を実施した。また、山口県公安委員会からの援助の要求に基づき、7月28日から7月30日にかけて、行方不明者の搜索活動や孤立集落における住民の安否確認を実施するため、鳥取県警察24名、岡山県警察20名及び広島県警察24名の広域緊急援助隊を山口県へ派遣した。

鳥根県警察、山口県警察及び新潟県警察は、行方不明者の搜索活動及び警察用航空機（ヘリコプター）による情報収集を実施した。

中国管区警察局及び関東管区警察局の関係県情報通信部機動警察通信隊が、現場の状況を撮影するなど被害情報の収集を実施した。

消防庁は、8月1日、各都道府県宛に「集中豪雨時等における避難勧告等の発令・伝達について（通知）」を発出した。また、8月9日からの東北地方を中心とする大雨に関して、消防庁災害対策室を同日8時24分に設置した。

防衛省・自衛隊は、山形県、鳥根県、山口県、石川県、岩手県及び秋田県知事からの災害派遣要請を受け、7月22日から7月28日までの間、人員延べ約1,805名、車両延べ約660両、航空機延べ11機により、人命救助、避難支援、給水支援、水防活動、物資輸送等の活動を実施した。

海上保安庁は、7月29日以降、延べ巡視艇2隻、航空機4機等により、行方不明者の搜索、流出船等漂流物の調査活動等を実施した。

金融庁は、「災害救助法」の適用を受け、7月23日に山形県、7月28日に山口、鳥根県、8月9日に秋田県、8月10日に岩手県内の関係金融機関等に対し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請した。

総務省は、7月22日に山形県内4市町、7月28日に山口県内3市町、8月12日に秋田県内3市及び岩手県内1町の「災害救助法」の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。また、8月9日に山形県内4市町、鳥根県内1町、山口県内2市町、8月22日に岩手県1町、秋田県3市に対して、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付するとともに、9月17日に岩手県1町に対して、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。

財務省は、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施したほか、今回の災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関を通じた危機対応融資の対象に追加した。また、利用可能な国有財産のリストを情報提供した。

経済産業省は、7月30日、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即時貸付の適用の措置を講じた。また、8月2日から3日にかけて、職員を山口県及び鳥根県に派遣し、中小企業関係被害の情報収集等を実施した。

文部科学省は、8月9日11時30分、災害情報連絡室を設置した。また、都道府県教育委員会に対し、防災態勢の強化を図るとともに、児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すよう要請した。

農林水産省は、「災害救助法」が適用された山形県、鳥根県及び山口県の関係金融機関に対し、

通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出したほか、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に通知した。また、近畿中国森林管理局及び東北森林管理局がヘリコプターによる現地調査を各県と連携して実施したほか、被災状況の把握と技術的指導等のため、林野庁や農政局等の担当官等を派遣した。

厚生労働省は、避難所の生活環境の整備等について、十分な配慮を行うよう各県に通知した。また、「災害救助法」適用市町村に職員を派遣し、「災害救助法」についての説明会を実施した。

国土交通省は、7月19日以降、地方整備局等の防災ヘリコプターによる現地調査を実施した。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を延べ2,011人日派遣し、被害状況調査、被災地の映像配信、応急復旧への支援等を実施したほか、被災状況の把握や技術指導のため、国土技術政策総合研究所の専門家を派遣した。

気象庁は、7月28日に鳥根県及び山口県、8月9日に秋田県及び岩手県を対象とした記録的な大雨に関する全般気象情報を発表するとともに、記者会見を行い最大級の警戒を呼びかけたほか、関係機関に対する気象解説及び災害時気象支援資料の提供を実施した。

国土地理院は、山形地方南陽・大江地区、山口地方阿東・須佐・津和野地区等の空中写真を撮影し、関係機関に提供した。

観光庁は、被害を受けた県から観光地に係る情報を収集し、国土交通省及び観光庁のホームページにリンクを貼り、正確な観光情報を発信した。

環境省は、8月9日に鳥根県内1町、8月22日に山口県内3市町へ職員を派遣し、災害廃棄物の処理への支援を実施した。

54-2 平成25年8月23日からの大雨等

内閣府は、8月24日3時57分、情報対策室を設置し、関係機関からの情報収集を行うとともに、官邸、関係省庁との情報連絡を行った。また、同日13時00分、情報共有を図るとともに今後の対応を確認するため、関係省庁による会議を開催した。

警察庁は、関係管区警察局や都道府県警察との連絡体制を強化するとともに、被害情報の収集を実施した。また、鳥根県警察が行方不明者の搜索活動を実施した。

消防庁は、8月24日3時57分、災害対策室を設置し、鳥根県に対して適切な対応を呼びかけるとともに、速やかに被害状況を報告するよう要請した。

海上保安庁は、気象警報等に留意し、即応態勢をとり、情報収集を実施した。

金融庁は、「災害救助法」の適用を受け、9月3日に鳥根県内の関係金融機関等に対し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請した。

総務省は、9月3日に鳥根県内1市の「災害救助法」の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。また、9月17日に鳥根県内4市町に対して、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。

財務省は、鳥根県内1町に対して、利用可能な国有財産のリストを情報提供した。

文部科学省は、都道府県教育委員会に対し、防災態勢の強化を図るとともに、児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すよう要請した。

農林水産省は、「災害救助法」が適用された鳥根県の関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出したほか、被災状況の把握と技術的指導等のため、中国四国農政局の担当官を派遣した。

国土交通省は、8月26日以降、地方整備局等の防災ヘリコプターによる現地調査を実施した。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を延べ808人日派遣し、河川・道路被害状況調査等を実施した。

国土地理院は、ヘリコプターより撮影した島根地方の斜写真を行政機関用サイト上で公開した。

気象庁は、8月24日3時57分、記録的な大雨に関する全般気象情報を発表するとともに、同日5時00分に記者会見を行い最大級の警戒を呼びかけたほか、関係機関に対する気象解説及び災害時気象支援資料の提供を実施した。

54-3 平成25年9月2日及び4日の竜巻等

内閣府は、9月2日14時55分、情報対策室を設置し、関係機関からの情報収集を行うとともに、官邸、関係省庁との情報連絡を行った。また、同日19時30分、情報共有を図るとともに今後の対応を確認するため、関係省庁による会議を開催した。さらに、現地調査及び情報収集のため、情報先遣チームとして、職員3名を埼玉県及び千葉県へ派遣した。

警察庁は、関係管区警察局や都道府県警察との連絡体制を強化するとともに、被害情報の収集を実施した。また、栃木県警察、埼玉県警察及び千葉県警察が、機動隊員等による被災地の警戒活動、警察用航空機（ヘリコプター）による情報収集等を実施した。

関東管区警察局情報通信部機動警察通信隊が、現場の状況を撮影するなど被害情報の収集を実施した。

消防庁は、9月2日15時30分、災害対策室を設置し、関係機関との連絡調整を行った。

海上保安庁は、気象警報等に留意し、随時、即応態勢をとり、情報収集を実施した。

金融庁は、「災害救助法」の適用を受け、9月2日に埼玉県内の関係金融機関等に対し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請した。

総務省は、9月3日、「災害救助法」の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

財務省は、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施したほか、今回の災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関を通じた危機対応融資の対象に追加した。また、利用可能な国有財産のリストを情報提供した。

文部科学省は、9月2日、千葉県及び埼玉県の各県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止に万全を期すよう要請した。

厚生労働省は、避難所の生活環境の整備等について、十分な配慮を行うよう埼玉県に通知した。また、「災害救助法」適用市町村に職員を派遣し、「災害救助法」についての説明会を実施したほか、被災地の建設業協同組合に対し、東日本大震災のがれきや補修工事の墜落防止パンフレットや防塵マスクを提供できる旨を連絡した。

経済産業省は、9月3日、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即時貸付の適用の措置を講じた。また、職員を埼玉県及び千葉県に派遣し、中小企業関係被害の情報収集を実施した。

農林水産省は、「災害救助法」が適用された埼玉県の関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出したほか、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に通知した。

国土交通省は、9月2日15時30分、注意体制をとり、同日以降、防災ヘリコプターによる現地調査を実施した。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）延べ13名を派遣し、被害状況調査等を実施したほか、被災状況の把握や技術指導のため、国土技術政策総合研究所及び建築研究所の専門家を派遣した。

気象庁は、竜巻注意情報等の気象情報を適宜発表したほか、気象庁機動調査班（JMA-MO

T) を現地に派遣して調査を実施した。

54-4 平成25年台風第18号

内閣官房は、9月16日7時48分、情報連絡室を設置した。

内閣府は、9月13日13時00分、情報連絡室を設置し、9月16日5時05分、情報対策室へ改組した。また、同日13時00分、情報共有を図るとともに今後の対応を確認するため、関係省庁による会議を開催した。さらに、被災都道府県に対し、迅速的確な住家の被害認定の実施、被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準ずる都道府県独自支援措置の活用・検討等を要請するとともに、9月17日、突風による被害調査のため、職員2名を群馬県みどり市へ派遣した。

警察庁は、9月16日7時48分、災害情報連絡室を設置し、関係管区警察局や都道府県警察との連絡体制を強化するとともに、被害情報の収集を実施した。また、岩手県警察、福島県警察、福井県警察、三重県警察、滋賀県警察及び兵庫県警察が行方不明者の搜索活動を実施し、京都府警察、大阪府警察、兵庫県警察及び和歌山県警察が警察用航空機（ヘリコプター）による情報収集を実施した。

関東管区警察局、中部管区警察局及び近畿管区警察局の関係県情報通信部機動警察通信隊が、現場の状況を撮影するなど被害情報の収集を実施した。

消防庁は、9月16日5時15分、災害対策室を設置し、滋賀県、京都府及び福井県に対し適切な対応を呼びかけるとともに、速やかに被害状況を報告するよう要請した。また総理指示を受け、同日12時00分、各都道府県消防防災主管部長あてに事務連絡を发出した。

防衛省・自衛隊は、京都府、福井県、滋賀県、新潟県、岩手県、及び北海道知事からの災害派遣要請を受け、9月16日から9月18日までの間、人員延べ約560名、車両延べ約140両により、行方不明者搜索、孤立者の救助、給水支援、水防活動等の活動を実施した。

海上保安庁は、気象警報等に留意し、随時、即応態勢をとり、情報収集を実施した。

金融庁は、「災害救助法」の適用を受け、9月16日、埼玉県及び京都府内の関係金融機関等に対し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請した。

総務省は、9月16日に埼玉県内1市及び京都府内2市の「災害救助法」の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。また、10月2日に京都府内2市に対して、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。

財務省は、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施したほか、今回の災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関を通じた危機対応融資の対象に追加した。また、利用可能な国有財産のリストを情報提供した。

文部科学省は、9月16日11時30分、災害情報連絡室を設置した。また、関東及び東海地方の各都道府県教育委員会に対し、防災態勢の強化を図るとともに、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止等に万全を期すよう要請した。

厚生労働省は、避難所の生活環境の整備等について、十分な配慮を行うよう埼玉県及び京都府に通知した。また、「災害救助法」適用市町村に職員を派遣し、「災害救助法」についての説明会を実施した。

経済産業省は、9月17日及び18日、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即時貸付の適用の措置を講じた。また、9月18日、職員を京都府に派遣し、中小企業関係被害の情報

収集等を実施した。

農林水産省は、「災害救助法」が適用された埼玉県及び京都府の関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出したほか、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に通知した。また、関東森林管理局及び中部森林管理局がヘリコプターによる現地調査を各県と連携して実施したほか、被災状況の把握と技術的指導等のため、林野庁や農政局の担当官等を派遣した。

国土交通省は、9月16日以降、地方整備局等の防災ヘリコプターによる現地調査を実施した。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を延べ1,237人日派遣し、被害状況調査、土砂災害対策等を実施したほか、被災状況の把握や技術指導のため、国土技術政策総合研究所の専門家を派遣した。

国土地理院は、京都府、滋賀県、福井県の空中写真を撮影し、関係機関に提供するとともに、国土地理院ホームページ上で公開した。

気象庁は、9月15日21時00分、警戒体制をとり、京都府、滋賀県及び福井県を対象とした特別警報を発表し、9月16日5時05分、非常体制へ移行した。また、同日6時10分に記者会見を行い最大級の警戒を呼びかけたほか、関係機関に対する気象解説及び災害時気象支援資料の提供を実施した。さらに、気象庁機動調査班（JMA-MOT）を現地に派遣して突風調査を実施した。

54-5 平成25年台風第26号及び第27号

内閣官房は、10月16日7時06分、情報連絡室を設置した。さらに、10月24日3時15分、台風第26号及び第27号に関する情報連絡室に改称した。

内閣府は、10月11日18時00分、情報連絡室を設置し、10月15日9時30分、情報対策室へ改組するとともに、同日11時30分、情報共有を図るとともに今後の対応を確認するため、関係省庁による会議を開催した。また、被災都道府県に対し、「災害救助法」の適用に関して必要な助言を行うとともに住家の被害状況調査の適切な実施、被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準じる都道府県独自支援措置の活用等、被災者支援に万全の対応を行うよう要請した。さらに、避難所の生活環境の整備等について、十分な配慮を行うよう東京都へ通知するとともに、東京都に職員を派遣し、「災害救助法」についての説明会を実施した。さらに、10月16日11時30分、災害対策室へ改組し、10月18日～19日にかけて、避難所の状況等を調査するため、職員3名を東京都大島町へ派遣した。

警察庁は、10月16日7時06分、災害情報連絡室を設置し、同日8時30分、災害警備連絡室へ改組するとともに、関係管区警察局や都道府県警察との連絡体制を強化し、被害情報の収集を実施した。また、警視庁、千葉県警察及び神奈川県警察が行方不明者の捜索活動を実施し、警視庁が警察用航空機（ヘリコプター）による情報収集を実施した。

東京都警察情報通信部機動警察通信隊が、現場の状況を撮影するなど被害情報の収集を実施した。

消防庁は、10月15日18時00分、災害対策室を設置し、10月16日10時00分、災害対策本部へ移行したほか、情報収集のため同日職員1名を現地へ派遣した。

防衛省・自衛隊は、東京都知事からの災害派遣要請を受け、10月16日から11月8日までの間、人員延べ約20,970名、車両延べ約5,120両、航空機延べ80機、艦艇延べ17隻により、行方不明者捜索、患者空輸、入院患者の島外避難搬送、物資の輸送支援、二次災害予防措置等の活動を実施した。

海上保安庁は、10月30日以降、延べ巡視船艇73隻、航空機25機等により、被害状況の調査、行方不明者の捜索等を実施した。

金融庁は、「災害救助法」の適用を受け、10月16日に東京都、10月18日に千葉県内の関係金融機関等に対し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請した。

総務省は、10月16日に東京都内1町及び千葉県内1市の「災害救助法」の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。また、10月23日に東京都大島町に対して、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。

財務省は、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施したほか、今回の災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関を通じた危機対応融資の対象に追加した。また、利用可能な国有財産のリストを情報提供した。

文部科学省は、10月16日9時30分、災害情報連絡室を設置した。また、都道府県教育委員会に対し、防災態勢の強化を図るとともに、通学時を含めた児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止等に万全を期すよう要請した。

農林水産省は、「災害救助法」が適用された東京都及び千葉県の関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出したほか、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に通知した。また、関東森林管理局がヘリコプターによる現地調査を各都県等と連携して実施したほか、被災状況の把握等のため、林野庁や水産庁等の担当官等を派遣した。

厚生労働省は、10月16日、「災害救助法」の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して、雇用保険失業等給付（基本手当）を支給する特別措置を実施した。

経済産業省は、10月16日及び21日、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即時貸付の適用の措置を講じた。また、11月5日、東京都大島町の区域に係る災害が激甚災害として指定されたことを踏まえ、被災中小企業者対策として、「激甚災害法」に基づく中小企業支援措置（「中小企業信用保険法」の特例措置、「小規模企業者等設備導入資金助成法」による既往貸付金等の償還期間の延長）、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付の金利引下げの追加措置を講じた。

国土交通省は、10月16日10時50分、非常体制をとり、同日以降、緊急災害対策派遣隊（TECFORCE）を延べ1,336人日派遣し、被害状況調査等の広域支援を実施した。また、土砂災害対策のため、土木研究所の専門家を派遣した。

国土地理院は、被災地域の空中写真等を撮影し、関係機関に提供するとともに、国土地理院ホームページ上で公開した。

気象庁は、10月15日、警戒体制をとり、土砂災害警戒情報等の気象情報を適宜発表するとともに、関係機関に対する気象解説及び災害時気象支援資料の提供を実施した。さらに、伊豆大島に臨時の雨量観測所を2箇所設置し、気象状況の把握と情報発信体制を強化した。

54-6 平成25年11月末からの大雪等

内閣府は、12月3日、降雪雪期における防災態勢の強化等に係る関係省庁会議を開催した。12月16日、情報連絡室を設置し、2月14日12時30分、情報対策室設置を経て、2月16日13時00分、災害対策室へ改組した。同日、災害関連情報や内閣府（防災担当）が取り組む施策などについて随時情報発信するため、Facebook ページを開設するとともに、2月17日に職員1名を山梨県に派遣した。被災都道府県に対し、「災害救助法」の適用に関して必要な助言を行ったほか、「災害救助法」

適用県に職員を派遣し、「災害救助法」についての説明会を実施した。

警察庁は、12月24日、都道府県警察に対し、除雪作業に伴う事故防止に向けた広報啓発、雪崩等に対する市町村との協力、交通管理対策及び大規模な雪害事案に対する的確な対応について通達を発出した。同通達を受け、都道府県警察においては、道路管理者との間で道路状況等の情報を共有し、警察官による交通整理、迂回誘導等や交通情報板による情報提供を実施するとともに、大規模な雪害事案の発生時に備え、広域緊急援助隊等の救出救助部隊の迅速な派遣体制を確立した。

また、2月に発生した関東地方を中心とした大量降雪の際には、警察庁は、2月18日10時30分雪害対策本部を設置し、2月15日から27日までの間、1都8県において警察官延べ人員約7,000名が出動し、警察用航空機（ヘリコプター）による情報収集、孤立地域における安否確認、孤立者救助、物資搬送、孤立地域の解消に向けた除雪活動等を実施した。

関東管区警察局山梨県情報通信部機動警察通信隊が、現場の状況を撮影するなど被害情報の収集を実施した。

消防庁は、12月16日、中央防災会議会長の通知を受け、関係道府県に対して、雪害対策に万全を期すよう通知を発出したほか、2月14日、関係都道府県に対し、警戒態勢を強化すること、帰宅困難者対策に万全を期すこと等について警戒情報を発出した。また、2月15日、災害対策室を設置し、2月18日12時00分、災害対策本部へ改組した。2月22日、都道府県に対し、警戒態勢を強化すること、住民等への適切な伝達と遅滞のない避難勧告等の発令及び被害状況の早期把握等について警戒情報を発出した。また、9都県において、10航空隊13機の消防防災ヘリコプターが延べ158件出動した。

海上保安庁は、2月18日10時30分、豪雪非常災害連絡室を設置した。気象警報等に留意し、随時、即応態勢をとり、情報収集を実施した。

防衛省・自衛隊は、山梨県、群馬県、福島県、長野県、静岡県、東京都、宮城県及び埼玉県知事からの災害派遣要請を受け、2月15日から2月23日までの間、人員延べ約4,900名、車両延べ約980両、航空機延べ131機により、人命救助、物資輸送、孤立車両の救助に係る除雪等の活動を実施した。

総務省は、2月17日に長野県内4市町、群馬県内1市、山梨県内16市町村、埼玉県内7市町、2月18日に群馬県内8市町村、山梨県内3市町、2月21日に山梨県内2市村の「災害救助法」の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。また、2月26日、今冬期の大雪により甚大な被害を受けた地方公共団体（計49団体）に対して、3月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。

財務省は、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施したほか、今回の災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関を通じた危機対応融資の対象に追加した。また、利用可能な国有財産のリストを情報提供した。

文部科学省は、2月18日12時30分、平成26年豪雪文部科学省災害応急対策本部を設置した。また、都道府県教育委員会等に対し、防災態勢の強化を図るとともに、児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すよう要請するなどした。さらに、2月17日、全大学に対し、「大雪により影響を受けた受験生等への配慮について（依頼）」を発出し、大雪の影響により、予定された大学入学者選抜実施日に受験できなかった受験生への配慮等を要請したほか、2月18日、各都道府県教育委員会等に対し、「大雪等により影響を受ける受験生への配慮について（依頼）」を発出し、高等学校等の入学者の選抜の実施に際し、大雪等により影響を受ける受験生に対する配慮を要請するなどした。

厚生労働省は、2月18日12時10分、災害対策本部を設置した。また、「災害救助法」の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給する特別措置を実施した。

農林水産省は、2月17日、「災害救助法」が適用された長野県、群馬県、山梨県の関係金融機関に対して、2月18日、同じく「災害救助法」が適用された埼玉県の関係金融機関に対して、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出したほか、2月20日、全国森林組合連合会に対し、除排雪業務等への協力を要請した。また、被災農業者支援対策として、「今冬豪雪による被災農業者への支援対策（①災害関連資金の無利子化、②農業用ハウス等の再建・修繕への助成、③共同利用施設への助成、④果樹の改植への助成、⑤被災農業法人等の雇用の維持のための支援）について」を公表したほか、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に通知した。

経済産業省は、2月18日、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即時貸付の適用の措置を講じた。また、埼玉県秩父市、飯能市、山梨県上野原市において被災したガスの需要家からの申出に応じ、支払期限の延長、不使用月の料金免除、臨時ガス工事費の免除する特別措置の認可を行うとともに、長野県、群馬県、山梨県及び埼玉県の「災害救助法」適用市町村とその隣接する地域において被災した電気の需要家からの申出に応じ、支払期限の延長、不使用月の料金免除、工事費負担金の免除、臨時工事費の免除、使用不能設備に相当する基本料金の免除、引込線等取付位置変更に係る費用の免除する特別措置の認可を行った。

国土交通省は、2月18日10時30分、非常体制をとり、豪雪非常災害対策本部を設置した。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を延べ427人日派遣し、除雪作業の支援等を実施するとともに、被災状況の把握等のため、国土技術政策総合研究所、土木研究所、建築研究所等の専門家を派遣した。

気象庁は、2月18日10時30分、非常体制をとり、同日災害対策本部を設置した。また、大雪や暴風雪等に関する全般気象情報等の気象情報を適宜発表するとともに、関係機関に対する気象解説及び災害時気象支援資料の提供を実施した。

環境省は、今冬の大雪による農業用ハウス等の倒壊などの甚大な被害に鑑み、災害等廃棄物処理事業補助金の採択要件等について、関係省庁と調整の上、見直し等を行った。

金融庁は、「災害救助法」の適用を受け、2月16日に長野県及び群馬県、2月17日に山梨県及び埼玉県内の関係金融機関等に対し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請した。

出典：内閣府作成資料

附属資料55 緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況

平成26年3月31日現在

本 部 の 名 称		設 置 期 間	本 部 長
1	豪雪地帯非常災害対策本部	S38.1.29～5.31	国務大臣
2	新潟地震非常災害対策本部	S39.6.16～10.31	国務大臣
3	昭和40年台風第23号、第24号及び第25号非常災害対策本部	S40.9.17～12.17	国務大臣
4	昭和41年台風第24号及び第26号非常災害対策本部	S41.9.26～12.27	国務大臣
5	昭和42年7月豪雨及び8月豪雨非常災害対策本部	S42.7.9～12.26	国務大臣
6	1968年十勝沖地震非常災害対策本部	S43.5.16～S44.5.2	国務大臣
7	昭和47年7月豪雨非常災害対策本部	S47.7.8～12.19	国務大臣
8	昭和51年台風第17号非常災害対策本部	S51.9.13～12.10	国土庁長官
9	昭和52年有珠山噴火非常災害対策本部	S52.8.11～S54.12.4	国土庁長官
10	1978年伊豆大島近海の地震非常災害対策本部	S53.1.16～8.4	国土庁長官
11	1978年宮城県沖地震非常災害対策本部	S53.6.13～11.28	国土庁長官
12	昭和54年台風第20号非常災害対策本部	S54.10.20～12.4	国土庁長官
13	昭和57年7月及び8月豪雨非常災害対策本部	S57.7.24～12.24	国土庁長官
14	昭和58年（1983年）日本海中部地震非常災害対策本部	S58.5.26～12.23	国土庁長官
15	昭和58年7月豪雨非常災害対策本部	S58.7.23～12.23	国土庁長官
16	昭和58年（1983年）三宅島噴火非常災害対策本部	S58.10.4～S59.6.5	国土庁長官
17	昭和59年（1984年）長野県西部地震非常災害対策本部	S59.9.16～S60.2.19	国土庁長官
18	平成3年（1991年）雲仙岳噴火非常災害対策本部	H3.6.4～H8.6.4	国土庁長官
19	平成5年（1993年）北海道南西沖地震非常災害対策本部	H5.7.13～H8.3.31	国土庁長官
20	平成5年（1993年）8月豪雨非常災害対策本部	H5.8.9～H6.3.15	国土庁長官
21	平成7年（1995年）兵庫県南部地震非常災害対策本部	H7.1.17～H14.4.21	国土庁長官 ↓ 兵庫県南部 対策担当大臣 ↓ 国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
	兵庫県南部地震緊急対策本部※1		H7.1.19～H7.4.28
22	平成9年（1997年）ダイヤモンドグレース号油流出事故非常災害対策本部	H9.7.2～H9.7.11	運輸大臣
23	平成12年（2000年）有珠山噴火非常災害対策本部	H12.3.31～H13.6.28 ※2	国土庁長官 ↓ 防災担当大臣
24	平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部	H12.8.29～H14.5.15	国土庁長官 ↓
	平成12年（2000年）三宅島噴火非常災害対策本部※3	H14.5.16～H17.3.31	防災担当大臣
25	平成16年（2004年）台風第23号非常災害対策本部	H16.10.21～H19.3.31	防災担当大臣
26	平成16年（2004年）新潟県中越地震非常災害対策本部	H16.10.24～H20.3.31	防災担当大臣
27	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部	H23.3.11～	内閣総理大臣
28	平成23年（2011年）台風第12号非常災害対策本部	H23.9.4～	防災担当大臣
29	平成26年（2014年）豪雪非常災害対策本部	H26.2.18～	防災担当大臣

(注) 上記は「災害対策基本法」(昭和36年223号)に基づく緊急災害対策本部及び非常災害対策本部。

※1 閣議決定に基づき内閣に設置されたもので、「災害対策基本法」に基づくものではない。

※2 噴火が鎮静化したことによる。本部廃止と同時に有珠山噴火災害復旧・復興対策会議を設置。

※3 新島及び神津島については、応急対策が終了したことから名称変更。

出典：内閣府資料

附属資料 56 政府調査団の派遣状況（阪神・淡路大震災以降）

平成 26 年 3 月 31 日現在

年	災害名	派遣月日	調査都道府県	団長	
平成 7	平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震	1.17～18	兵庫県	国土庁長官	
平成 9	平成 9 年 7 月梅雨前線豪雨	7.11～12	鹿児島県・熊本県	国土庁長官	
平成 10	平成 10 年 8 月末豪雨	8.28	栃木県・福島県	国土政務次官	
平成 11	平成 11 年 6 月 23 日からの大雨	6.30～7.1	広島県	国土庁長官	
	平成 11 年台風第 18 号と前線に伴う大雨	9.25	熊本県	国土庁長官	
平成 12	平成 12 年（2000 年）有珠山噴火	3.31～4.1	北海道	国土庁長官	
	平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震	10.7	鳥取県	国土庁長官	
平成 13	平成 13 年（2001 年）芸予地震	3.29	広島県・愛媛県	内閣府大臣政務官	
平成 15	7 月梅雨前線豪雨	7.22	熊本県・鹿児島県	防災担当大臣	
	宮城県北部を震源とする地震	7.27	宮城県	防災担当大臣	
	平成 15 年（2003 年）十勝沖地震	9.26～27	北海道	内閣府副大臣	
平成 16	平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨	7.14	新潟県	防災担当大臣	
		7.15	福島県	内閣府副大臣	
	平成 16 年 7 月福井豪雨	7.20	福井県	内閣府副大臣	
	平成 16 年台風第 21 号	10.1	三重県	防災担当大臣	
	平成 16 年台風第 22 号	10.14	静岡県	内閣府副大臣	
	平成 16 年台風第 23 号	10.22	兵庫県・京都府	防災担当大臣	
		10.22	香川県・岡山県	内閣府副大臣	
平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震	10.24	新潟県	防災担当大臣		
平成 17	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20～21	福岡県	内閣府副大臣	
	宮城県沖を震源とする地震	8.16～17	宮城県	内閣府大臣政務官	
	平成 17 年台風第 14 号	9.9	宮崎県	防災担当大臣	
平成 18	7 月 4 日からの梅雨前線による大雨	7.21	長野県	防災担当大臣	
		7.25	鹿児島県	内閣府副大臣	
	平成 18 年台風第 13 号	9.19	宮崎県	防災担当大臣	
	北海道佐呂間町における竜巻	11.7～8	北海道	防災担当大臣	
平成 19	平成 19 年（2007 年）能登半島地震	3.25～26	石川県	防災担当大臣	
	台風第 4 号及び梅雨前線による大雨	7.13	熊本県	内閣府副大臣	
	平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	防災担当大臣	
平成 20	平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震	6.14～6.15	岩手県・宮城県	防災担当大臣	
	岩手県沿岸北部を震源とする地震	7.24	岩手県・青森県	防災担当大臣	
	平成 20 年 8 月末豪雨	8.29	愛知県	防災担当大臣	
平成 21	平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨	7.22	山口県	防災担当大臣	
		7.27	福岡県	防災担当大臣	
	平成 21 年台風第 9 号	8.11	兵庫県・岡山県	防災担当大臣	
平成 23	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震	3.11	宮城県	内閣府副大臣	
		3.12	岩手県	内閣府副大臣	
		3.12	福島県	財務大臣政務官	
	平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨	7.31	新潟県、福島県	防災担当大臣	
		8.2	福島県	内閣府副大臣	
	平成 23 年台風第 12 号	9.4～9.7	和歌山県、奈良県、三重県	内閣府大臣政務官	
平成 24	平成 24 年 5 月に発生した突風等	9.6	奈良県	国土交通大臣	
		5.7	茨城県、栃木県	内閣府副大臣	
	平成 24 年 7 月九州北部豪雨	7.13～7.14	熊本県、大分県	防災担当大臣	
平成 25	平成 24 年 11 月末からの大雪等	7.21～7.22	福岡県、大分県、鹿児島県	防災担当大臣	
		3.4～3.5	北海道	内閣府大臣政務官、 内閣総理大臣補佐官	
	梅雨期における大雨等	7.29～7.30	鳥根県、山口県	内閣府副大臣	
		8.3	山形県、福島県	内閣府大臣政務官	
		8.3	新潟県	農林水産大臣政務官	
		8.3	岩手県、宮城県	国土交通大臣政務官	
		8.9	鳥根県、山口県	防災担当大臣	
		8.13	秋田県	内閣府副大臣	
		8.13	岩手県、秋田県	内閣府大臣政務官	
	9 月 2 日及び 4 日の竜巻等	9.3	埼玉県	内閣府大臣政務官	
		9.4	千葉県	内閣府大臣政務官	
	平成 25 年台風第 18 号による大雨等	9.17	埼玉県	内閣府大臣政務官	
		9.18	京都府	防災担当大臣事務代理	
		9.18	滋賀県、福井県	内閣府副大臣	
		9.19	三重県	内閣府大臣政務官	
		9.19～9.20	青森県、岩手県、秋田県	内閣総理大臣補佐官	
	平成 25 年台風第 26 号	10.19	東京都大島町	防災担当大臣	
	平成 26	平成 25 年 11 月からの豪雪	2.6	秋田県	内閣府副大臣
			2.17	山梨県	内閣府大臣政務官
			3.7	東京都、山梨県	内閣府副大臣、 環境省副大臣
3.10			埼玉県	内閣府副大臣	
3.15			長野県、群馬県	内閣府副大臣	

出典：内閣府資料

附属資料 57 災害救助法の適用実績（阪神・淡路大震災以降）

平成 26 年 3 月 31 日現在

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成 7	平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震	1.17	兵庫県	20
			大阪府	5
	新潟県北部地震	4.1	新潟県	1
	平成 7 年 7 月梅雨前線豪雨	7.11	新潟県	2
平成 8	台風第 17 号	7.11、12	長野県	2
		9.22	埼玉県	1
平成 9	平成 9 年 7 月梅雨前線豪雨	9.22	千葉県	2
	平成 9 年台風第 19 号	7.1	鹿児島県	1
平成 10	平成 10 年 8 月上旬豪雨	9.16	大分県	1
			宮崎県	4
	平成 10 年 8 月末豪雨	9.16	鹿児島県	1
		8.4	新潟県	3
		8.27	福島県	3
		8.28	茨城県	1
		8.27、30	栃木県	4
	平成 10 年台風第 5 号	8.28	埼玉県	1
	平成 10 年台風第 7 号	8.30	静岡県	1
		9.16	埼玉県	1
	平成 10 年 9 月 23 日～25 日の大雨	9.22	福井県	1
平成 10 年台風第 10 号	9.22	兵庫県	1	
	9.25	奈良県	1	
	10.17	高知県	6	
		岡山県	4	
平成 11	平成 11 年 6 月 23 日からの大雨	6.29	広島県	2
	平成 11 年 8 月 27 日～28 日対馬地方豪雨	6.29	福岡県	1
	平成 11 年台風第 18 号と前線に伴う大雨	8.27	長崎県	1
		9.24	山口県	9
	東海村臨界事故	9.24	福岡県	1
	平成 11 年 10 月 27 日からの大雨	9.3	熊本県	9
	10.28	茨城県	2	
平成 12	平成 12 年（2000 年）有珠山噴火	9.3	青森県	1
	平成 12 年（2000 年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	10.28	岩手県	1
	平成 12 年（2000 年）新島・神津島近海地震	3.29	北海道	3
	平成 12 年台風第 3 号	6.26	東京都	1
	平成 12 年秋雨前線と台風第 14 号に伴う大雨	7.1、15	東京都	2
		7.8	埼玉県	1
	平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震	9.11	愛知県	21
	10.6	岐阜県	1	
平成 13	平成 13 年（2001 年）芸予地震	9.11	鳥取県	6
	平成 13 年 9 月 6 日の大雨	10.6	島根県	2
	平成 13 年台風第 16 号	3.24	広島県	13
平成 14	平成 14 年台風第 6 号	9.6	愛媛県	1
		9.8、11	高知県	2
平成 15	7 月梅雨前線豪雨	9.8、11	沖縄県	2
		7.11	岩手県	1
	宮城県北部を震源とする地震	7.10	岐阜県	1
平成 15 年台風第 10 号	7.19	福岡県	5	
	7.20	熊本県	1	
	7.26	宮城県	5	
	8.9	北海道	3	

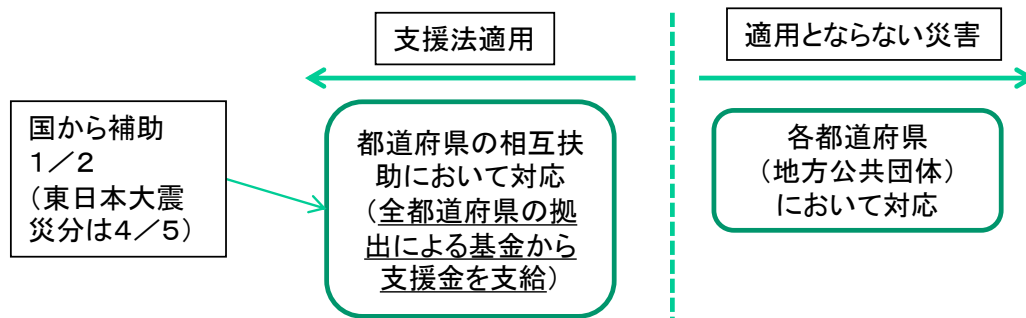
年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成16	平成16年7月新潟・福島豪雨	7.13	新潟県	7
	平成16年7月福井豪雨	7.18	福井県	5
	平成16年台風第10号、台風第11号及び関連する大雨	7.31	徳島県	2
	平成16年台風第15号と前線に伴う大雨	8.17	愛媛県	1
			高知県	1
	平成16年台風第16号	8.30	岡山県	9
			香川県	13
			愛媛県	1
	平成16年台風第18号	9.7	宮崎県	2
			広島県	2
	平成16年台風第21号	9.29	三重県	5
			愛媛県	4
	平成16年台風第22号	10.9	兵庫県	2
静岡県			1	
平成16年台風第23号	10.2	宮崎県	1	
		徳島県	4	
		香川県	9	
		兵庫県	18	
		岐阜県	1	
平成16年（2004年）新潟県中越地震	10.23	京都府	7	
平成17	平成16年（2004年）新潟県中越地震	10.23	新潟県	54
	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20	福岡県	1
			東京都	2
	平成17年台風第14号	9.6	山口県	2
			高知県	1
宮崎県			13	
平成18	平成18年豪雪	9.4	鹿児島県	1
平成18	平成18年豪雪	1.6・1.8・1.11・1.13	新潟県	11
		1.7・1.12	長野県	8
	平成18年6月長雨土砂災害	6.15	沖縄県	2
			長野県	3
	7月4日からの梅雨前線による大雨	7.22	鹿児島県	6
			宮崎県	1
平成18年台風第13号	9.17	宮崎県	1	
北海道佐呂間町における竜巻	11.7	北海道	1	
平成19	平成19年（2007年）能登半島地震	3.25	石川県	7
	台風第4号及び梅雨前線による大雨	7.6	熊本県	1
	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	10
	平成19年台風第5号	8.2	宮崎県	1
平成19年台風第11号及び前線による大雨	9.17	秋田県	2	
平成20	2月23日から24日にかけての低気圧	2.24	富山県	1
	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	6.14	岩手県	5
			宮城県	2
	7月28日からの大雨	7.28	富山県	1
			石川県	1
平成20年8月末豪雨	8.28	愛知県	2	
平成21	平成21年7月中国・九州北部豪雨	7.21	山口県	2
		7.24	福岡県	1
	平成21年台風第9号	8.9	兵庫県	3
平成22	平成22年梅雨前線による大雨	7.14	岡山県	1
		7.15	広島県	2
		7.16	山口県	1
	鹿児島県奄美地方における大雨	10.20	広島県	1
			鹿児島県	3

年	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成23	平成22年11月からの大雪等	1.27	新潟県	4
		1.30	新潟県	2
		1.31	新潟県	3
	霧島山（新燃岳）の噴火	1.30	宮崎県	1
		2.10	宮崎県	1
	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	3.11	青森県	2
			岩手県	34
			宮城県	35
			福島県	59
			茨城県	37
			栃木県	15
			千葉県	8
			東京都	47
	平成23年7月新潟・福島豪雨	7.29	新潟県	15
			福島県	9
平成23年台風第12号	9.2	三重県	3	
		奈良県	10	
		和歌山県	5	
		岡山県	1	
平成23年台風第15号	9.3	鳥取県	2	
		9.21	青森県	1
平成24	今冬期の大雪等	1.14	新潟県	2
		1.28	新潟県	4
		1.31	新潟県	1
		2.1	青森県	2
		2.3	長野県	5
		2.4	新潟県	4
	平成24年5月に発生した突風等	5.6	茨城県	4
			栃木県	3
	7月3日からの大雨	7.3	福岡県	1
	7月11日からの梅雨前線による大雨	7.12	大分県	2
			熊本県	5
	8月13日からの大雨	7.13	大分県	1
	8月13日からの大雨	7.13	福岡県	7
	平成24年台風第16号	8.14	京都府	1
	11月27日の暴風雪	9.15	鹿児島県	1
平成25	今冬期の大雪等	11.27	北海道	7
		2.22	新潟県	8
		2.25	新潟県	1
		2.26	山形県	1
	融雪等に伴う地すべり	2.28	山形県	1
	7月22日からの大雨	5.1	山形県	1
	7月28日からの大雨	7.22	山形県	4
			7.28	山口県
	8月9日からの大雨	8.9	島根県	1
			秋田県	3
	8月23日からの大雨	8.9	岩手県	1
	8月23日からの大雨	8.23	島根県	1
	9月2日に発生した突風	8.23	島根県	1
	平成25年台風第18号	9.2	埼玉県	2
	平成25年台風第24号	9.16	埼玉県	1
京都府			2	
平成25年台風第26号	10.7	鹿児島県	1	
平成26	今冬期の大雪等	10.16	東京都	1
			千葉県	1
			2.15	長野県
		2.17	群馬県	1
			山梨県	16
2.18	群馬県	7		
	埼玉県	7		
	群馬県	1		
2.21	山梨県	3		
2.21	山梨県	2		

出典：内閣府資料

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等(別添参照)

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (3. ①に該当)	解体 (3. ②に該当)	長期避難 (3. ③に該当)	大規模半壊 (3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: り災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

<参考>

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

※住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなされる

- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

附属資料 59 被災者生活支援制度に係る支援金の支給について

(平成26年3月31日現在)

年	対象災害	適用日	対象都道府県名	市町村名	支援金の支給状況	
					既支給世帯数	支援金支給額(千円)
H11	6月末豪雨災害※	6/29	広島県	全域適用	65	53,685
	台風第18号災害※	9/24	熊本県	全域適用	106	80,375
			山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、小野田市、大島町、秋穂町、阿知須町、山陽町	83	61,571
			愛知県	豊橋市	37	28,545
			福岡県	北九州市	12	6,857
合 計				238	177,349	
H12	10月末豪雨災害※	10/28	岩手県	軽米町	21	17,600
	有珠山噴火災害※	3/31	北海道	全域適用	262	213,549
	三宅島噴火災害※	6/26	東京都	三宅村	1,184	1,178,659
	東海地方豪雨災害※	9/11	愛知県	名古屋市、半田市、東海市、大府市、豊明市、阿久比町、東浦町、美浜町、稲武町	9	6,212
			岐阜県	上矢作町	9	7,261
	合 計				18	13,472
	鳥取県西部地震※	10/6	鳥取県	全域適用	366	280,971
鳥根県			安来市、伯太町	20	17,278	
合 計				386	298,249	
H13	芸予地震※	3/24	広島県	呉市	52	42,508
	台風第16号等豪雨※	9/6	高知県	土佐清水市、大月町	30	24,252
		9/8・11	沖縄県	沖縄市、渡名喜村	10	6,665
合 計				40	30,916	
H14	台風第6号豪雨※	7/10	岐阜県	大垣市	0	0
		7/11	岩手県	釜石市、東山町	0	0
		合 計				0
H15	7月梅雨前線豪雨※	7/18	福岡県	福岡市、飯塚市、太宰府市、志面町、穂波町	15	11,713
		7/20	熊本県	水俣市	15	10,247
	合 計				30	21,960
宮城県北部を震源とする地震※	7/26	宮城県	全域適用	516	397,907	
十勝沖地震※	9/26	北海道	全域適用	56	30,477	
H16	佐賀県突風災害※	6/27	佐賀県	佐賀市	13	14,622
	新潟県豪雨災害※	7/13	新潟県	長岡市、三条市、見附市、栃尾市、中之島町、三島町、和島村	317	403,776
	福井県豪雨災害※	7/18	福井県	福井市、鯖江市、美山町、今立町、池田町	30	24,579
	台風第15号豪雨※	8/17	愛媛県	新居浜市	29	32,508
	台風第16号豪雨等※	8/30	愛媛県	大洲市	0	0
			岡山県	倉敷市、笠岡市、玉野市、寄島町、岡山市	38	33,176
			香川県	坂出市、観音寺市	2	2,298
	合 計				40	35,474
	台風第18号豪雨等※	9/7	広島県	呉市、倉橋町	12	20,448
	台風第21号豪雨※	9/29	三重県	津市、紀伊長島町、海山町、宮川村	17	28,219
愛媛県			新居浜市、西条市、四国中央市、小松町	80	77,143	
兵庫県			赤穂市、上郡町、上月町	19	23,914	
合 計				116	129,276	
台風第22号豪雨※	10/9	静岡県	全域適用	107	111,069	
台風第23号豪雨※	10/20	岐阜県	高山市	0	0	
		京都府	舞鶴市、宮津市、大江町、加悦町、伊根町、京丹後市、福知山市	26	32,209	
		兵庫県	全域適用	1,227	733,918	
		香川県	高松市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、三木町、綾上町、綾南町、国分寺町、飯山町	52	64,838	
		岡山県	玉野市	6	12,090	
		徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市	0	0	
合 計				1,311	843,055	
新潟県中越地震※	10/23	新潟県	全域適用	5,207	7,353,480	

年	対象災害	適用日	対象都道府県名	市町村名	支援金の支給状況	
					既支給世帯数	支援金支給額(千円)
H17	三宅島噴火災害(婦島関連分)	2/1	東京都	三宅村	1,093	673,507
	福岡県西方沖で発生した地震※	3/20	福岡県	全域適用	238	291,587
	台風第14号豪雨※	9/4	鹿児島県	垂水市、錦江町	43	41,350
			高知県	四万十市	5	7,953
			山口県	美川町、岩国市	8	9,515
			宮崎県	全域適用	1,192	1,096,404
			合 計	1,248	1,155,222	
H18	平成18年梅雨期豪雨※	6/12	沖縄県	那覇市	9	8,538
		7/19	長野県	岡谷市、諏訪市、塩尻市、下諏訪町、辰野町	17	25,874
		7/22	宮崎県	えびの市	1	204
			鹿児島県	全域適用	225	255,614
		合 計	252	290,230		
	台風第13号豪雨等※	9/16	沖縄県	石垣市、竹富町	34	51,984
		9/17	宮崎県	全域適用	117	105,606
			合 計	151	157,590	
	佐呂間町竜巻災害※	11/7	北海道	佐呂間町	10	6,199
	H19	平成19年(2007年)能登半島地震※	3/25	石川県	全域適用	841
平成19年(2007年)新潟県中越沖地震※		7/16	新潟県	全域適用	3,033	6,623,639
台風第11号及び前線による大雨災害※		9/14	沖縄県	久米島町	52	84,375
			秋田県	北秋田市	46	78,750
		合 計	98	163,125		
台風第12号災害※	9/18	沖縄県	竹富町	6	7,125	
H20	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震※	6/14	宮城県	栗原市	55	114,500
	7月28日からの大雨災害※	7/28	石川県	金沢市	6	8,875
	平成20年8月末豪雨※	8/28	愛知県	名古屋市、岡崎市	5	9,750
H21	平成21年7月中国・九州北部豪雨災害※	7/21	山口県	山口市、防府市	55	106,000
		7/24	福岡県	飯塚市	5	5,625
			合 計	60	111,625	
	台風第9号災害※	8/9	兵庫県	全域適用	508	852,750
			岡山県	美作市	37	64,625
合 計			545	917,375		
H22	平成22年梅雨前線による大雨災害	7/3	鹿児島県	曾於市	2	3,000
		7/14	長野県	飯田市(旧南信濃村の区域)	2	6,000
		7/14・16	広島県	呉市(旧安浦町及び旧川尻町の区域)、庄原市	19	42,500
			山口県	美祢市、山陽小野田市	14	21,750
		7/15	岐阜県	八百津町	1	3,000
		合 計	38	76,250		
	10月20日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害※	10/20	鹿児島県	奄美市、龍郷町	15	15,625
H23	東日本大震災	3/11	青森県	全域適用	518	828,250
			岩手県	全域適用	22,915	31,365,375
			宮城県	全域適用	121,517	180,798,750
			福島県	全域適用	28,135	45,565,750
			茨城県	全域適用	9,368	16,802,750
			栃木県	全域適用	870	1,993,000
			千葉県	全域適用	6,042	10,172,250
			埼玉県	加須市(旧大利根町及び旧北川辺町の区域)、久喜市	73	132,375
			東京都	板橋区	24	36,750
			3/12	新潟県	十日町市、津南町	124
	長野県	栄村	108	215,500		
	合 計	189,694	288,117,125			
	平成23年7月新潟・福島豪雨災害	7/28	福島県	只見町、金山町、南会津町	91	144,000
			新潟県	長岡市(旧栃尾市の区域)、三条市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町	147	248,875
合 計				238	392,875	

年	対象災害	適用日	対象都道府県名	市町村名	支援金の支給状況	
					既支給世帯数	支援金支給額(千円)
H23	台風第12号災害	9/2	三重県	熊野市、紀宝町	445	675,250
			奈良県	五條市、天川村、野迫川村、十津川村	184	226,875
			和歌山県	全域適用	574	968,375
			岡山県	倉敷市、玉野市	7	10,750
			合 計	1,210	1,881,250	
	台風第15号災害	9/21	青森県	南部町	4	5,500
		9/22	宮城県	石巻市	106	117,000
			福島県	郡山市	780	881,250
			岩手県	二戸市	2	5,000
	9/25	合 計	892	1,008,750		
9月25日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害	9/25	鹿児島県	龍郷町	4	3,500	
11月2日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害	11/2	鹿児島県	瀬戸内町	1	375	
H24	平成24年5月6日に発生した突風災害	5/6	茨城県	つくば市	103	182,000
	平成24年梅雨前線による大雨災害	6/27	鹿児島県	肝付町	2	5,250
		7/3・13	福岡県	柳川市、八女市、うきは市、朝倉市、みやま市	141	236,000
		7/3・12	大分県	中津市・日田市・竹田市	117	196,000
		7/12	熊本県	全域適用	371	592,000
		合 計	631	1,029,250		
	平成24年8月13日からの大雨災害	8/13	大阪府	守口市、寝屋川市	0	0
		8/14	京都府	宇治市	26	44,000
	合 計			26	44,000	
	台風第16号災害	9/15	鹿児島県	与論町	108	143,000
台風第17号災害	9/29	鹿児島県	天城町、和泊町、知名町、与論町	104	148,125	
		沖縄県	南城市、金武町、伊江村、伊平屋村	20	33,000	
		合 計	124	181,125		
H25	平成25年7月26日からの大雨災害	7/28	鳥根県	津和野町	7	5,875
			山口県	山口市(旧阿東町の区域)、萩市	89	95,625
			合 計	96	101,500	
	平成25年9月2日に発生した突風災害	9/2	埼玉県	越谷市	87	107,500
	台風第18号災害	9/16	青森県	南部町	1	500
			埼玉県	熊谷市	10	13,250
			福井県	小浜市、美浜町	5	5,250
			京都府	福知山市、舞鶴市	16	22,500
			合 計	32	41,500	
	台風第24号災害	10/7	鹿児島県	与論町	144	161,875
台風第26号災害	10/16	茨城県	行方市	5	5,625	
		千葉県	茂原市	2	2,125	
		東京都	大島町	49	44,250	
		合 計	56	52,000		
制度開始時からの総合計					211,190	317,261,529

(注1) 対象災害中※印は申請期間の終了した災害を示している。

(注2) 支援金支給額は、千円未満を四捨五入した数値である。

(注3) H17三宅島噴火災害(帰島関連分)は長期避難解除世帯特例経費等(平成17年2月1日以降支給分)である。

出典：内閣府資料

附属資料60 過去5年の激甚災害の適用実績

政 令 名	災 害 名	主な被災地	主 な 適 用 措 置												その他の適用措置
			3,4条	5条	6条	7条	11条2	12,13条	16条	17条	19条	24条			
平成二十一年六月九日から八月二日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線（7月中国・九州北部豪雨）	山口県・福岡県・佐賀県		○											○
平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第9号	兵庫県	●	○	●			●							○ ※1
平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号	新潟県・三重県・大阪府・奈良県	●	●											●
平成二十一年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成21年等局激	—	●	●											●
平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成22年2月28日の津波	岩手県・宮城県					○ ※2								
平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線	岐阜県・広島県・佐賀県		○	○										○
平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第9号	神奈川県・静岡県		●											●
平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	豪雨	鹿児島県	●	●											●
東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	東日本大震災	青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県	○	○	○		○ ※2	○	○	○	○	○	○	○	○
平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成22年等局激	—	●	●											●
平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第6号	三重県・和歌山県・高知県	●	●											●
平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成23年7月新潟・福島豪雨	新潟県・福島県	○	○				●	○			○	○	○	
平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第12号	三重県・奈良県・和歌山県	○	○	○			●	○	○	○	○	○	○	
平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第15号	福島県・岐阜県・兵庫県		○	○										○
平成二十三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成23年等局激	—	●	●											●
平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第4号	福岡県・熊本県・大分県	○	○	○			●	○	○	○	○	○	○	
平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成24年等局激	—	●	●											●
平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線等・台風第4号・台風第7号	岩手県・山形県・島根県・山口県	●	○	○										○ ※1
平成二十五年八月二十三日から同月二十五日までの間の豪雨による島根県江津市及び邑智郡邑南町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	豪雨	島根県	●	●											●
平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号	福井県・滋賀県・京都府	●	○	○										○
平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第26号	東京都	●	●				●							●
平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成25年等局激	—	●	●	●			●							●
平成十二年から平成二十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 ※3	三宅島火山現象	東京都三宅村	●	●				●							●

「○」は本激、「●」は局激

本激：地域を指定せず、災害そのものを指定

局激：市町村単位で災害を指定

※1 公共土木施設等に係るものについては局激

※2 第3号に係る部分に限る

※3 平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に局地激甚災害に指定したが、災害が継続しているため、毎年、災害期間を1年ずつ延長

(注) 表中の適用措置は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定する次の措置

- 3, 4条 = 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 5条 = 農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 6条 = 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 7条3号 = 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
- 11条の2 = 森林災害復旧事業に対する補助
- 12, 13条 = 中小企業に関する特別の助成
- 16条 = 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 17条 = 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 19条 = 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 24条 = 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

その他

- 8条 = 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の適用
- 9条 = 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 10条 = 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 11条 = 共同利用小型漁船の建造費の補助
- 14条 = 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 20条 = 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 22条 = 罹災者公営住宅建設事業の対する補助の特例
- 25条 = 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

出典：内閣府資料

【幼稚園教育要領（抄）】

第2章 ねらい及び内容

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

2 内容

(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

2 特に留意する事項

(1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

【小学校学習指導要領（抄）】

第2章 各教科

第2節 社会

第2 各学年の目標及び内容

〔第3学年及び第4学年〕

2 内容

(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。

〔第5学年〕

2 内容

(1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。

エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止

(4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。

イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかわり

3 内容の取扱い

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること。

〔第6学年〕

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

第4節 理科

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年〕

2 内容

B 生命・地球

(3) 流水の働き

地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、**流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつ**ことができるようにする。

ウ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、**増水により土の様子が大きく変化する**場合があること。

(4) 天気の変化

1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、**天気の変化の仕方についての考えをもつ**ことができるようにする。

ア **雲の量や動きは、天気の変化と関係がある**こと。

イ 天気の変化は、映像などの**気象情報を用いて予想できる**こと。

3 内容の取扱い

(4) 内容の「B生命・地球」の(4)のイについては、**台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係についても触れる**ものとする。

〔第6学年〕

2 内容

B 生命・地球

(4) 土地のつくりと変化

土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、**土地のつくりと変化**についての考えをもつことができるようにする。

ウ 土地は、**火山の噴火や地震によって変化する**こと。

第5節 生活科

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1 目標

(1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心を持ち、地域のよさに気付き、愛着をもつことができるようにするとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、**安全で適切な行動ができる**ようにする。

2 内容

(1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、**通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、安全な登下校ができる**ようにする。

第6章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

2 内容

〔共通事項〕

(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全
カ **心身ともに健康で安全な生活態度の形成**

〔学校行事〕

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、**安全な行動や規律ある集団行動の体得**、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

【中学校学習指導要領（抄）】

第2章 各教科

第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容

〔地理的分野〕

2 内容

(2) 日本の様々な地域

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、**自然災害と防災への努力を取り上げ**、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。

(ア) 自然環境を中核とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関

する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、**地域の自然災害に応じた防災対策が大切であること**などについて考える。

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、**生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし**、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの(ア)から(エ)で示した日本の地域的特色については、指導に当たって内容の(1)の学習成果を生かすとともに、**日本の諸地域の特色について理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。**

ウ ウについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 地域区分については、指導の観点や**学校所在地の事情などを考慮**して適切に決めること。

(イ) 指導に当たっては、**地域の特色ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究するようにすること。**

(ウ) (ア)から(キ)の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。

エ エについては、**学校所在地の事情を踏まえて観察や調査を指導計画に位置付け実施すること。**その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用の技能を高めるようにすること。また、観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容の(2)のウの中の**学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱ってもよいこと。**

第4節 理科

第2 各分野の目標及び内容

[第2分野]

2 内容

(2) 大地の成り立ちと変化

大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。

ア 火山と地震

(イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き

地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。

ウ 日本の気象

(ア) 日本の天気の特徴

天気図や気象衛星画像などから、**日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。**

(イ) 大気の動きと海洋の影響

気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けてとらえること。

(7) 自然と人間

イ 自然の恵みと災害

(ア) 自然の恵みと災害

自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ アの(イ)については、**地震の現象面を中心に取り扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。**また、「**地球内部の働き**」については、**日本付近のプレートの動きを扱うこと。**

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ ウの(イ)については、**地球を取り巻く大気の動きにも触れること。**また、地球の大きさや大気の厚さにも触れること。

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ イの(ア)については、**地球規模でのプレートの動きも扱うこと。**また、「**災害**」

については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。

第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容

〔保健分野〕

2 内容

(3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。

ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかかわって発生すること。

ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。

第8節 技術・家庭（家庭分野）

第2 各分野の目標及び内容

2 内容

C 衣生活・住生活と自立

(2) 住居の機能と住まい方について、次の事項を指導する。

イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

2 内容

(2) 適応と成長及び健康安全

キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

〔学校行事〕

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

【高等学校学習指導要領（抄）】

第2章 各学科に共通する各教科

第2節 地理歴史

第2 世界史B

2 内容

(1) 世界史への扉

ア 自然環境と人類のかかわり

自然環境と人類のかかわりについて、生業や暮らし、交通手段、資源、災害などから適切な歴史的事例を取り上げて考察させ、世界史学習における地理的視点の重要性に気付かせる。

第5 地理A

2 内容

(2) 生活圏の諸課題の地理的考察

イ 自然環境と防災

我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ウ) イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

第5節 理科

第1 科学と人間生活

2 内容

(2) 人間生活の中の科学

エ 宇宙や地球の科学

(イ) 身近な自然景観と自然災害

身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

オ（中略）(イ)については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、観察、実験などを中心に扱うこと。その際、自然景観が長い時間の中で変化してできたことにも触れること。「自然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動

と関連付けて扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。

第8 地学基礎

2 内容

(2) 変動する地球

エ 地球の環境

(イ) 日本の自然環境

日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ (中略) (イ) の「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

第9 地学

2 内容

(2) 地球の活動と歴史

イ 地球の歴史

(ア) 地表の変化

風化、侵食、運搬及び堆積の諸作用による地形の形成について理解すること。

(3) 地球の気象と海洋

ア 大気と気象

(イ) 大気の運動と気象

大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

イ 海洋と海水の運動

(イ) 海水の運動

海水の運動や循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ (中略) イの(ア)については、段丘や海底堆積物も扱うこと。

ウ (中略) (イ) の「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧・低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については、大気の安定・不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

(中略) (イ) の「海水の運動や循環」については、波浪や潮汐も扱うこと。「海洋と大気の相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第6節 保健体育

第2 保健

2 内容

(1) 現代社会と健康

エ 交通安全

交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(1)のエについては、二輪車及び自動車を中心に上げるものとする。また、自然災害などによる障害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

2 内容

(2) 適応と成長及び健康安全

ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

〔学校行事〕

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

出典：文部科学資料

附属資料62 1900年以降の世界の主な自然災害の状況

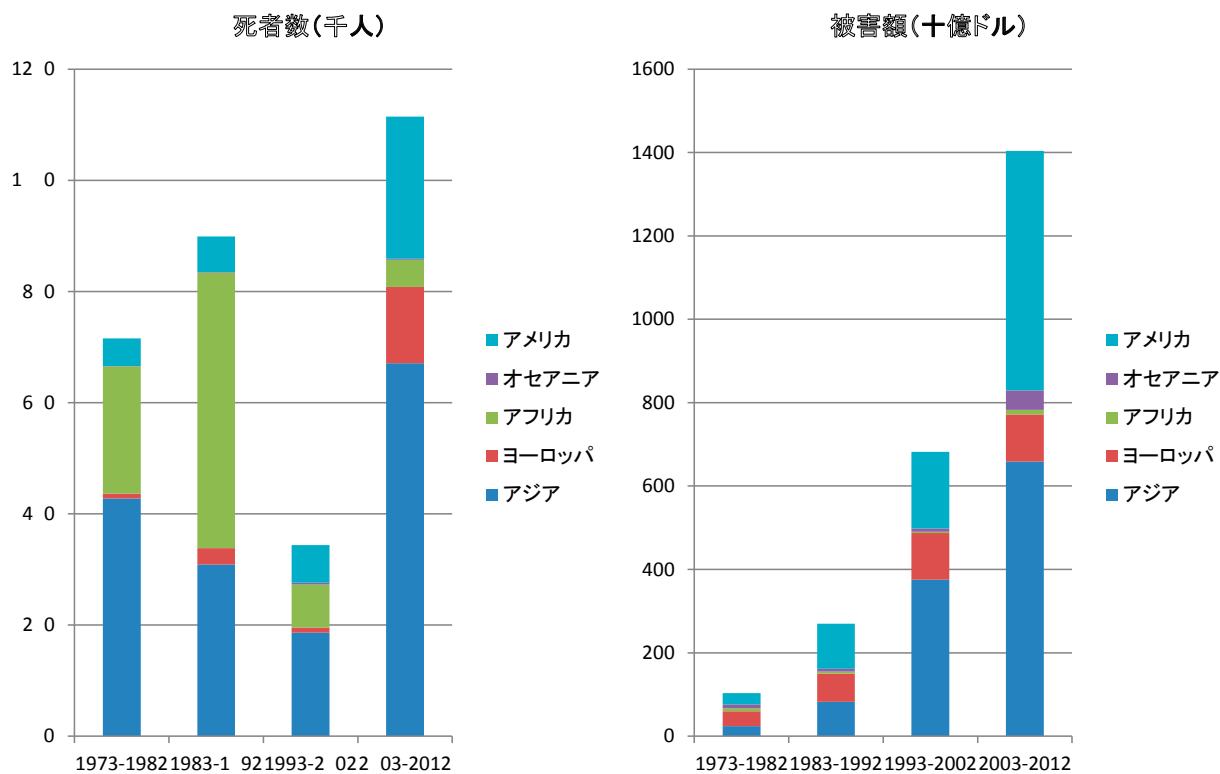
年	災害の種類	国名(地域名)	死者・行方不明者数 (概数)
1900	ハリケーン	米国、テキサス	6,000
1902	火山噴火	マルティニク(西インド、プレー山)	29,000
1902	火山噴火	グアテマラ、サンタマリア火山	6,000
1906	地震	台湾	6,000
1906	地震/火災	米国、サンフランシスコ	1,500
1906	台風	香港	10,000
1908	地震	イタリア、シシリー	75,000
1911	火山噴火	フィリピン、タール火山	1,300
1915	地震	イタリア、中部	30,000
1916	地すべり	イタリア、オーストリア	10,000
1919	火山噴火	インドネシア、クルー火山	5,200
1920	地震/地すべり	中国、甘肅省	180,000
1923	地震/火災	日本、関東	105,000
1927	地震	日本、北丹後	2,930
1928	ハリケーン/洪水	米国、フロリダ	2,000
1930	火山噴火	インドネシア、メラピ火山	1,400
1932	地震	中国、甘肅省	70,000
1933	津波	日本、三陸	3,000
1935	地震	インド、バルチスタン	60,000
1939	地震/津波	チリ	30,000
1943	地震	日本、鳥取	1,083
1944	地震	日本、東南海	1,200
1945	地震	日本、愛知	2,300
1945	台風	日本、西日本	3,700
1946	地震/津波	日本、南海	1,400
1947	台風	日本、東北以北	1,900
1948	地震	日本、福井	3,900
1948	地震	トルクメニスタン(旧ソ連)	110,000
1949	地震/地すべり	タジキスタン共和国(旧ソ連)	12,000
1949	洪水	中国	57,000
1951	火山噴火	パプアニューギニア、ラミントン山	2,900
1953	洪水	北海沿岸	1,800
1953	洪水	日本、九州	1,000
1953	洪水	日本、本州	1,100
1954	洪水	中国	40,000
1954	台風	日本	1,700
1959	台風	日本	5,100
1960	地震/津波	チリ	6,000
1965	サイクロン	バングラデシュ	36,000
1968	地震	イラン、北西部	12,000
1970	地震/地すべり	ペルー、北部	70,000
1970	サイクロン	バングラデシュ	300,000
1971	サイクロン	インド・オリッサ	10,000

年	災害の種類	国名（地域名）	死者・行方不明者数 （概数）
1976	地震	グアテマラ	24,000
1976	地震	中国、天津～唐山	242,000
1977	サイクロン	インド、アンドラ・プラデシュ州	20,000
1978	地震	イラン、北東部	25,000
1982	火山噴火	メキシコ、エルチチョン火山	17,000
1985	サイクロン	バングラデシュ	10,000
1985	地震	メキシコ、メキシコ市	10,000
1985	火山噴火	コロンビア、ネバド・デル・ルイス火山	22,000
1986	有毒ガス	カメルーン西部、ニオス湖	1,700
1986	地震	エルサルバドル、サンサルバドル市	1,000
1987	地震	エクアドル北西部	5000
1987	洪水	バングラデシュ	1,000
1988	地震	インド、ネパール	1,000
1988	洪水	バングラデシュ	2,000
1988	地震	アルメニア共和国（旧ソ連）	25,000
1988	地震	中国、雲南省	1,000
1989	洪水	インド	1,000
1989	洪水／地すべり	中国、四川省他	2,000
1990	地震	イラン	41,000
1990	地震	フィリピン	2,000
1991	サイクロン	バングラデシュ	137,000
1991	洪水	中国、江蘇省他	1,900
1991	台風	フィリピン	6,000
1992	洪水	パキスタン	1,300
1992	地震／津波	インドネシア	2,100
1993	洪水	ネパール	1,800
1993	地震	インド	9,800
1993	洪水	インド	1,200
1994	豪雨・洪水	インド	2,000
1994	台風・洪水	中国南部6省	1,000
1994	熱帯性暴風	ハイチ	1,100
1995	地震	日本	6,300
1995	地震	ロシア	1,800
1995	洪水	中国	1,200
1996	洪水／台風	中国南部7省、北部及び北西部5省	2,800
1996	熱帯性暴風雨／洪水	ベトナム	1,000
1997	地震	イラン	1,600
1997	洪水	インド	1,400
1997	洪水	ソマリア	2,000
1997	台風	ベトナム	3,700
1998	地震	アフガニスタン	2,300
1998	地震	アフガニスタン	4,700
1998	洪水／地すべり	インド	3,000
1998	サイクロン	インド	2,900
1998	洪水	バングラデシュ	1,000

年	災害の種類	国名（地域名）	死者・行方不明者数 （概数）
1998	洪水	中国	3,700
1998	津波	バブアニューギニア	2,600
1998	ハリケーン	ホンジュラス	13,700
1998	ハリケーン	ニカラグア	3,300
1999	地震	コロンビア	1,200
1999	地震	トルコ	15,500
1999	地震	台湾	2,300
1999	サイクロン	インド	9,500
2000	洪水	ベネズエラ	30,000
2001	地震	インド	20,000
2001	地震	エルサルバドル	1,200
2003	地震	アルジェリア	2,300
2003	地震	イラン	26,800
2004	洪水	ハイチ	2,700
2004	ハリケーン	米国、ジャマイカ、プエルトリコ、ハイチ	3,000
2004	地震・津波	スリランカ、インドネシア、モルディブ、インド、タイ、マレーシア、ミャンマー、セイシエル、ソマリア、タンザニア、バングラデシュ、ケニア	226,000以上
2005	洪水／地すべり	インド	1,200
2005	ハリケーン	米国	1,800
2005	暴風雨	インド、バングラデシュ	1,300
2005	ハリケーン／洪水	グアテマラ、エルサルバドル、メキシコ、	1,500
2006	地すべり	フィリピン	1,100
2006	地震／火山噴火	インドネシア	5,800
2006	台風	フィリピン	1,400
2007	大雨、洪水	インド	1,100
2007	サイクロン	バングラデシュ	4,200
2008	地震	中国	87,500
2008	サイクロン	ミャンマー	138,400
2008	洪水	インド	1,100
2009	地震	インドネシア	1,200
2009	洪水	インド	1,200
2010	地震	ハイチ	222,600
2010	地震	中国	3,000
2010	洪水	パキスタン	2,000
2010	豪雨・土石流	中国	1,800
2011	地震・津波	日本	19,000
2011	台風	フィリピン	1,400
2012	台風	フィリピン	1,900
2013	洪水	インド	1,500
2013	台風	フィリピン	6,200

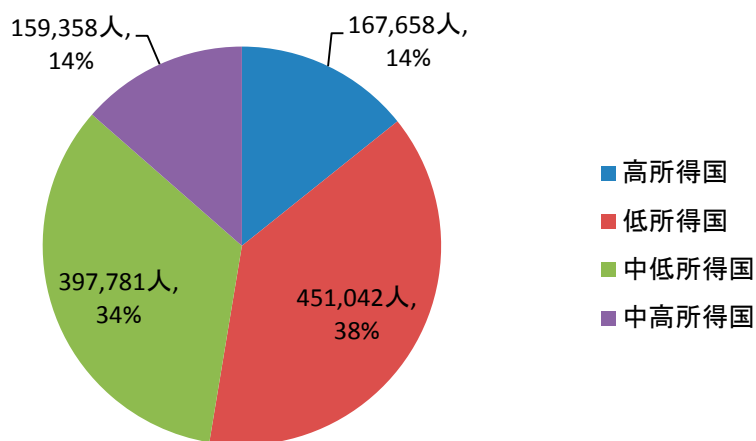
出典：EM-DAT：The OFDA/CRED International Disaster Database - www.emdat.be, Université Catholique de Louvain, Brussels (Belgium) の資料をもとに内閣府作成。

附属資料63 世界の自然災害による被害状況の推移



出典：EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database - www.emdat.be, Université Catholique de Louvain, Brussels (Belgium) の資料をもとに内閣府作成。

附属資料64 国の一人当たり平均所得別自然災害による死者数の割合



出典：CRED 1984-2013年の合計。EM-DAT：The OFDA/CRED International Disaster Database - www.emdat.be, Université Catholique de Louvain, Brussels (Belgium) の資料をもとに内閣府作成。

附属資料 65 ▶ 近年の自然災害による被災額の GDP 比が大きい事例

国名	年	災害種別	被害額	被災年 GDP	被害額/GDP (%)
			(10億ドル)	(10億ドル)	
ガイアナ	2005	洪水	0.47	0.79	59%
ガイアナ	2006	洪水	0.17	0.82	21%
タジキスタン	2008	異常気温	0.84	3.72	23%
ハイチ	2010	地震	8.00	6.48	123%
チリ	2010	地震	30.00	171.96	17%
タイ	2011	洪水	40.00	318.52	13%
サモア	2012	サイクロン	0.13	0.64	20%

GDPは災害発生年前年の値を使用。

EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database - www.emdat.be, Université Catholique de Louvain, Brussels (Belgium) の資料をもとに内閣府作成。

附属資料66 技術協力プロジェクト事業における防災関係の事例（2013年度）

国名	協力年度	事業名	協力概要
インドネシア	2011-2015	国家防災庁及び地方防災局の災害管理能力強化プロジェクト	同国の防災を担う国家防災庁を中核として、パイロット地域の州・県・市レベルの地方防災局の地域防災計画や標準対応要領（SOP）等の策定及び訓練を通じて、災害対応能力の強化を支援する。
フィリピン	2012-2015	災害リスク低減・管理能力向上プロジェクト	同国の災害リスク軽減・管理法及び国家防災計画に基づいて、防災を担う中核機関である市民防衛局を軸に計画立案や活動の標準化、人材育成システム等の構築を通して災害対応能力強化を支援する。
フィリピン	2010-2015	地震・火山監視能力強化と防災情報の利活用推進プロジェクト（科学技術協力）	地震・火山の分野で最新の観測・監視システムを導入し、観測・分析能力の向上を支援するとともに、地震や火山に関する精度の高い観測データを発信し防災対策の強化に寄与する。また、津波予測シミュレーションシステムの構築にかかる技術移転も実施する。
タイ	2010-2014	防災能力向上プロジェクト（フェーズ2）	タイ国の中央政府および災害リスクの高い地域のコミュニティレベルにおける防災行政体制の構築支援及びアクションプランの作成、ファシリテーター等の人材育成、学校における防災教育普及体制の構築を目的とした技術支援を行う。
マレーシア	2011-2016	マレーシアにおける地すべり災害及び水害による被害低減に関する研究プロジェクト（科学技術協力）	マレーシアにおける災害管理プログラムの実施促進のために、リモートセンシングを用いて地表環境を観測し、地すべりおよび洪水災害に関する総合的なデータベースを含む高度な災害リスク管理システムの試行版作成のための研究を実施する。
ベトナム	2011-2016	ベトナムにおける幹線交通網沿いの斜面災害危険度評価技術の開発	ベトナムの山岳地域では、脆弱な地盤、熱帯強風化、熱帯モンスーンなどの要因により斜面災害が多発しており、北部・南部をつなぐ基幹道路および山岳域の住民の安全確保のため斜面災害危険度評価技術の開発と、早期警戒、人材育成を含む地すべり災害軽減対策技術の構築を行う。
ベトナム	2013-2016	災害に強い社会づくりプロジェクト（フェーズ2）	ベトナム中部地域4省において、中央政府における統合洪水管理の連携体制強化及び対象省における統合洪水管理計画策定能力強化、洪水リスク分析能力強化、構造物洪水対策、非構造物洪水対策を行うことにより、中央政府と対象省の統合洪水管理の計画・実施能力の強化を図る。
ラオス	2010-2014	河岸侵食対策技術プロジェクト（フェーズ2）	フェーズ1で実施した首都ビエンチャンでの河川伝統工法による河岸侵食対策技術をラオス全国に普及展開させるため、地方3県にて低コストかつ環境負荷の少ない粗朶沈床工のパイロット施工などを通して人材育成を行う。
ミャンマー	2013-2017	自然災害早期警報システム構築プロジェクト	ミャンマーにおける自然災害の早期警報システムの構築のため、パイロット・プロジェクトサイトにおいて自然災害の早期警報が住民まで迅速かつ適切に伝わるシステムの改良モデルを確立すると共に、中央・地方政府機関に対する人材育成や避難活動などの住民啓発活動を行う。また、他地域への展開計画を作成する。
ブータン	2013-2016	氷河湖決壊洪水（GLOF）を含む洪水予警報能力向上プロジェクト	GLOF（氷河湖決壊洪水）を含む洪水に対応する早期警報システムの構築及びパイロット活動を通じた中央及び地方レベルでの緊急対応能力の強化、災害リスクアセスメントを開発計画に取り込む体制づくり支援を行う。
バングラデシュ	2013-2016	持続的な水関連インフラ整備に係る能力向上プロジェクト	バングラデシュ国の洪水被害軽減のため、既存堤防の被災原因などの検討・検証、また堤防建築の実証事業を通して、堤防の設計、施工、維持管理マニュアルの作成などの支援を行う。
ツバル	2010-2013	海面上昇に対するツバル国の生態工学的維持（科学技術協力）	島の形成・維持メカニズムの解明を行い、同メカニズムを考慮した長期的な視点に立った海岸保全政策作りの支援を行う。

国名	協力年度	事業名	協力概要
ケニア	2011-2014	洪水に脆弱な地域における効果的な洪水管理のための能力開発プロジェクト	コミュニティによる洪水管理活動を普及・展開することを目的とし、水資源管理庁の洪水管理能力・コミュニティ支援能力を向上し、3つのパイロットサイトでコミュニティによる構造物、非構造物対策を通じた洪水対策能力の強化を図る。
ペルー	2010-2015	ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト（科学技術協力）	ペルー沿岸の海溝型巨大地震による地震動・津波予測シミュレーションの開発を通じた被害予測とそれに基づく減災施策と技術の開発・策定することを目標とする。
トルコ	2013-2018	マルマラ地域における地震・津波防災および防災教育（科学技術協力）	地震発生リスクが高まっているマルマラ地域において、地震観測、地震津波災害シミュレーション策定に係る研究を実施し、この研究結果を視覚的資料（映像やパンフレット等）として整備することで、一般国民へ防災意識・知識の向上を図る。
トルコ	2013-2017	災害リスク管理基準策定支援プロジェクト	防災計画策定ガイドライン（地震・津波、地すべり、人為災害）及びリスク評価マニュアルの作成支援を実施。パイロット県における同ガイドラインによる防災・減災計画策定を通じ、内容を向上させ全国普及を目指す。
イラン	2012-2015	テヘラン地震災害軽減プロジェクト	地震リスクの高いイランにおいて、首都テヘラン市周辺地域を対象として、道路防災、市民啓発、早期警報の3分野における技術支援を行い、地震防災対応能力の向上を図る。
エルサルバドル	2012-2015	公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト	災害リスクの高いエ国において、公共事業省内に新設された気候変動・リスク管理戦略局に対し、適切な公共インフラ強化事業の推進体制、自然災害発生時の被害調査・緊急復旧作業実施体制、エ国内での技術者育成体制の構築・整備を図る。
モーリシャス	2012-2014	地すべり対策プロジェクト	同国は、近年は人口の増加や都市の拡大に伴い傾斜地の家屋・住民が増える傾向にあり、地すべりが発生する度に深刻な被害が発生している。モーリシャス本島の地すべり地を対象に現状・課題を分析すると共に、実証事業の実施と評価により有効な対策案を検討する。
モーリシャス	2012-2015	海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト	同国は、気候変動の影響に脆弱な島嶼国であり、狭い国土を海岸部における侵食および浸水から守る必要性が高く、観光業や沿岸部で暮らす住民において大きな課題となっている。優先海岸における現状・課題を調査・分析すると共に、実証事業の実施と評価により有効な対策案を検討する。
ニカラグア	2010-2013	地震に強い居住建設技術改善プロジェクト	地震災害リスクが高いニカラグアでは、被害が拡大してしまう主要因の一つに建物の耐震性能が低いことが挙げられる。日本の技術移転により現地で調達可能な資材を用いた建物の耐震に向けた基礎実験を実施している。
トルコ	2011-2014	防災教育プロジェクト	北アナトリア断層は、巨大地震の可能性を孕んでおりマルマラ海近県は被災リスクが高い。ToT（教員研修）制度策定を支援し、公教育における防災教育の普及を目指す。授業案、教材作成、学校における防災計画策定も支援し、学校から地域防災力の向上を図る。
ブラジル	2013-2017	統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト	同国では、土砂災害の被害が拡大しており、発展に伴うリスクエリアへの居住の増加等が要因とされている。土砂災害リスクの低減を目的とし、災害リスクの把握、それに基づく都市拡張計画、モニタリングや情報伝達など総合的な災害対応力の強化等を目指す。
中米地域	2007-2012	中米広域防災能力向上プロジェクト“BOSAI”	多様な自然災害のリスクを抱える中米6カ国において、中米防災センター及び各国防災担当機関の能力強化を図ると共に各国の地方自治体及び対象コミュニティの防災能力強化の向上を図る。
アジア地域	2013-2015	ASEAN災害管理衛星情報活用能力向上支援プロジェクト	アセアン各国の、衛星情報を防災に活用する能力を向上させるため、衛星情報の取得、画像解析、洪水流出解析、氾濫解析といった手法の研修を行う。

出典：独立行政法人国際協力機構（JICA）

附属資料67 国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資供与の実績（1）

単位：回

年度	緊急援助物資の供与 (民間援助物資の 輸送を含む)	救助チームの派遣	医療チームの派遣	専門家チームの派遣	自衛隊部隊の派遣
62	3	0	0	2	
63	12	0	4	2	
元	7	0	2	0	
2	14	2	2	2	
3	19	1	7	1	
4	19	0	1	2	0
5	18	1	1	1	0
6	14	0	0	1	0
7	16	0	0	1	0
8	24	1	1	0	0
9	19	0	0	4	0
10	30	1	4	1	1
11	22	2	5	3	1
12	11	0	3	0	1
13	9	0	0	0	0
14	22	0	0	2	0
15	15	2	2	2	1
16	29	1	8	4	2
17	19	1	3	0	2
18	15	0	1	1	1
19	22	0	0	1	0
20	23	1	2	0	0
21	14	1	3	1	2
22	15	3	2	4	2
23	19	0	0	5	0
24	17	0	0	0	0
25	16	(注2) 1	3	2	2
合計	463	18	54	42	15

(注1) 「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の施行以降の実績。

(注2) 海上保安庁の航空機による搜索救助活動。

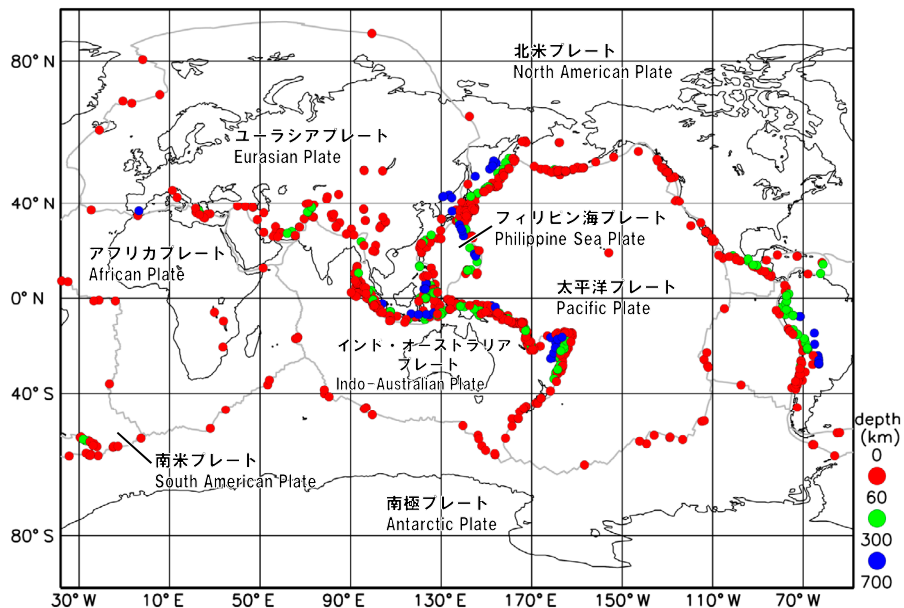
出典：外務省資料

国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資供与の実績 (2) (2013年度)

被災国名	災害名	援助決定日	援助内容
ケニア	洪水	2013年 5月10日	浄水剤、井戸・配管修理工具キット、医薬品、医療資機材キット
マーシャル諸島	干ばつ	2013年 5月17日	水、食糧（米、缶詰等）
ジンバブエ共和国	電を伴う暴風雨	2013年 5月27日	テント、毛布
ミャンマー 連邦共和国	洪水	2013年 8月6日	毛布、スリーピングパッド
スーダン共和国	洪水	2013年 8月7日	テント、スリーピングパッド、浄水器、簡易水槽、発電機
ニジェール共和国	洪水	2013年 9月20日	毛布、ポリタンク、蚊帳
カンボジア王国	洪水	2013年 10月21日	ポリタンク、浄水器、簡易水槽、発電機
カメルーン共和国	洪水	2013年 10月29日	テント
フィリピン共和国	地震	2013年 10月29日	テント、プラスチックシート
南スーダン共和国	洪水	2013年 11月1日	テント、蚊帳、毛布、ポリタンク、浄水剤
フィリピン共和国	台風	2013年 11月12日	テント、浄水器、プラスチックシート、スリーピングパッド、発電機、水
パラオ	台風	2013年 11月15日	プラスチックシート、スリーピングパッド、発電機
トンガ王国	サイクロン	2014年 1月20日	ポリタンク、簡易水槽
ボリビア多民族国	洪水	2014年 2月19日	テント
ブルンジ共和国	洪水	2014年 2月19日	毛布、プラスチックシート
ジンバブエ共和国	水害	2014年 2月25日	テント、毛布、プラスチックシート

出典：独立行政法人国際協力機構（JICA）

附属資料68 世界のマグニチュード6以上の震源分布とプレート境界



(注) 2004年～2013年

出典：アメリカ地質調査所の震源データをもとに気象庁作成

附属資料 69 我が国の主な被害地震（明治以降）

災害名		年 月 日	死者・ 行方不明者数
濃尾地震	(M8.0)	1891年（明治 24年）10月 28日	7,273人
明治三陸地震津波	(M8 $\frac{1}{4}$)	1896年（明治 29年）6月 15日	約2万2,000人
関東大地震	(M7.9)	1923年（大正 12年）9月 1日	約10万5,000人
北丹後地震	(M7.3)	1927年（昭和 2年）3月 7日	2,925人
昭和三陸地震津波	(M8.1)	1933年（昭和 8年）3月 3日	3,064人
鳥取地震	(M7.2)	1943年（昭和 18年）9月 10日	1,083人
東南海地震	(M7.9)	1944年（昭和 19年）12月 7日	1,251人
三河地震	(M6.8)	1945年（昭和 20年）1月 13日	2,306人
南海地震	(M8.0)	1946年（昭和 21年）12月 21日	1,443人
福井地震	(M7.1)	1948年（昭和 23年）6月 28日	3,769人
十勝沖地震	(M8.2)	1952年（昭和 27年）3月 4日	33人
1960年チリ地震津波	(Mw9.5)	1960年（昭和 35年）5月 23日	142人
新潟地震	(M7.5)	1964年（昭和 39年）6月 16日	26人
1968年十勝沖地震	(M7.9)	1968年（昭和 43年）5月 16日	52人
1974年伊豆半島沖地震	(M6.9)	1974年（昭和 49年）5月 9日	30人
1978年伊豆大島近海地震	(M7.0)	1978年（昭和 53年）1月 14日	25人
1978年宮城県沖地震	(M7.4)	1978年（昭和 53年）6月 12日	28人
昭和58年（1983年）日本海中部地震	(M7.7)	1983年（昭和 58年）5月 26日	104人
昭和59年（1984年）長野県西部地震	(M6.8)	1984年（昭和 59年）9月 14日	29人
平成5年（1993年）北海道南西沖地震	(M7.8)	1993年（平成 5年）7月 12日	230人
平成7年（1995年）兵庫県南部地震	(M7.3)	1995年（平成 7年）1月 17日	6,437人
平成16年（2004年）新潟県中越地震	(M6.8)	2004年（平成 16年）10月 23日	68人
平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	(M7.2)	2008年（平成 20年）6月 14日	23人
平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	(Mw9.0)	2011年（平成 23年）3月 11日	1万8,506人

※Mw：モーメントマグニチュード

注)

1. 戦前については死者・行方不明者が1,000人を超える被害地震、戦後については死者・行方不明者が20人を超える被害地震を掲載した。
2. 関東地震の死者・行方不明者数は、理科年表（2006年版）の改訂に基づき、約14万2,000人から約10万5,000人へと変更した。
3. 兵庫県南部地震の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,521人。

出典：理科年表、消防庁資料、警察庁資料、日本被害地震総覧、緊急災害対策本部資料

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

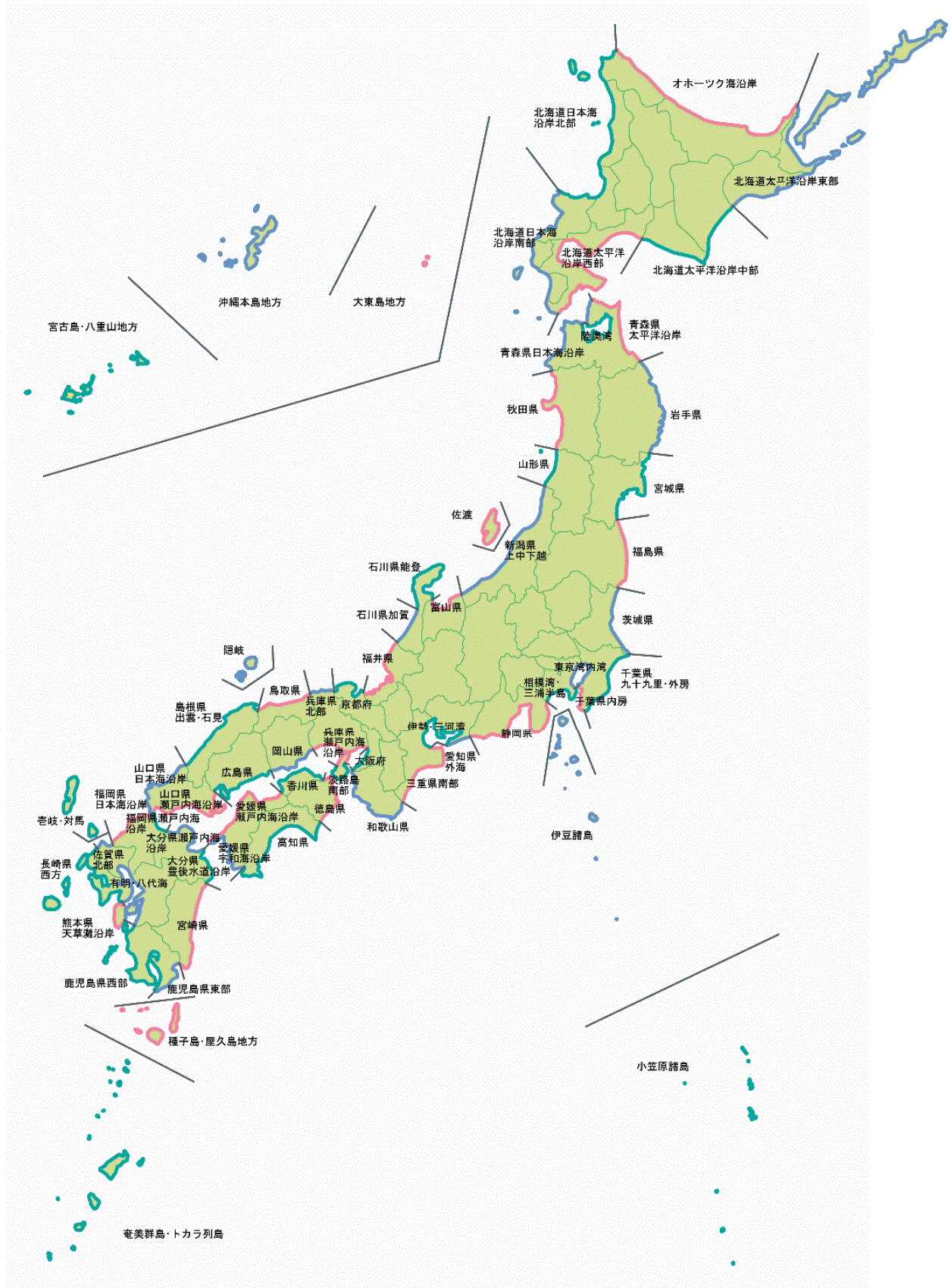
●大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

出典：気象庁資料

附属資料 71 津波予報区



出典：気象庁資料

附属資料72 地震対策緊急整備事業計画

(平成25年度末現在、単位：百万円)

区 分	昭和55～平成26年度		
	計画額 (a)	実績見込額 (b) <small>(注1)</small>	進捗率 (b)/(a)
1 避難地	157,275	132,345	84.1%
2 避難路	83,628	77,487	92.7%
3 消防用施設	129,332	115,829	89.6%
4 緊急輸送路	756,712	605,325	80.0%
4-1 緊急輸送道路	654,693	516,882	79.0%
4-2 緊急輸送港湾	63,571	58,444	91.9%
4-3 緊急輸送漁港	38,448	29,999	78.0%
5 通信施設	19,867	17,063	85.9%
6 公的医療機関	54,012	54,012	100.0%
7 社会福祉施設	57,640	55,161	95.7%
8 公立小・中学校	430,868	409,896	95.1%
9 津波対策	158,868	126,382	79.6%
9-1 河川管理施設	56,860	44,146	77.6%
9-2 海岸保全施設	102,008	82,236	80.6%
10 山崩れ対策	474,627	420,505	88.6%
10-1 砂防設備	80,243	68,552	85.4%
10-2 保安施設	143,988	127,845	88.8%
10-3 地すべり施設	76,804	71,488	93.1%
10-4 急傾斜地施設	156,598	138,678	88.6%
10-5 ため池	16,994	13,943	82.0%
合 計	2,322,829	2,014,005	86.7%

(注1) 地震対策緊急整備事業計画（昭和55年度～平成26年度）の内容は、平成25年度末現在のものである。また、実績見込額は、昭和55～平成21年度分については実績額、平成22～25年度分については実績見込額によって算出している。
(注2) 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業全体の事業費を計上しているものもあり、もっぱら防災対策のみの事業費を計上したものではない。

出典：内閣府資料

附属資料73 地震防災緊急事業五箇年計画の概算事業量等

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年7月に「地震防災対策特別措置法」が施行され、この法律により、都道府県知事は、著しい地震災害が生じるおそれがある地区について、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができることとなり、同計画に基づき事業の一部については、国庫補助率の嵩上げ措置を受けられることになる。

これまで、4次にわたり同計画が都道府県知事により作成され、地震防災緊急事業が実施されてきた。

同計画は、地震防災上緊急に整備すべき29施設等に関して作成される5か年間の計画であり、作成しようとするときは関係市町村の意見を聴いた上で、内閣総理大臣の同意を受けることとされている。

(全都道府県・平成25年度末現在、単位：百万円)

区 分	第1次五箇年計画(平成8~12年度)			第2次五箇年計画(平成13~17年度)			第3次五箇年計画(平成18~22年度)			第4次五箇年計画(平成23~27年度)				
	計画額 (a)	実績額 (b)	進捗率 (b)/(a)	計画額 (d)	実績額 (e)	進捗率 (e)/(d)	計画額 (g)	実績額 (h)	進捗率 (h)/(g)	計画額 (i)	実績額 (j)	進捗率 (j)/(i)		
1号 避難地	1,462,542	959,276	65.6%	3,168	931,413	54,323	25,15	488,257	400,283	82.0%	1,317	120,910	40.9%	
2号 避難路	1,481,509	1,105,639	74.6%	2,601	1,188,051	900,446	1,405	952,865	625,957	65.7%	741	334,045	25.2%	
3号 消防用施設	917,213	697,067	76.0%	28,153	540,784	297,301	21,039	448,460	246,745	55.0%	19,401	637,007	20.9%	
4号 消防活動用道路	168,387	128,163	76.1%	161	119,329	92,958	102	46,719	39,136	105.2%	54	7,256	30.9%	
5号 緊急輸送道路等	6,067,258	5,719,897	94.3%	3,920	4,998,577	4,067,023	2,552	3,557,657	3,106,165	87.3%	2,077	933,720	38.2%	
5号-1 緊急輸送道路	5,555,626	5,355,365	96.4%	3,448	16,855	8,473	2,439	9,242	6,844	74.0%	4,737	5,660	36.6%	
5号-2 緊急輸送交通管制施設	23,900	21,017	87.9%	1	550	387	0	0	0	-	2	117	78	
5号-3 緊急輸送ヘリポート	6,327	2,094	33.1%	11	181,503	119,869	100	198,676	136,895	68.9%	72	151,155	63.939	
5号-4 緊急輸送港湾施設	359,671	237,940	66.2%	73	70,423	46,387	43	47,594	41,558	87.3%	18	20,581	9,521	
5号-5 緊急輸送漁港施設	121,734	103,481	85.0%	844	394,948	257,890	591	259,420	175,571	67.7%	452	252,739	80,025	
6号 共同溝等	261,385	275,928	105.6%	115	391,016	277,721	71.0%	239,424	150,877	63.0%	195	550,549	86,268	
7号 医療機関	784,899	526,548	67.1%	857	280,028	176,408	521	114,756	56,400	49.1%	631	117,378	25,678	
8号 社会福祉施設	482,317	219,490	45.5%	-	-	-	995	35,198	7,074	20.1%	1,053	49,489	3,711	
8の2号 公立幼稚園	-	-	-	5,840	1,078,849	594,777	55.1%	16,256	3,077,544	1,399,624	45.5%	13,354	702,535	30.6%
9号 公立小中学校等	1,359,672	765,344	56.3%	114	32,094	12,070	264	56,834	23,262	40.9%	190	40,180	14,141	
10号 公立特別支援学校等	84,577	29,685	35.1%	29	2,662	1,199	670	62,975	24,429	38.8%	1,268	324,372	52,182	
11号 公的建造物	24,169	5,267	21.8%	334	272,744	225,598	491	237,787	182,911	76.9%	601	293,342	123,154	
12号 海岸・河川施設	235,686	187,310	79.5%	215	196,496	146,699	423	187,407	146,044	77.9%	491	205,791	95,618	
12号-1 海岸保全施設	140,865	109,501	77.7%	119	76,248	78,899	68	50,380	36,867	73.2%	110	87,551	27,536	
12号-2 河川管理施設	94,821	77,809	82.1%	14,332	1,622,048	1,339,438	10,504	1,069,686	976,742	91.3%	8,746	841,830	371,526	
13号 砂防設備等	1,729,574	1,702,042	98.4%	2,278	436,635	409,636	2,033	354,972	325,910	91.8%	2,004	307,400	134,826	
13号-1 砂防設備	268,151	247,050	92.1%	5,583	330,719	263,907	3,673	210,861	202,299	95.9%	2,279	140,282	77,544	
13号-2 保安施設	409,216	469,126	114.6%	1,651	275,558	219,200	1,151	158,479	160,883	101.5%	842	118,417	55,023	
13号-3 地すべり防止施設	359,433	356,531	99.2%	3,568	446,098	356,530	2,500	244,461	220,779	90.3%	2,586	195,689	79,924	
13号-4 急傾斜地崩壊防止施設	522,261	497,690	95.3%	1,252	133,038	90,165	1,147	100,913	66,870	66.3%	1,035	80,042	24,209	
13号-5 たゆみ池	170,513	131,645	77.2%	121	81,642	40,342	78	60,905	34,277	56.3%	72	67,550	21,527	
14号 地域防災拠点施設	162,319	102,857	63.4%	1,702	126,944	38,693	5,844	239,525	78,112	32.6%	6,925	179,345	32,031	
15号 防災行政無線設備	224,276	126,236	56.3%	444	89,822	55,599	405	142,958	72,142	50.5%	457	116,382	25,727	
16号 飲料水施設・電源施設等	221,622	126,320	57.0%	437	10,338	5,292	296	4,081	838	20.5%	430	4,986	814	
17号 備蓄倉庫	17,763	8,028	45.2%	610	1,133	687	515	314	262	83.4%	304	136	25	
18号 応急救護設備	3,595	659	18.3%	6,960	1,725,532	916,981	7,839	846,197	563,811	66.6%	7,238	493,859	129,315	
19号 老朽住宅密集市街地	2,814,605	1,431,714	50.9%	14,157,285	10,018,773	70.8%	12,197,074	8,359,916	68.5%	10,617,492	3,412,555	32.1%		

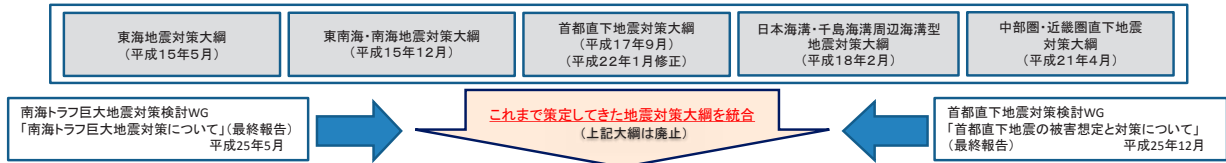
(注1) 第4次五箇年計画(平成23~27年度)の内容は、平成25年度末現在のものである。

(注2) 各事業費には、もっぱら地震防災のみを目的とした事業だけでなく、都市基盤整備等、他の政策目的ではあるが地震防災政策上有効な事業の全体を計上している。

(注3) 公立特別支援学校は、平成18年度までは公立盲学校、ろう学校又は養護学校である。

出典：内閣府資料

附属資料 7.4 大規模地震防災・減災対策大綱



大規模地震防災・減災対策大綱 (中央防災会議決定)		
今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策として、今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめたもの		
<p>1. 事前防災</p> <p>(1) 建築物の耐震化等</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅その他建築物の耐震化の促進 耐震化を促進するための環境整備 公共施設等の耐震化 エレベーター内の閉じ込め防止技術の導入促進 家具等の固定、ガラスの飛散防止 屋外転倒物、落下物の発生防止対策 専門家・事業者の育成 <p>(2) 津波対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 津波に強い地域構造の構築 <ul style="list-style-type: none"> ①海岸堤防等の整備 津波対策を特に講ずべき施設の耐震化、配置見直し等 災害リスクに対応した土地利用計画の策定・推進 安全で確実な避難の確保 <ul style="list-style-type: none"> ①ハザードマップ等の整備促進 ②津波避難計画の策定促進 ③安全な避難空間の確保 ④情報伝達手段の多重化・多様化 ⑤適切な避難行動の周知徹底 火災対策 <ol style="list-style-type: none"> 1) 出火防止対策 2) 初期消火対策 3) 木造住宅密集市街地等における延焼被害軽減対策 4) 避難体制の整備 <p>(3) 土砂災害・地盤災害対策</p> <p>(4) ライフライン及びインフラの確保対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ライフラインの確保対策 2) 情報インフラの確保対策 3) 交通施設の安全・機能確保対策、広域連携のための交通基盤確保 <p>(5) 長周期地震動対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート施設の被害防止など <p>(6) 液状化対策</p> <p>(7) リスクコミュニケーションの推進</p> <p>(8) 防災教育・防災訓練の充実</p> <p>(9) ボランティアとの連携</p>	<p>(11) 総合的な防災力の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域防災力の向上 2) 企業と地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> ①顧客、従業員等の生命の安全確保 ②減災技術開発、リスクファイナンス ③地域社会との連携による被害軽減の実現 (12) 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用 <ul style="list-style-type: none"> ・地震防災対策の推進に必要な情報の共有化 	<p>3. 被災地内外における混乱の防止</p> <p>(1) 基幹交通網の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通施設の耐震化を進めるとともに、代替性や異なる交通モード間のネットワークの向上を図る <p>(2) 民間企業等の事業継続性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画に基づき対策を実践し、それを改善するための継続的な取組の推進 <p>(3) 国、地方公共団体の業務継続性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に優先的に実施すべき業務や、必要な人員・資機材の明確化
<p>2. 災害発生時の効果的な災害応急対策への備え</p> <p>(1) 災害対応体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の現地対策本部の設置場所について、複数計画しておく <p>(2) 原子力事業所への対応</p> <p>(3) 救助・救急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急のための要員の確保・育成や必要機材の配備等の体制の充実 <p>(4) 医療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EMISを用いた災害医療情報等の共有等 <p>(5) 消火活動等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 消防力の充実・向上 2) 避難体制の確立 <p>(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 交通規制対策、緊急輸送ネットワークの応急復旧等 2) 緊急輸送・搬送体制の強化 3) 広域防災拠点・配送拠点の機能の強化 <p>(7) 食料・水、生活必需品等の物資の調達</p> <p>(8) 燃料の供給対策</p> <p>(9) 避難者等への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 避難者及び応急住宅需要等への対応 2) 広域的な避難体制の検討 3) 避難行動を支援者に対する支援 (10) 帰宅困難者等への対応 <ol style="list-style-type: none"> 1) 一時待避場所の抑制 2) 滞留に伴う混乱の防止 3) 円滑な帰宅のための支援 (11) ライフライン及びインフラの復旧対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク全体で円滑かつ効率的に復旧作業が行える仕組み等を検討 (12) 保健衛生・防疫対策 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ等のトイレ対策の推進 <p>(13) 遗体対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ確実な遗体見分等の体制整備 <p>(14) 災害廃棄物等の処理対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害規模に応じた災害廃棄物処理実行計画の策定等 <p>(15) 防災情報対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発生時における防災情報共有化 2) マスメディアとの連携等 <p>(16) 社会秩序の確保・安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察と地域防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化 <p>(17) 多様な空間の効果的利用の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースの利用のあり方と調整ルールの検討等 <p>(18) 広域連携・支援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の各府庁、地方公共団体、関係機関の役割分担や相互連携内容の明確化等 	<p>4. 様々な地域的課題への対応</p> <p>(1) 地下街、高層ビル、ターミナル駅等の安全の確保</p> <p>(2) ゼロメートル地帯の安全確保</p> <p>(3) 石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保等</p> <p>(4) 道路交通渋滞への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生後の一般車両の利用制限、放置車両の処理方策等の検討 <p>(5) 孤立可能性の高い集落への対応</p> <p>(6) 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減</p> <p>(7) 積雪・寒冷地域特有の問題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期道路交通の確保 ・雪崩対策 <p>(8) 文化財の防災対策</p> <p>(9) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック等で使用する施設等の耐震性等の確保 ・外国人の安全確保のためのサイン計画等の推進 	
<p>5. 特に考慮すべき二次災害、複合災害、過酷な事象への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に他の災害の複合的な発生を考慮し、対策を検討 ・巨大地震が発生した場合の「東西分断」の発生防止に向けた交通網の充実等 	<p>6. 本格復旧・復興</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 復興に向けた総合的な検討 (2) 被災者等の生活再建等の支援 (3) 経済の復興 	<p>7. 対策の効果的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業が効果的、計画的に実施されるよう、対策の推進を図り、定期的にフォローアップを実行

出典：内閣府資料

附属資料 75 大規模地震対策特別措置法による東海地震対策

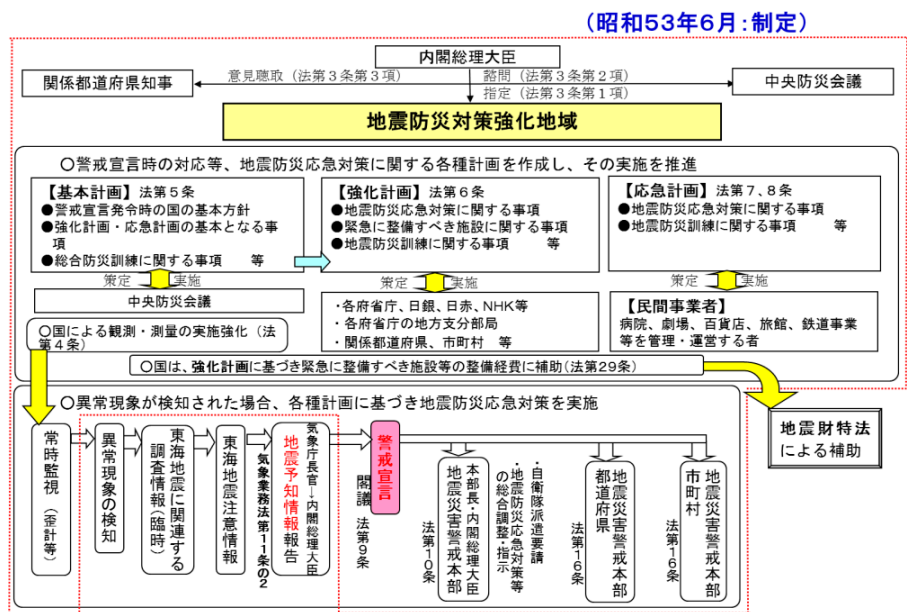
南海トラフで発生する地震のうち、東海地震については、近い将来に発生する可能性が高いと考えられ、また、予知体制の整備が講じられていることから、「大規模地震対策特別措置法」（昭和56年施行）に基づき、対策が講じられている（図表1）。同法では、大規模な地震による災害から、国民の生命、身体及び財産を保護するため、あらかじめ地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定を行ったうえで、同地域に係る地震観測体制の強化を図るとともに、大規模な地震の地震予知情報が出された場合の地震防災体制を整備しておく、地震による被害の軽減を図ることを目的としている。

平成26年4月1日現在、東海地震に係る強化地域は1都7県157市町村の区域が指定されている（図表2）。同法においては、内閣総理大臣による警戒宣言、国、地方公共団体、指定公共機関、特定の民間事業者等による強化地域に係る地震防災計画の作成等が規定されている。

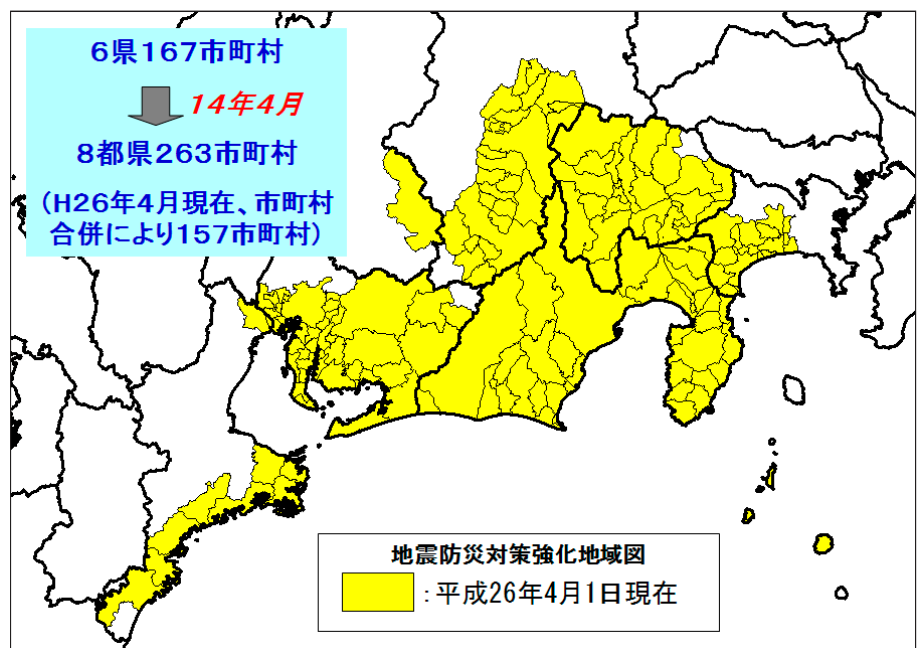
また、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和55年5月公布・施行）では、強化地域における地震防災対策の推進を図るため、関係地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業（地震防災強化計画に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備事業）の一部について国庫補助（負担）率の嵩上げ及び地方財政措置等の国の財政上の特別措置が講じられることとされている。同法は、昭和55年の制定後、昭和60年、平成2年、平成7年、平成12年、平成17年、平成22年に期限を延長する等の改正が行われている。

出典：内閣府資料

図表1 大規模地震対策特別措置法



図表2 地震防災対策強化地域（東海地震）の図



附属資料 76 東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）

東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県 (全域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

※ 平成26年4月1日現在 1都7県 157市町村

出典：内閣府資料

附属資料 77 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による南海トラフ地震対策

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」については、南海トラフ巨大地震の被害想定等の公表を受け、特に人命を守る観点から、その最大の課題である津波避難対策をはじめハード・ソフト両面からの総合的な地震防災対策の推進を図るため、議員立法により平成25年11月、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の改正がなされ、法律の対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大されるとともに、津波避難対策を充実・強化するための財政上の特例措置等が追加された（図表1）。

この特別措置法においては、南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進すべき地域として1都2府26県707市町村を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定（図表2）するとともに、南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を特別に強化すべき地域として1都13県139市町村を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定（図表3）した。

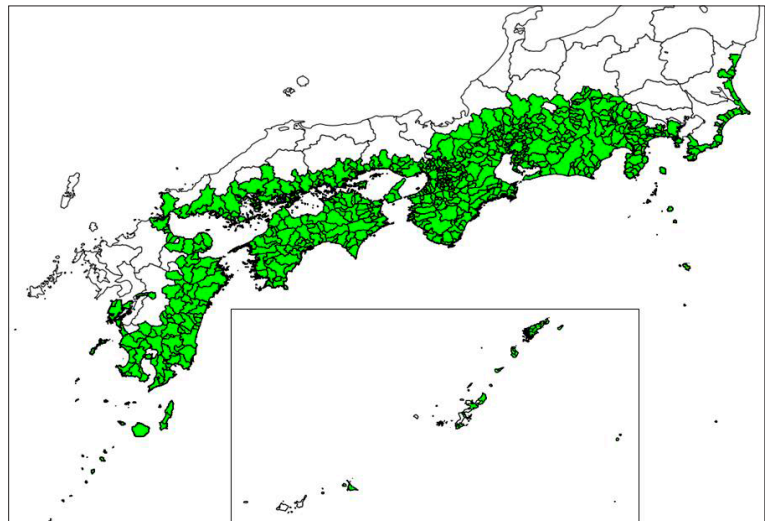
今後、これらの地域に指定された地方公共団体等は「南海トラフ地震防災対策推進計画」、「南海トラフ地震津波避難対策緊急事業計画」等を作成し、これら計画に基づき、数値目標等を定め、地震防災対策の迅速かつ着実な推進を図っていくこととしている。

図表1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

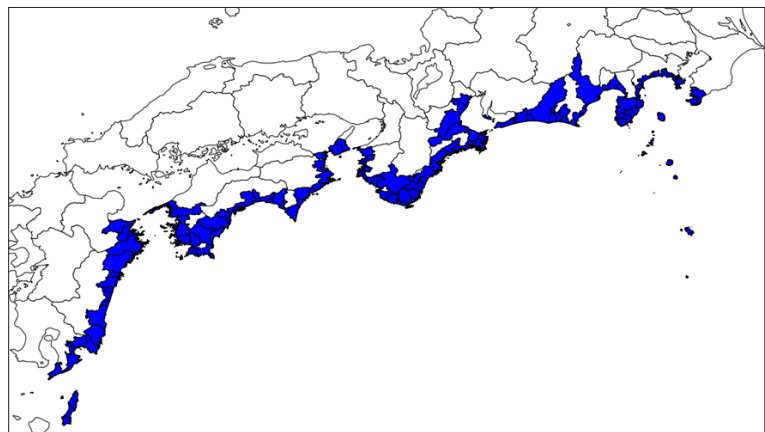
南海トラフ地震防災対策推進地域の指定 南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣府大臣が指定	
基本計画の作成	中央防災会議が作成
推進計画の作成 指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、次の事項を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める ○ 避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ○ 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ○ 防災訓練に関する事項 ○ 国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項 ○ 市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる	
対策計画の作成 推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る	
南海トラフ地震防災対策推進協議会 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定 推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣府大臣が指定	
津波避難対策緊急事業計画の作成 市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣府大臣の同意を得て、以下の施設（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める ○ 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所 ○ 避難場所までの避難の用に供する避難経路その他の避難経路 ○ 集団移動促進事業及び集団移動促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する施設で定める施設	
津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等 ○ 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例 ○ 集団移動促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等	津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移動促進事業に係る特例措置 ○ 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和） ○ 集団移動促進法の特例（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助） ○ 国土利用計画法等による協議等についての配慮 ○ 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

※東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正により措置

図表2 南海トラフ地震防災対策推進地域



図表3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域



附属資料 78 南海トラフ地震防災対策推進地域市町村一覧

茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町及び那珂郡の区域
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町及び安房郡の区域
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡の区域
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡上松町、同郡南木曾町、同郡大桑村及び同郡木曾町の区域
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域
静岡県	全域
愛知県	全域
三重県	全域
滋賀県	全域
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、豊能郡豊能町、泉北郡、泉南郡及び南河内郡の区域
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域
奈良県	全域
和歌山県	全域
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡及び小田郡の区域
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び豊田郡の区域
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡の区域
徳島県	全域
香川県	全域

愛媛県	全域
高知県	全域
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町及び同郡築上町の区域
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町及び天草郡の区域
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡、速見郡及び玖珠郡九重町の区域
宮崎県	全域
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、鹿児島郡、薩摩郡、出水郡、始良郡、曾於郡、肝属郡、熊本郡及び大島郡の区域
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町及び宮古郡の区域

出典：内閣府資料

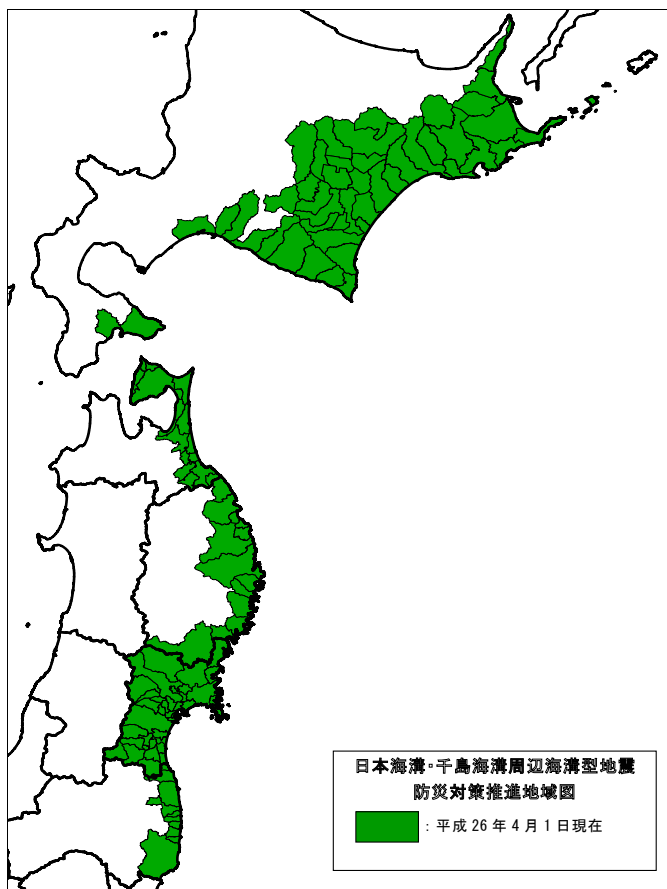
附属資料 79 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域市町村一覧

千葉県	館山市、南房総市及び安房郡の区域
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村の区域
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡、中郡、足柄下郡真鶴町及び同郡湯河原町の区域
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡及び榛原郡吉田町の区域
愛知県	豊橋市、田原市及び知多郡南知多町の区域
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡及び南牟婁郡の区域
兵庫県	洲本市及び南あわじ市の区域
和歌山県	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町及び同郡串本町の区域
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡及び板野郡松茂町の区域
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡及び南宇和郡の区域
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町及び同郡黒潮町の区域
大分県	大分市、佐伯市、臼杵市及び津久見市の区域
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町及び東臼杵郡門川町の区域
鹿児島県	西之表市、志布志市、曾於郡、肝属郡東串良町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町及び同郡南種子町の区域

出典：内閣府資料

附属資料 80 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（市町村一覧）

北海道	函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、勇払郡厚真町、同郡むかわ町、沙流郡日高町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、河東郡音更町、同郡士幌町、同郡上士幌町、同郡鹿追町、上川郡新得町、同郡清水町、河西郡芽室町、同郡中札内村、同郡更別村、広尾郡大樹町、同郡広尾町、中川郡幕別町、同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別町、足寄郡足寄町、同郡陸別町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、同郡浜中町、川上郡標茶町、同郡弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町、目梨郡羅臼町
青森県	八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町
宮城県 (全域)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、同郡村田町、同郡柴田町、同郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、黒川郡大和町、同郡大郷町、同郡富谷町、同郡大衡村、加美郡色麻町、同郡加美町、遠田郡涌谷町、同郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
福島県	いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楮葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町



※ 平成26年4月1日現在 1道4県117市町村

出典：内閣府資料

附属資料 81 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領について

平成19年6月中央防災会議決定

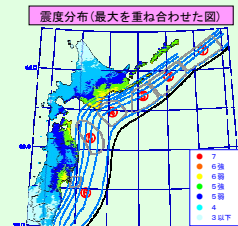
本活動要領は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震によって甚大な津波被害が発生したとき等の主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化したもの

背景

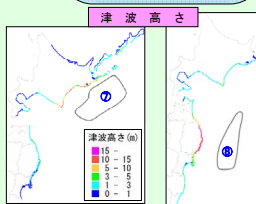
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」（平成18年2月）において、活動要領を策定することを規定

対象地震：
8つの日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

震度分布(最大を重ね合わせた図)



津波高さ



【対象地震】

強震動及び津波

- ① 択捉島沖の地震
- ② 色丹島沖の地震
- ③ 根室沖・釧路沖の地震
- ④ 十勝沖・釧路沖の地震
- ⑤ 三陸沖北部の地震
- ⑥ 宮城県沖の地震

津波のみ

- ⑦ 500年間隔地震
- ⑧ 明治三陸タイプ地震


主な応急対策活動

各省庁等の役割を明記

○救助・救急・医療・消火活動
(警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁、厚生労働省、文部科学省)

＜関係道県に対する広域的応援＞


- ・ 救助・救急活動の実施及び要員の派遣
- ・ 災害派遣医療チーム(DMAT)・救護班の派遣、広域医療搬送
- ・ 非被災道県に対する消防応援の要請



○緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
(警察庁、国土交通省、海上保安庁、水産庁、防衛省、消防庁)

＜交通の確保＞

- ・ 道路交通規制、除雪
- ・ 道路の応急復旧
- ・ 航路障害物の除去




＜緊急輸送活動＞

- ・ 自動車運送事業者等に対する緊急輸送の要請
- ・ 船舶、航空機を用いた緊急輸送



○食料、飲料水等の調達
(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁、防衛省、海上保安庁)

- ・ 主要な物資を中心とした調全体制の整備
- ・ 緊急度、重要度に応じた調達活動




政府の活動体制

緊急災害対策本部又は非常災害対策本部の設置

- ・ 被害の状況及び災害応急対策の実施状況の把握
- ・ 災害応急対策の実施に関する総合調整

緊急災害現地対策本部又は非常災害現地対策本部の設置^(注)

- ・ 地震ごとに最も大きな被害が見込まれる道県内に設置
(北海道：根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、500年間隔地震、岩手県：三陸沖北部の地震、明治三陸タイプ地震、宮城県：宮城県沖の地震)
- ・ 現地における被災状況のとりまとめ
- ・ 被災地内における広域的な資源配分等の調整



(注) 現地における被災情報のとりまとめや、災害応急対策の調整を迅速かつ的確に実施するため、現地対策本部を置くことができるものとした。その他、択捉島沖の地震、色丹島沖の地震で非常災害対策本部を設置することが必要な程度の被害が見込まれる状況の場合には、現地対策本部の設置場所は北海道とするものとした。

※活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画については今後とりまとめ

出典：内閣府資料

附属資料82 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略について

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による人的被害、経済被害について、今後10年間に達成すべき定量的な減災目標とその具体的な実現方法等を定めるものである。

平成20年12月中央防災会議決定

人的被害

【減災目標】 今後10年間で死者数を4～5割減

※冬5時、風速15m/s

【地震名】	【現状】	【対策後】
宮城県沖	約290人	約160人
三陸沖北部	約420人	約230人
十勝沖・釧路沖	約290人	約180人
根室沖・釧路沖	約130人	約70人

【地震名】	【現状】	【対策後】
色丹島沖	約80人	約40人
択捉島沖	約60人	約30人
明治三陸タイプ	約2700人	約1600人
500年間隔	約870人	約550人

経済被害


【減災目標】 今後10年間で経済被害額を1/4減

※冬18時、風速15m/s

【地震名】	【現状】	【対策後】
宮城県沖	約1兆3000億円	約9900億円
三陸沖北部	約7000億円	約5300億円
十勝沖・釧路沖	約1兆2000億円	約8500億円
根室沖・釧路沖	約2700億円	約2000億円

津波による死者数の軽減

- 海岸保全施設整備の推進：津波等による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 約11万ha→約7万ha
- 津波ハザードマップの作成支援：津波防災対策が必要な全市町村において策定
- 津波防災訓練の実施：全沿岸市町村において実施
- 自主防災組織の育成・充実：推進地域における自主防災組織活動カバー率 63.8%→86%




スマトラ島沖地震 2004.12に伴う津波被害

直接被害の軽減

- 住宅・建築物の耐震化：耐震化率 75%→90%
- 急傾斜地崩壊危険箇所の対策：急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数 約42万戸→約54万戸
- 海岸保全施設整備の推進：津波等による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 約11万ha→約7万ha
- 密集市街地の整備^{※7}、消防団の充実・強化^{※8}、自主防災組織の育成・充実、耐震強化岸壁の整備^{※9}、都市ガス分野の地震対策^{※10}

建物倒壊等による死者数の軽減

- 住宅・建築物の耐震化：耐震化率 75%→90%
- 急傾斜地崩壊危険箇所の対策：急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数 約42万戸→約54万戸
- 学校施設の耐震化^{※1}、医療施設の耐震化^{※2}、防災拠点となる公共施設等の耐震化^{※3}、ゼロメートル地帯等における河川堤防の耐震化^{※4}、大規模盛土造成地の耐震化^{※5}、家具の固定^{※6}




新潟県中越沖地震 2007.7

間接被害の軽減

- 建物被害と死者数の軽減に加え、事業継続の取組の推進^{※11}により、生産活動の低下、全国への波及額を軽減。

火災による死者数の軽減

- 密集市街地の整備^{※7}、消防団の充実・強化^{※8}、自主防災組織の育成・充実、住宅・建築物の耐震化

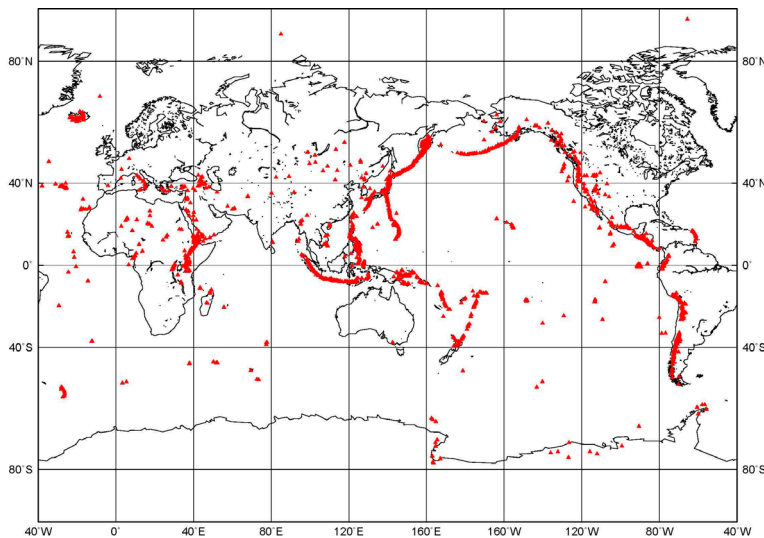


阪神・淡路大震災(1995.1) 出所)神戸市消防局HP

- ※1 地震が発生した際に倒壊等の危険性の高い公立小中学校等施設約1万棟を耐震化
 - ※2 災害拠点病院等で耐震化されていない施設の約5割について耐震補強
 - ※3 耐震化されていない施設の割合(40.4%)を半減
 - ※4 推進地域において耐震化対策を構成
 - ※5 特に危険な大規模盛土造成地の箇所数 約1000箇所→約500箇所
 - ※6 推進地域等における家具の固定率 約50%
 - ※7 重点密集市街地において最低限の安全性(不燃領域率40%以上等)を確保
 - ※8 消防団員100万人を確保
 - ※9 耐震強化岸壁の整備率 約70%
 - ※10 高い耐震性を有する導管の割合 約85%
 - ※11 ほぼ全ての大企業と、中堅企業の半分以上において事業継続計画を策定
- ※項目によっては、達成目標年次は必ずしも10年後ではない。

出典：内閣府資料

附属資料83 世界の火山の分布状況



出典：気象庁資料

附属資料 84 火山防災対策の取組状況

監視・観測体制の充実等が必要な47火山（火山噴火予知連絡会により選定）における
火山防災対策の取組状況（H26.3.31 現在）

火山名	関係都道県	火山防災協議会 設置 ^(※1)	火山 ハザードマップ 作成	噴火警戒 レベル運用	具体的な避難計画 策定 ^(※2)	
					策定市 町村数	関係市町 村数 ^(※3)
アトサヌプリ	北海道		○		(0 / 1)	
雌阿寒岳	北海道	○	○	○	(0 / 3)	
大雪山	北海道				(0 / 3)	
十勝岳	北海道	○	○	○	○ (1 / 6)	
樽前山	北海道	○	○	○	○ (1 / 3)	
倶多楽	北海道		○		(0 / 1)	
有珠山	北海道	○	○	○	(0 / 3)	
北海道駒ヶ岳	北海道	○	○	○	(0 / 3)	
恵山	北海道		○		(0 / 1)	
岩木山	青森県		○		(0 / 3)	
秋田焼山	秋田県	○	○	○	○ (1 / 2)	
岩手山	岩手県	○	○	○	(0 / 4)	
秋田駒ヶ岳	秋田県、岩手県	○	○	○	(0 / 2)	
鳥海山	秋田県、山形県		○		(0 / 4)	
栗駒山	秋田県、岩手県、宮城県				(0 / 3)	
蔵王山	山形県、宮城県		○		(0 / 5)	
吾妻山	山形県、福島県	○	○	○	(0 / 3)	
安達太良山	福島県	○	○	○	(0 / 5)	
磐梯山	福島県	○	○	○	(0 / 3)	
那須岳	福島県、栃木県	○	○	○	(0 / 4)	
日光白根山	栃木県、群馬県	○			(0 / 3)	
草津白根山	群馬県、長野県	○	○	○	(0 / 5)	
浅間山	群馬県、長野県	○	○	○	(0 / 6)	
新湯焼山	新潟県、長野県	○	○	○	◎ (3 / 3)	
焼岳	長野県、岐阜県	○	○	○	◎ (2 / 2)	
乗鞍岳	長野県、岐阜県				(0 / 2)	
御嶽山	長野県、岐阜県				○ (1 / 4)	
白山	岐阜県、石川県、福井県	○			(0 / 3)	
富士山	山梨県、静岡県、神奈川県	○	○	○	(0 / 12)	
箱根山	静岡県、神奈川県	○	○	○	(0 / 1)	
伊豆東部火山群	静岡県	○	○	○	(0 / 1)	
伊豆大島	東京都	○	○	○	◎ (1 / 1)	
新島	東京都				(0 / 1)	
神津島	東京都				(0 / 1)	
三宅島	東京都	○	○	○	(0 / 1)	
八丈島	東京都				(0 / 1)	
青ヶ島	東京都				(0 / 1)	
硫黄島 ^(※4)	東京都	-	-	-	-	
鶴見岳・伽藍岳	大分県	○	○		(0 / 2)	
九重山	大分県	○	○	○	○ (1 / 2)	
阿蘇山	熊本県	○	○	○	◎ (3 / 3)	
雲仙岳	長崎県	○	○	○	○ (1 / 3)	
霧島山	宮崎県、鹿児島県	○	○	○	○ (1 / 5)	
桜島	鹿児島県	○	○	○	○ (1 / 2)	
薩摩硫黄島	鹿児島県	○	○	○	◎ (1 / 1)	
口永良部島	鹿児島県	○	○	○	◎ (1 / 1)	
諏訪之瀬島	鹿児島県	○	○	○	◎ (1 / 1)	
合計		33	37	30	15 (20 / 130)	

◇火山防災協議会設置：33火山

◇噴火警戒レベル運用：30火山

◇火山ハザードマップ作成：37火山

◇具体的な避難計画策定：20市町村

(※1) 火山専門家が未参画、コアグループが未設置、定期的に開催されていないものを含む。1火山に複数の協議会が設置されている場合や複数火山を対象とした協議会の場合がある。

(※2) 少なくとも入山規制や避難の開始時期及び対象地域、避難先、避難経路・手段等が定められている避難計画。関係市町村の一部で具体的な避難計画が策定されている場合には「○」、関係市町村の全ての市町村で具体的な避難計画が策定されている場合には「◎」とした。

(※3) 現行の火山ハザードマップにおいて、大きな噴石・火砕流・融雪型火山泥流の影響範囲に行政区域が含まれる市町村。火山ハザードマップが未作成の火山地域では、火口から4km以内に行政区域が含まれる市町村。

(※4) 硫黄島には一般住民は居住していないため、「-」としている。

出典：内閣府資料

附属資料 85 我が国の主な火山噴火及び噴火災害

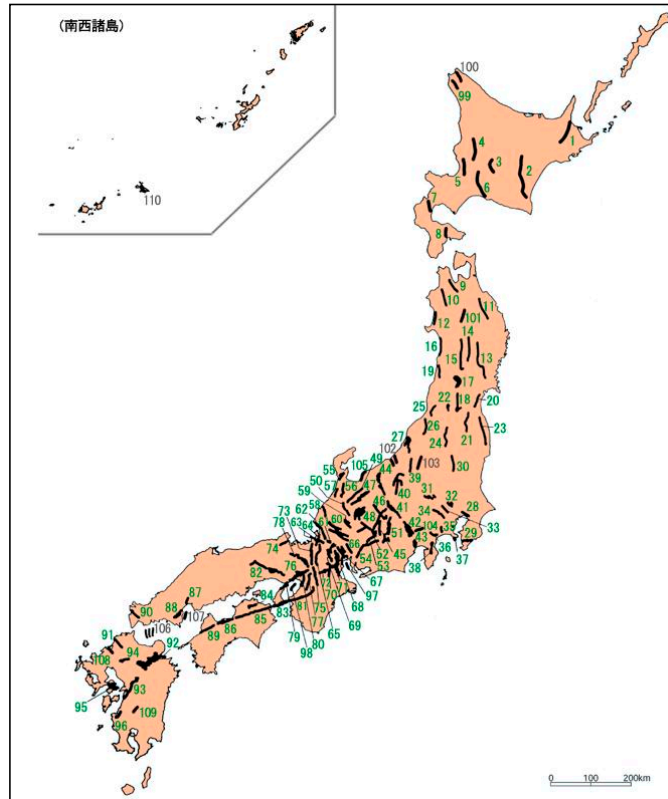
噴火年	火山名	犠牲者数	噴火及び被害の特徴
1640年（寛永17年）	北海道駒ヶ岳※	700余	山体崩壊、岩屑なだれ、津波、多量の降灰、火砕流
1663年（寛文3年）	有珠山※	5	近辺の家屋は消失または埋没
1663年（寛文3年）	雲仙岳	30余	溶岩流、火口よりの出水が氾濫
1667年（寛文7年）	樽前山※		火砕流、多量の降灰・軽石
1694年（元禄7年）	北海道駒ヶ岳		地震・火山雷を伴う噴火、軽石降下、火砕流発生
1707年（宝永4年）	富士山※		「宝永噴火」、多量の降灰、終息後の土砂災害
1721年（享保6年）	浅間山	15	噴石
1739年（元文4年）	樽前山※		火砕流、多量の降灰・軽石
1741年（寛保元年）	渡島大島	1467	山体崩壊、岩屑なだれによる大津波発生
1769年（明和5年）	有珠山		大量の降灰・軽石、火砕流
1777年（安永6年）	伊豆大島		「安永の大噴火」、溶岩流、スコリア降下
1779年（安永8年）	桜島※	150余	「安永の大噴火」、噴石、溶岩流
1781年（天明元年）	桜島	15	高免沖の島で噴火、津波
1783年（天明3年）	浅間山	1151	「天明大噴火」、火砕流、溶岩流、土石なだれ、吾妻川、利根川の洪水
1785年（天明5年）	青ヶ島	130~140	噴石、泥土、島民の1/3以上が犠牲。以後50年余無人島
1792年（寛政4年）	雲仙岳	15,000	「島原大変肥後迷惑」、眉山の崩壊による対岸の津波
1822年（文政5年）	有珠山	50~103	火砕流、旧アブタ集落全滅
1853年（嘉永6年）	有珠山		多量の火山灰・軽石、溶岩ドーム形成、火砕流
1856年（安政3年）	北海道駒ヶ岳	21~29	降下軽石、火砕流
1888年（明治21年）	磐梯山※	461~477	岩屑なだれによる5村11部落が埋没、土石流（火山泥流）
1900年（明治33年）	安達太良山	72	噴石、火口の硫黄採掘所全壊
1902年（明治35年）	伊豆鳥島	125	全島民が犠牲
1914年（大正3年）	桜島※	58	「大正大噴火」、火山雷、溶岩流、地震、空振、村落埋没、多量の降灰
1926年（大正15年）	十勝岳	144	大規模火山泥流、上富良野、美瑛埋没
1929年（昭和4年）	北海道駒ヶ岳	2	多量の降灰・軽石、火砕流、火山ガス被害
1940年（昭和15年）	三宅島	11	多量の火山灰・火山弾、溶岩流
1952年（昭和27年）	ベヨネース列岩（明神礁）	31	火砕サージ
1943~45年（昭和18~20年）	有珠山	1	多量の火山灰、噴石、昭和新山形成
1958年（昭和33年）	阿蘇山	12	噴石
1991年（平成3年）	雲仙岳	43	火砕流、土石流

注：「死者行方不明者10名以上の噴火災害」または「見かけ体積0.1km³以上の噴出物があったとされる大規模噴火」について掲載

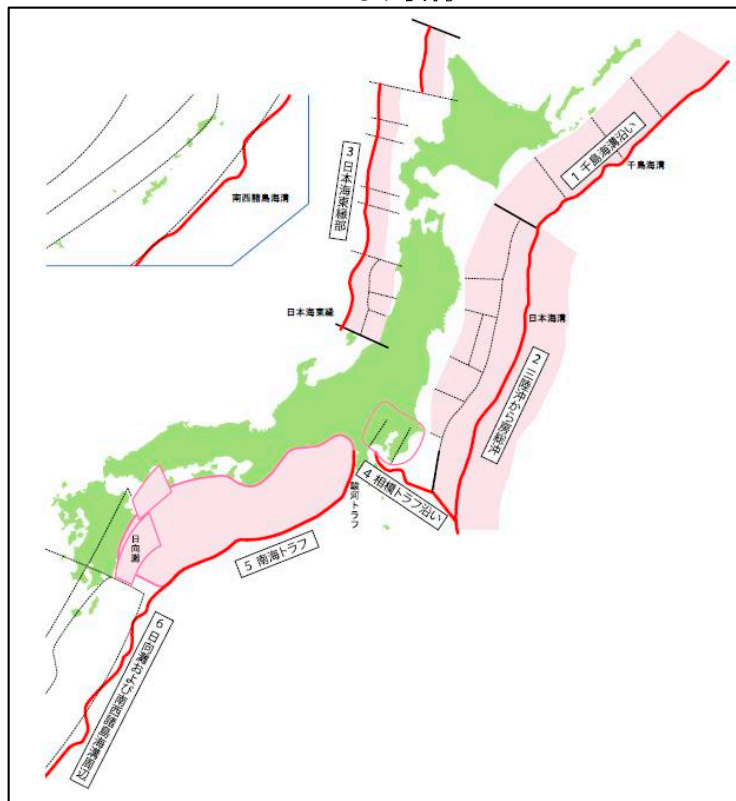
※は、見かけ体積1km³以上の噴出物があった噴火

出典：日本活火山総覧（第4版）（気象庁編 平成25年）をもとに内閣府作成

主な活断層

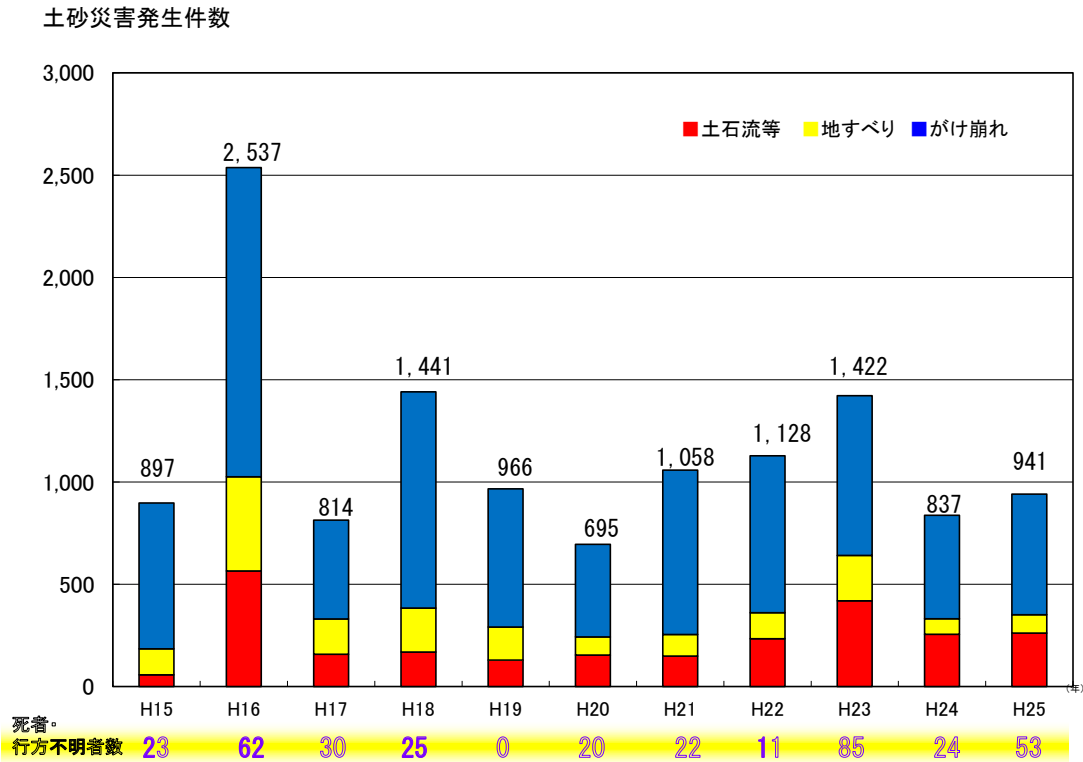


主な海溝



出典：上 内閣府資料、下 文部科学省資料

附属資料87 土砂災害の発生状況の推移



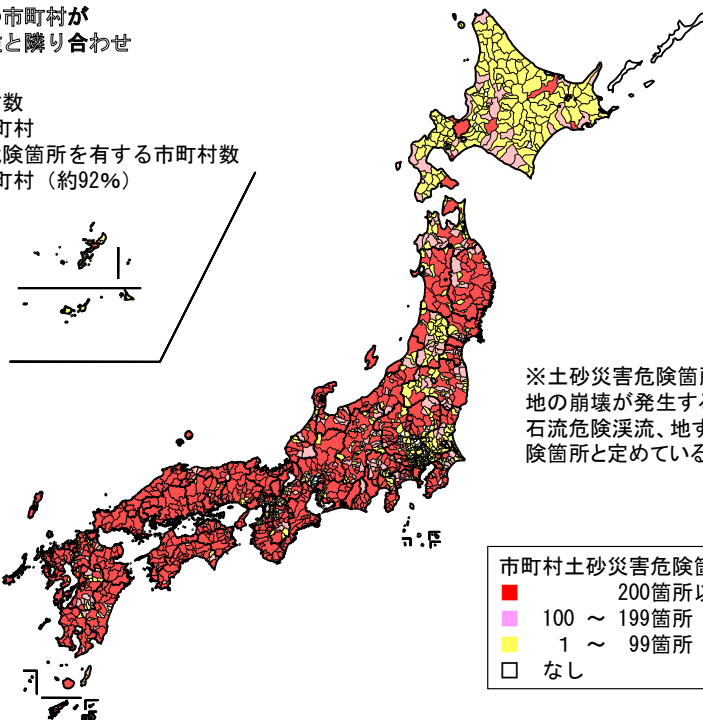
出典：国土交通省資料

附属資料88 市町村別の土砂災害危険箇所の状況

厳しい国土条件のため
全国の約9割の市町村が
土砂災害の危険と隣り合わせ

(参考)

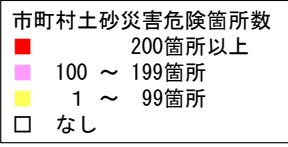
- ・全国市町村数
1,742市町村
- ・土砂災害危険箇所を有する市町村数
1,606市町村 (約92%)



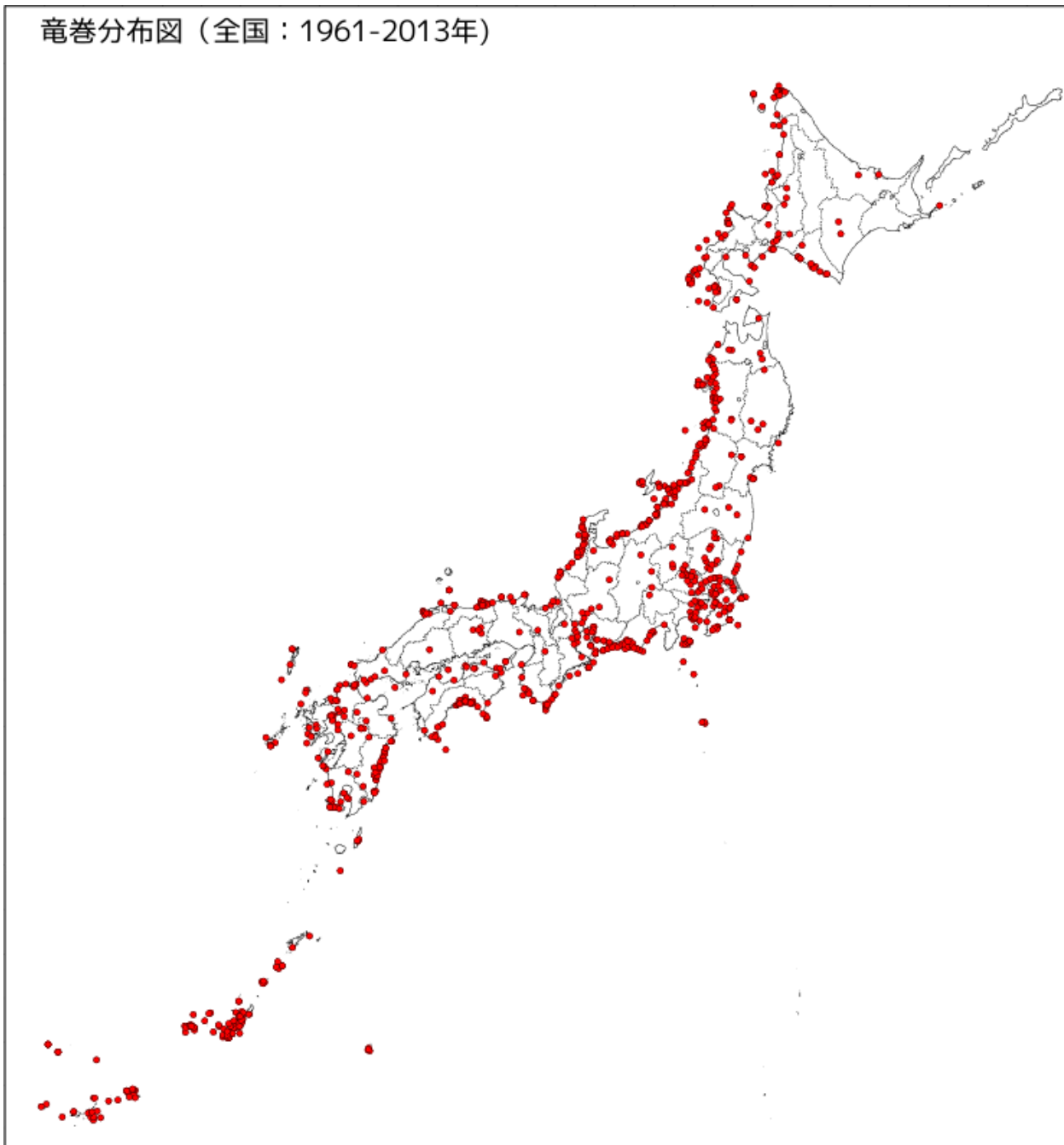
土砂災害危険箇所は
全国に約52万5千箇所と膨大

- 【土石流危険渓流】
183,863渓流
(平成14年度公表)
- 【地すべり危険箇所】
11,288箇所
(平成10年度公表)
- 【急傾斜地崩壊危険箇所】
330,156箇所
(平成14年後公表)

※土砂災害危険箇所とは、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所(それぞれ、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所と定めている。)



出典：国土交通省資料、平成26年3月31日時点



出典：気象庁作成（2014/05/01）